

# ▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	5
第1条 約款の適用 .....	5
第2条 約款の変更 .....	5
第3条 約款の公表 .....	5
第4条 用語の定義 .....	5
<b>第2章 IP伝送サービスの種別等</b> .....	9
第5条 IP伝送サービスの種別 .....	9
第6条 IP伝送サービスの種類 .....	9
第7条 IP伝送サービスの通信モード .....	9
第8条 IP伝送サービスの区分等 .....	9
第9条 外国における取扱い .....	9
<b>第3章 IP伝送サービスの提供区間等</b> .....	9
第10条 IP伝送サービスの提供区間等 .....	9
<b>第4章 契約</b> .....	10
<b>第1節 V P Nサービスに係る契約</b> .....	10
第11条 契約の種別等 .....	10
第12条 契約の単位 .....	10
第13条 契約者回線又は加入者回線の終端 .....	10
第14条 IP伝送サービス区域 .....	10
第15条 加入者回線又は接続契約者回線等の収容 .....	10
第16条 V P N契約申込の方法 .....	10
第17条 V P N契約申込の承諾 .....	11
第18条 最低利用期間 .....	11
第19条 IP伝送回線番号 .....	12
第20条 区分等の変更等 .....	12
第21条 所属V P Nグループの変更 .....	12
第22条 回線終端装置の種類の変更 .....	12
第23条 回線収容部等の変更 .....	12
第24条 契約者回線又は加入者回線の移転等 .....	12
第25条 アクセス回線共用 .....	13
第26条 その他の契約内容の変更 .....	13
第27条 利用の一時中断 .....	13
第28条 V P N利用権の譲渡 .....	13
第29条 V P N契約者が行うV P N契約の解除 .....	14
第30条 当社が行うV P N契約の解除 .....	14
第31条 協定事業者等の契約の解除等に伴うV P N契約の扱い .....	14
第32条 その他の提供条件 .....	15
<b>第2節 国際V P Nサービスに係る契約</b> .....	15
第33条 契約の単位 .....	15
第34条 国際V P N契約申込の方法 .....	15
第35条 国際V P N契約申込の承諾 .....	15

第36条	最低利用期間	16
第37条	区分等の変更等	16
第38条	その他の提供条件	16
<b>第5章</b>	<b>付加機能</b>	17
第39条	付加機能の提供	17
第40条	削除	
第41条	付加機能の利用の一時中断	17
第42条	利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	17
<b>第6章</b>	<b>端末設備の提供等</b>	17
第43条	端末設備の提供	17
第44条	端末設備の移転	17
第45条	端末設備の利用の一時中断	18
<b>第7章</b>	<b>回線相互接続</b>	18
第46条	当社又は他社の電気通信回線の接続	18
<b>第8章</b>	<b>利用中止等</b>	18
第47条	利用中止	18
第48条	利用停止	18
第49条	接続休止	19
<b>第9章</b>	<b>通信</b>	19
第50条	通信利用の制限等	19
第51条	接続契約者回線等による制約	20
<b>第10章</b>	<b>料金等</b>	20
第1節	料金及び工事に関する費用	20
第52条	料金及び工事に関する費用	20
第2節	料金等の支払義務	20
第53条	基本料金の支払義務	20
第54条	通信料金の支払義務	22
第55条	削除	
第56条	手続きに関する料金の支払義務	22
第57条	工事費の支払義務	22
第3節	料金の計算等	22
第58条	料金の計算方法等	22
第4節	割増金及び延滞利息	22
第59条	割増金	22
第60条	延滞利息	22
<b>第11章</b>	<b>保守</b>	23
第61条	I P 伝送契約者の維持責任	23
第62条	I P 伝送契約者の切分責任	23
第63条	修理又は復旧の順位	23
<b>第12章</b>	<b>損害賠償</b>	24
第64条	責任の制限	24
第65条	免責	25
<b>第13章</b>	<b>雑則</b>	25
第66条	承諾の限界	25
第67条	I P 伝送サービスの廃止	25
第68条	利用に係る I P 伝送契約者の義務	25
第69条	I P 伝送契約者からの契約者回線又は加入者回線の 設置場所の提供等	26
第70条	削除	

第71条	I P 伝送契約者からの通知	26
第72条	I P 伝送契約者の氏名等の通知	26
第73条	協定事業者からの通知	26
第74条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	27
第75条	協定事業者による I P 伝送サービスに関する料金等の回収代行	27
第76条	法令に規定する事項	27
第77条	個人情報の取扱い	27
第78条	閲覧	27
第78条の2	I P 伝送契約者に対する通知	27
第78条の3	不可抗力	28
第78条の4	特約	28
<b>第14章</b>	<b>附帯サービス</b>	<b>28</b>
第79条	附帯サービス	28
<b>別記</b>		
1	I P 伝送サービスの提供区間	29
2	アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス	29
3	I P 伝送契約者の地位の承継	30
4	I P 伝送契約者の氏名等の変更の届出	30
5	協定事業者	30
6	I P 伝送サービスの提供に係る当社の電気通信サービス	31
7	I P 伝送契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	31
8	契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続	31
9	自営端末設備に異常がある場合等の検査	32
10	契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続	32
11	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	33
12	当社の維持責任	33
13	個人情報の開示	33
14	削除	
15	利用権に関する事項の証明	33
16	支払証明書の発行	34
17	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	34
18	新聞社等の基準	34
19	削除	
<b>料金表</b>		
通則		35
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	73
第1	基本料金	73
第2	通信料金	134
第3	手続きに関する料金	150
第2表	工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	151
第3表	附帯サービスに関する料金	158
第1	削除	
第2	削除	
第3	削除	
第4	利用権に関する事項の証明手数料	158
第5	支払証明書の発行手数料	158
<b>料金表別表</b>		
1	国際V P Nサービスに係る取扱地域	159

2	I P 伝送サービスの品目及び通信の態様による細目に係る伝送速度	159
3	複合利用割引	161

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第2編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第2種第1類（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「IP伝送サービス」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、IP伝送サービス及びIP伝送（イーサアクセス）サービスに係る付加機能及び附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 当社がIP伝送サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてIP伝送契約者に通知するご利用ガイド等のIP伝送サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、IP伝送契約者が特段の申出なくIP伝送サービスを利用し、又は基本料金若しくは通信料金を支払ったとき、その他IP伝送契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、IP伝送契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (約款の公表)

**第3条** 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、この約款を公表します。

### (用語の定義)

**第4条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP伝送網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP伝送サービス	IP伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 IP伝送サービス取扱所	(1) IP伝送サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP伝送サービスに関する契約事務を行う者の事業所

6 所属 I P 伝送サービス取扱所	その I P 伝送サービスの契約事務を行う I P 伝送サービス取扱所
7 V P N 契約	当社から V P N サービスの提供を受けるための契約（臨時 V P N 契約となるものを除きます。）
8 V P N（イーサアクセス）契約	当社が別に定める契約約款及び料金表に規定するサービスの提供を受けるための契約 （注）本欄に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表に規定するサービスは、Universal One サービス契約約款（第 3 編）に規定する V P N サービスとします。
9 V P N 契約者	当社と V P N 契約を締結している者
10 V P N（イーサアクセス）契約者	当社と V P N（イーサアクセス）契約を締結している者
11 臨時 V P N 契約	30日以内の利用期間を指定して当社から V P N サービスの提供を受けるための契約
12 臨時 V P N 契約者	当社と臨時 V P N 契約を締結している者
13 国際 V P N 契約	当社から国際 V P N サービスの提供を受けるための契約
14 国際 V P N 契約者	当社と国際 V P N 契約を締結している者
15 I P 伝送契約	V P N 契約、臨時 V P N 契約又は国際 V P N 契約
16 I P 伝送契約者	V P N 契約者、臨時 V P N 契約者又は国際 V P N 契約者
17 外国側契約者	取扱地域（料金表別表に掲げる当社が国際 V P N サービスを取扱う本邦以外の地域をいいます。以下同じとします。）に係る外国の電気通信事業者と、I P 伝送サービスに相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 10 項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19 特定相互接続点	相互接続点であって他社接続契約者回線との接続に係るもの
20 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

21 契約者回線	<p>I P 伝送契約に基づいて I P 伝送サービス取扱所に設置される交換等設備（交換設備及びその電気通信回線の終端に対向する装置並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）とその交換等設備のある I P 伝送サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点又は当社が別に定める地点との間に設置されるものを除きます。）</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める地点は、サービス接続点（I P 伝送網と接続契約者回線との接続点をいいます。以下同じとします。）とします。</p>
22 加入者回線	<p>I P 伝送契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、I P 伝送契約に基づいて I P 伝送サービス取扱所に設置される交換等設備とその I P 伝送契約者が指定する場所との間に設置されるもの</p>
23 接続契約者回線	<p>I P 伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記 6 に掲げる株式会社 N T T ドコモ（以下「契約事業者」とします。）の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介して I P 伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。）</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める接続点は、サービスインタワークポイント（I P 伝送網と I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網、電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又は Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One 網との接続点をいいます。以下同じとします。）とします。</p>
24 他社接続契約者回線	<p>相互接続点を介して I P 伝送網と相互に接続する専用等設備（当社が別に定める専用等契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。）であって、協定事業者がその専用等契約者（当社が別に定める専用等契約に係る者に限ります。）の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める専用等契約は、別記 5 の(1)又は(2)に掲げる協定事業者に係る専用等契約とします。</p>
25 接続契約者回線等	<p>接続契約者回線又は他社接続契約者回線</p>
26 回線収容部等	<p>加入者回線収容部（加入者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又は回線収容部（接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）</p>
27 契約者回線等	<p>(1) 契約者回線、加入者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備</p> <p>(2) 接続契約者回線等</p>
28 外国側契約者回線	<p>外国の電気通信事業者と外国側契約者との間に設置される電気通信回線</p>
29 V P N グループ	<p>V P N 契約に係る契約者回線等及び当社が別に定める当社の</p>

プ	<p>契約約款に規定する電気通信回線から構成されるグループ</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款に規定する電気通信回線は、Universal Oneサービス契約約款(第3編)に規定するVPNサービスに係る契約者回線等とします。</p>
30 VPNグループ回線	<p>そのVPNグループを構成する契約者回線等及び当社が別に定める電気通信回線</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款に規定する電気通信回線は、Universal Oneサービス契約約款(第3編)に規定するVPNサービスに係る契約者回線等とします。</p>
31 VPNグループ代表者	<p>そのVPNグループに係るVPN契約者(臨時VPN契約者を含みます。以下この欄において同じとします。)又はVPN(イーサアクセス)契約者であって、VPNグループの設定、変更又は廃止の手続き等を代表できるVPN契約者(当社が別に定めるVPNサービスに係る者に限ります。)又はVPN(イーサアクセス)契約者</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるVPNサービスは、料金表通則に規定するアクセスタイプ1、アクセスタイプ5又はアクセスタイプ7(コース3に係るものに限ります。)とします。</p>
32 国際VPNグループ	国際VPN契約に係る契約者回線等と外国側契約者回線から構成されるグループ
33 国際VPNグループ回線	その国際VPNグループを構成する契約者回線等及び外国側契約者回線
34 国際VPNグループ代表者	その国際VPNグループに係る国際VPN契約者であって、国際VPNグループの設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる国際VPN契約者
35 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
36 自営端末設備	IP伝送契約者が設置する端末設備
37 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
38 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」といいます。)
39 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
40 起算開始日	<p>第18条(最低利用期間)若しくは第40条(付加機能の最低利用期間)に規定する最低利用期間又は当社が別に定める料金の適用に係る期間について、その期間を起算する日</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める料金の適用は、料金表通則に規定する継続利用に係る料金の減額又は長期利</p>

	用割引とします。
41 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 IP伝送サービスの種別等

### （IP伝送サービスの種別）

第5条 当社が提供するIP伝送サービスには、次の種別があります。

種別	内容
VPNサービス	あらかじめ届出のあった契約者回線等相互間の符号、音響又は映像の伝送交換を行うIP伝送サービスであって、国際VPNサービス以外のもの
国際VPNサービス	あらかじめ届出のあった契約者回線等と外国側契約者回線との間の符号又は映像の伝送交換を行うIP伝送サービス

### （IP伝送サービスの種類）

第6条 IP伝送サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種サービス	加入者回線を設置し又は接続契約者回線等と接続して提供するIP伝送サービス
第2種サービス	契約者回線を設置して提供するIP伝送サービス

### （IP伝送サービスの通信モード）

第7条 IP伝送サービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内容
データモード	符号又は映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

### （IP伝送サービスの区分等）

第8条 IP伝送サービスには、料金表通則に規定する区分、品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

### （外国における取扱い）

第9条 当社が提供する国際VPNサービスの取扱いについては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。

## 第3章 IP伝送サービスの提供区間等

### （IP伝送サービスの提供区間等）

第10条 当社は、IP伝送サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が別に定める相互接続点の所在場所等をIP伝送契約の申込みをする者及びIP伝送契約者に開示します。

3 相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき又は当社のIP伝送サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める相互接続点の所在場所等は、第1種サービスの他社接続契約者回線に係る特定相互接続点の所在場所とします。

## 第4章 契約

### 第1節 VPNサービスに係る契約

#### (契約の種別等)

第11条 VPNサービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) VPN契約
- (2) 臨時VPN契約（第1種サービスに係るものに限ります。）

#### (契約の単位)

第12条 当社は、1の契約者回線又は回線収容部等ごとに1のVPN契約（臨時VPN契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

2 前項の場合、VPN契約者は、1のVPN契約につき1人に限ります。

#### (契約者回線又は加入者回線の終端)

第13条 当社は、IP伝送サービス取扱所内において、配線盤又は回線終端装置（これに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下、「配線盤等」といいます。）を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、VPN契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、VPN契約者と協議します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電气的条件及び光学的条件に適合するものとします。以下、同じとします。

#### (IP伝送サービス区域)

第14条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、IP伝送サービス区域を設定します。

2 当社はIP伝送サービス区域を表示する図表をそのIP伝送サービス区域内の契約事務を行うIP伝送サービス取扱所において閲覧に供します。

#### (加入者回線又は接続契約者回線等の収容)

第15条 当社は、当社が指定するIP伝送サービス取扱所の回線収容部等に加入者回線又は接続契約者回線等を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部等（第25条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合においては、複数の回線収容部を統合した電気通信設備を含みます。以下同じとします。）ごとに1の加入者回線又は接続契約者回線等を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP伝送サービス取扱所の回線収容部等への収容の変更を行うことがあります。

#### (VPN契約申込の方法)

第16条 VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) VPNサービスの種類、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 所属する1のVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (3) 他社接続契約者回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) 契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等に係る終端の場所
- (5) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (6) 見込みトラヒック
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、VPNグループ代表者を定めて契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したとき又はVPNグループ代表者を変更したときも

同様とします。

(注) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がVPNサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

#### (VPN契約申込の承諾)

**第17条** 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時VPN契約の申込みがあった場合は、VPNサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時VPN契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのVPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) VPN契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となるものに限り。）となる場合においては、そのVPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのVPN契約の申込みについて契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。

(4) 前3号の規定にかかわらず、第25条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る他社接続契約者回線（以下「他社接続共用回線」といいます。）について、協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのVPN契約の申込みについて協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。

(5) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の同意がないとき。

(6) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(7) VPN契約の申込みをした者が、VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(8) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(9) その他当社のVPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

**第18条** VPNサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、VPNサービスの提供を開始した日又はVPN契約者が接続事業者変更（接続契約者回線等に係る協定事業者（契約事業者を含みます。以下この条において同じとします。）を他の協定事業者へ変更（別記5の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更を除きます。）すること、第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更を行なうこと又はVPNサービスの区分等を変更（当社が別に定めるものに限り。）することをいいます。以下同じとします。）を行った日を起算開始日として1年間とします。

3 当社は、前項の最低利用期間内にVPN契約の解除、VPNサービスの区分若しくは品目の変更等、接続事業者変更、加入者回線の移転又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額をVPN契約者から支払っていただきます。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるVPNサービスの区分等の変更は、アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（別記5の(2)に掲げる協定事業者に係るものに限ります。）に限ります。）とその他の区分等との間の相互の変更とします。

**(IP伝送回線番号)**

**第19条** 当社は、1のVPN契約ごとに1のIP伝送回線番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP伝送回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP伝送回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをVPN契約者に通知します。

**(区分等の変更等)**

**第20条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、VPNサービスの区分、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(所属VPNグループの変更)**

**第21条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、所属VPNグループの変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(回線終端装置の種類の変更)**

**第22条** 当社は、VPN契約者（第1種サービス（加入者回線に係るものに限ります。）又は第2種サービスに係る者に限ります。）から請求があったときは、回線終端装置の種類の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(回線収容部等の変更)**

**第23条** VPN契約者（第1種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを契約事業者又は協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のIP伝送サービス取扱所の回線収容部等への収容の変更を行う必要が生じたとき、加入者回線の移転によりその加入者回線について他のIP伝送サービス取扱所の加入者回線収容部への収容の変更を行なう必要が生じたとき又は第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更により加入者回線収容部と回線収容部との間の相互の収容の変更を行なう必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその変更を行わないことがあります。

(1) 第17条（VPN契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) その届出が臨時VPN契約に係るもの場合は、VPNサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

3 前項ただし書の場合において、VPN契約者は、VPNサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのVPN契約者にそのことを通知します。

**(契約者回線又は加入者回線の移転等)**

**第24条** VPN契約者は、契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）又は加入者回線（当社が別に定めるものに限ります。）の移転を請求することができます。

2 前項に規定するほか、VPN契約者は、回線収容部等に収容する加入者回線と接続契約者回線等との間の相互の変更を請求することができます。

3 前2項の請求があったときは、当社は第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準

じて取り扱います。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める契約者回線は、料金表通則に規定するアクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限り）に係るものとします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める加入者回線は、料金表通則に規定するアクセスタイプ1に係るものとします。

**(アクセス回線共用)**

**第25条** VPN契約者（第1種サービスに係る者に限り）は、アクセス回線共用（そのVPNサービスに係る回線収容部に収容される接続契約者回線等（別記6に掲げる接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）について、そのVPNサービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2 前項の場合において、当社は、そのアクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）のうち1の電気通信回線が臨時以外のものである場合に限り、アクセス回線共用を提供します。

3 当社は、VPN契約者から請求があったときは、アクセス回線共用に係る変更等（当社が別に定めるものに限り）を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、VPN契約者からの請求等によりアクセス回線共用回線群に係る回線数が1となったときは、そのアクセス回線共用を廃止します。

5 当社は、第1項又は第3項の請求があったときは、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(注) 本条第3項に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

(1) アクセス回線共用回線群に係る回線数の変更

(2) アクセス回線共用の廃止

**(その他の契約内容の変更)**

**第26条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、第16条（VPN契約申込の方法）第1項第7号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(利用の一時中断)**

**第27条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、VPNサービスの利用の一時中断（そのVPNサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(VPN利用権の譲渡)**

**第28条** VPN利用権（VPN契約者がVPN契約に基づいてVPNサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、臨時VPN契約者が臨時VPN契約に基づいてVPNサービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

2 VPN利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP伝送サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりVPN利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) VPN利用権を譲り受けようとする者が、VPNサービスの料金又は工事に関

する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3) その譲受人が、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

ただし、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となる場合に限り。）となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(4) 前号の規定にかかわらず、現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(5) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の承諾が得られないとき。

4 VPN利用権の譲渡があったときは、譲受人は、VPN契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（VPN契約者が行うVPN契約の解除）

**第29条** 当社は、VPN契約者がVPN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うVPN契約の解除）

**第30条** 当社は、第48条（利用停止）の規定によりVPNサービスの利用を停止されたVPN契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのVPN契約を解除することがあります。

2 当社は、VPN契約者が第48条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のVPNサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、VPNサービスの利用停止をしないでそのVPN契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめVPN契約者にそのことを通知します。

（協定事業者等の契約の解除等に伴うVPN契約の扱い）

**第31条** 当社は、VPN契約者からそのVPN契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除等VPN契約者の責めに帰すべき理由によりその接続契約者回線等との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったときは、そのVPN契約を解除します。

ただし、第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更該当するとき、接続中止すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始したとき又は接続中止すると同時にアクセス回線共用を開始した場合であって、そのVPN契約者からVPN契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、次の場合には、そのVPN契約を解除することがあります。

(1) VPN契約者とそのVPN契約に係る接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(2) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

- (3) 現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。  
(その他の提供条件)

**第32条** VPN契約（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。）に係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

#### 第2節 国際VPNサービスに係る契約

##### (契約の単位)

**第33条** 当社は、1の契約者回線又は回線収容部ごとに1の国際VPN契約を締結します。

ただし、当社が別に定める国際VPNサービスの場合は、そのVPNグループ代表者に係る1の契約者回線又は回線収容部等について、1の国際VPN契約を締結します。

2 前項の場合、国際VPN契約者は、1の国際VPN契約につき1人に限ります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める国際VPNサービスは、料金表通則に規定するアクセスタイプ3に係る国際VPNサービスとします。

##### (国際VPN契約申込の方法)

**第34条** 国際VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際VPNサービスの種類、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 所属する1の国際VPNグループ（以下「所属国際VPNグループ」といいます。）
- (3) 他社接続契約者回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) 契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所
- (5) 所属VPNグループ（当社が別に定めるVPN契約者に限ります。）
- (6) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (7) 外国側契約者回線について、外国側契約者が外国の電気通信事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (8) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たに国際VPNグループを設ける申込みであるときは、国際VPNグループ代表者を定めて契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したとき又は国際VPNグループ代表者を変更したときも同様とします。

(注1) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定めるVPN契約者は、料金表通則に規定する、アクセスタイプ3に係る国際VPN契約の申込みをしようとする者としてします。

(注2) 本条第1項第6号及び第7号に規定する当社が別に定める契約の内容は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表（接続契約者回線等に係るものに限ります。）に規定する事項又は外国側契約者が外国の電気通信事業者と締結している契約に係る事項のうち、当社が国際VPNサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

##### (国際VPN契約申込の承諾)

**第35条** 当社は、国際VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際VPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 国際VPN契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、契約事業者

- 又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となるものに限り。）となる場合においては、そのVPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのVPN契約の申込みについて契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。
  - (4) 前3号の規定にかかわらず、第38条（その他の提供条件）第1項に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その国際VPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はその国際VPN契約の申込みについて協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。
  - (5) 第1号に規定するほか、国際VPN契約（当社が別に定めるものに限り。）の申込みをした者が、VPNグループ代表者と同一の者とならないとき。
  - (6) 所属国際VPNグループの国際VPNグループ代表者の同意がないとき。
  - (7) 国際VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (8) 国際VPN契約の申込みをした者が、国際VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (9) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (10) その他当社の国際VPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (注) 本条第2項第5号に規定する当社が別に定める国際VPN契約は、料金表通則に規定する、アクセスタイプ3に係る国際VPN契約とします。

**（最低利用期間）**

**第36条** 国際VPNサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、国際VPNサービスの提供を開始した日又は国際VPN契約者が接続事業者変更を行った日から起算して1年間とします。
- 3 当社は、前項の最低利用期間内に国際VPN契約の解除、国際VPNサービスの区分若しくは品目の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を国際VPN契約者から支払っていただきます。

**（区分等の変更等）**

**第37条** 当社は、国際VPN契約者から請求があったときは、国際VPNサービスの区分、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第35条（国際VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**（その他の提供条件）**

**第38条** 契約者回線の終端、IP伝送サービス区域、接続契約者回線等の収容、IP伝送回線番号、所属国際VPNグループの変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用、その他の契約内容の変更、国際VPN利用権の譲渡、国際VPN契約者が行う国際VPN契約の解除、当社が行う国際VPN契約の解除、協定事業者等の契約の解除に伴う国際VPN契約の取扱いに関する取扱いについては、VPN契約の場合に準じるものとします。

- 2 前項に規定するほか、国際VPN契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

**第39条** 当社は、IP伝送契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能(臨時VPN契約者については、当社が別に定める付加機能に限ります。以下同じとします。)を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

3 削除

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、臨時付加機能(臨時VPN契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。)とします。

(注2) 削除

**第40条** 削除

### (付加機能の利用の一時中断)

**第41条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

### (利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

**第42条** IP伝送契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表(料金)に規定する付加機能を利用することができます。

## 第6章 端末設備の提供等

### (端末設備の提供)

**第43条** 当社は、VPN契約者(第1種サービス(加入者回線に係るものに限ります。)又は第2種サービスに係る者)に限ります。以下この章において同じとします。)から請求があったときは、その契約者回線又は加入者回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

### (端末設備の移転)

**第44条** 当社は、VPN契約者(当社が別に定める者に限ります。)から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるVPN契約者は、加入者回線に係るVPN契約者又は料金表通則に規定するアクセスタイプ1(イーサネットアクセスに係るものに限ります。)に係るVPN契約者とします。

### (端末設備の利用の一時中断)

**第45条** 当社は、VPN契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条(VPN契約申込の承諾)の規定に準

じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

## 第7章 回線相互接続

### (当社又は他社の電気通信回線の接続)

**第46条** IP伝送契約者（第1種サービス（加入者回線に係るものに限り。）又は第2種サービスに係る者に限り。）は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

## 第8章 利用中止等

### (利用中止)

**第47条** 当社は、次の場合には、そのIP伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第10条（IP伝送サービスの提供区間等）第3項の規定により、相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (4) 第50条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIP伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP伝送契約者（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、本章において同じとします。）に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第48条** 当社は、IP伝送契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP伝送サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（他社接続共用回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第68条（利用に係るIP伝送契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。

- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、当社のIP伝送サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、料金その他の債務について、IP伝送契約者が第75条（協定事業者によるIP伝送サービスに関する料金等の回収代行）の規定により協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わない場合又は外国側契約者が当社が別に定める支払方法により外国の電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその外国の電気通信事業者を支払わない場合についても、前項の規定に準じて取扱います。
- 3 当社は、前2項の規定によりIP伝送サービスの利用停止（前項の規定により、IP伝送サービスの一部の利用を停止する場合があります。以下同じとします。）をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP伝送契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (注) 本条第2項に規定する当社が別に定める支払方法は、料金表通則に規定する料金等の一括支払い（外国側でその一括支払いを行うものに限ります。）とします。

**(接続休止)**

**第49条** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、IP伝送契約者がIP伝送サービスを全く利用できなくなったときは、そのIP伝送サービスについて接続休止（そのIP伝送サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP伝送サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのIP伝送サービスについて、IP伝送契約者から利用の一時中断の請求又はIP伝送契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのIP伝送契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのIP伝送契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのIP伝送契約者にそのことを通知します。

**第9章 通信**

**(通信利用の制限等)**

**第50条** 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関  
電力の供給の確保に直接関係がある機関  
ガスの供給の確保に直接関係がある機関  
水道の供給の確保に直接関係がある機関  
選挙管理機関  
別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関  
預貯金業務を行う金融機関  
国又は地方公共団体の機関

2 I P 伝送契約者（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、本条において同じとします。）が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、I P 伝送サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（接続契約者回線等による制約）

**第51条** I P 伝送契約者は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等を使用することができない場合においては、I P 伝送サービスを利用することはできません。

## 第10章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

**第52条** 当社が提供するI P 伝送サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するI P 伝送サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供するI P 伝送サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。以下同じとします。）、付加機能使用料、回線終端装置使用料、インタフェースケーブル使用料、屋内配線使用料、機器使用料、構内インタフェースケーブル使用料及び加算料を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

**第53条** I P 伝送契約者（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、本条において同じとします。）は、そのI P 伝送契約に基づいてI P 伝送サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、I P 伝送契約の解除があった日（付加機能又は端末設備については、その廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P 伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、I P 伝送契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、I P 伝送契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、I P 伝送契約者は、次の場合を除き、I P 伝送サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 I P 伝送契約者の責めによらない理由により、その I P 伝送サービスを全く利用できない状態（その I P 伝送契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄、3 欄又は 4 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間（アクセス回線共用を行う場合において料金表通則に別段の定めがあるときはその時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>(1) (2) 以外の場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 伝送サービスについての料金</p> <p>(2) アクセス回線共用を行う場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその I P 伝送サービスについての料金（料金表に別段の定めのある料金に限ります。）</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその I P 伝送サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 伝送サービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部等の変更に伴って、I P 伝送サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（I P 伝送契約者の都合により I P 伝送サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は I P 伝送回線番号を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 伝送サービスについての料金</p>
<p>4 I P 伝送サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその I P 伝送サービスについての料金</p>

3 前項の規定にかかわらず、基本料金の扱いについて、料金表通則にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1 以上の料金月（1 の暦月の起算日（当社が I P 伝送契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

**（通信料金の支払義務）**

**第54条** I P 伝送契約者は、料金表第 1 表（料金）に規定する通信料金（以下「定額通信料金」といいます。）の支払いを要します。この場合、定額通信料金の適用については、第53条（基本料金の支払義務）の規定に準ずるものとします。この場合において、同条中「基本料金」とあるのは「定額通信料金」と読み替えるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、定額通信料金の扱いについて、料金表通則にサービス品

質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

#### **第55条 削除**

##### **(手続きに関する料金の支払義務)**

**第56条** I P 伝送契約者は、I P 伝送サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

##### **(工事費の支払義務)**

**第57条** I P 伝送契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第23条(回線収容部等の変更)に規定する回線収容部等の変更を行ったときは、I P 伝送契約者(V P N(イーサアクセス)契約者を含みます。以下、本条において同じとします。)は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にそのI P 伝送契約の解除又はその工事の請求若しくは回線収容部等の変更の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、I P 伝送契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、当社は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用をI P 伝送契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 V P N(イーサアクセス)契約者が工事費の支払を要する場合、料金表第2表に「1のV P N契約ごとに」とあるのは、「1のV P N(イーサアクセス)契約ごとに」と読み替えるものとします。

#### **第3節 料金の計算等**

##### **(料金の計算方法等)**

**第58条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### **第4節 割増金及び延滞利息**

##### **(割増金)**

**第59条** 当社は、I P 伝送契約者(V P N(イーサアクセス)契約者を含みます。以下、本節において同じとします。)が料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてI P 伝送契約者から支払っていただきます。

##### **(延滞利息)**

**第60条** 当社は、I P 伝送契約者から料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてI P 伝送契約者から支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、第48条(利用停止)第2項に規定する場合についても、前項の規定に準じて取扱います。

(注) 本条第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

### **第11章 保守**

#### **(I P 伝送契約者の維持責任)**

**第61条** 当社は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するようI

P 伝送契約者に維持していただきます。

( I P 伝送契約者の切分責任)

**第62条** I P 伝送契約者は、I P 伝送サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P 伝送契約者（第1種サービス（加入者回線に係るものに限ります。）又は第2種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、I P 伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P 伝送契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P 伝送契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用をI P 伝送契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P 伝送契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

**第63条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第50条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのI P 伝送契約に係るもの 水防機関とのI P 伝送契約に係るもの 消防機関とのI P 伝送契約に係るもの 災害救助機関とのI P 伝送契約に係るもの 警察機関とのI P 伝送契約に係るもの 防衛機関とのI P 伝送契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのI P 伝送契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのI P 伝送契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのI P 伝送契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのI P 伝送契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのI P 伝送契約に係るもの 選挙管理機関とのI P 伝送契約に係るもの 別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのI P 伝送契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのI P 伝送契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのI P 伝送契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのI P 伝送サービスに係る電気通信設備又はI P 伝送回線番号を変更することがあります。

## 第12章 損害賠償

### (責任の制限)

**第64条** 当社は、I P 伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのI P 伝送サービスが全く利用できない状態（そのI P 伝送契約（V P N（イーサアクセス）契約を含みます。以下、第13章まで同じとします。）に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P 伝送契約者（V P N（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、本章において同じとします。）の損害を賠償します。

ただし、当社又は協定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償するときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、I P 伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P 伝送サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定する料金（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金のうち定額通信料金以外の料金（I P 伝送サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第1表第2に規定する定額通信料金（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）

3 前2項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する料金について、アクセス回線共用を行う場合において料金表通則に別段の定めがある場合は、その定める時間ごとに損害を賠償します。

4 当社の故意又は重大な過失によりI P 伝送サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 前4項の規定にかかわらず、当社は、国際V P Nサービスの提供に伴い、その国際V P N契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P 伝送サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項又は第3項の場合において、日数又は時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

**第65条** 当社は、I P 伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、I P 伝送契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（I P 伝送サービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置

する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する I P 伝送契約者の費用については負担しません。
- 4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

### 第13章 雑則

#### （承諾の限界）

**第66条** 当社は、I P 伝送契約者（V P N（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、第68条（利用に係る I P 伝送契約者の義務）まで同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の I P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### （I P 伝送サービスの廃止）

**第67条** 当社は、I P 伝送サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による I P 伝送サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その I P 伝送サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、I P 伝送サービスの一部又は全部の廃止に伴い、I P 伝送契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により I P 伝送サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ I P 伝送契約者に通知します。

#### （利用に係る I P 伝送契約者の義務）

**第68条** 当社は、I P 伝送契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が I P 伝送契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が I P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 伝送契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社が I P 伝送契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- 2 当社は、I P 伝送契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を I P 伝送契約者に負担していただきます。
  - 3 I P 伝送契約者は、当社が I P 伝送契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備そ

の他の物品について、I P 伝送契約の解除、I P 伝送サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品をI P 伝送契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりI P 伝送サービス取扱所へ返還していただきます。

4 I P 伝送契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。

5 I P 伝送契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

6 I P 伝送契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

（I P 伝送契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等）

**第69条** I P 伝送契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

**第70条** 削除

（I P 伝送契約者からの通知）

**第71条** 当社は、接続契約者回線等について、第16条（V P N 契約申込の方法）又は第34条（国際V P N 契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてI P 伝送契約者から速やかに所属I P 伝送サービス取扱所に通知していただきます。

（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 専用契約者数の変更
- (2) 利用休止（他社接続契約者回線に係るものに限り。）
- (3) 利用権の譲渡（接続契約者回線等に係るものに限り。）
- (4) 契約の解除（接続契約者回線等に係るものに限り。）
- (5) 地位の承継（接続契約者回線等に係るものに限り。）
- (6) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更（接続契約者回線等に係るものに限り。）

（I P 伝送契約者の氏名等の通知）

**第72条** 当社は、協定事業者から請求があったときは、I P 伝送契約者（その協定事業者とI P 伝送サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

**第73条** 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、I P 伝送契約者に同意していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

**第74条** 当社は、I P 伝送契約者（第1種サービスに係る者に限り。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がそのI P 伝送契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたI P 伝送契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのI P 伝送契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社のI P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 伝送契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P 伝送サービスに関する料金等の回収代行)

**第75条** 当社は、I P 伝送契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその I P 伝送契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（別記5の(1)に掲げる協定事業者に限り、以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P 伝送契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P 伝送契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の I P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 伝送契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

**第76条** I P 伝送サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記8から12に定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

**第77条** 当社は、I P 伝送サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記13、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) 及びPrivacy Policy (<https://www.ntt.com/en/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(閲覧)

**第78条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(I P 伝送契約者に対する通知)

**第78条の2** I P 伝送契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当社のW e bサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、I P 伝送契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) I P 伝送契約者が I P 伝送契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た I P 伝送契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はF A X番号宛にF A Xを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、I P 伝送契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) I P 伝送契約者が I P 伝送契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た I P 伝送契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、I P 伝送契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、I P 伝送契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができます。

(不可抗力)

**第78条の3** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により I P 伝送契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

**第78条の4** この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

#### 第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

**第79条** IP 伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記15及び16に（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に）定めるところによります。

別記

1 IP伝送サービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてIP伝送サービスを提供します。

- (1) 特定相互接続点相互間（同一の特定相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (2) 特定相互接続点とサービス接続点との間
- (3) 特定相互接続点と契約者回線の終端との間
- (4) 特定相互接続点と加入者回線の終端との間
- (5) 特定相互接続点と分界点（当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線に係る双方の責任分界点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 特定相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (7) サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合を含みます。）
- (8) サービス接続点と契約者回線の終端との間
- (9) サービス接続点と加入者回線の終端との間
- (10) サービス接続点と分界点との間
- (11) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (12) 契約者回線の終端相互間
- (13) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (14) 契約者回線の終端と分界点との間
- (15) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (16) 加入者回線の終端相互間
- (17) 加入者回線の終端と分界点との間
- (18) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間

2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは、IP伝送サービスの種別ごとに次のとおりとします。

ただし、その電気通信サービスに係る契約約款及び料金表において、接続可能な接続契約者回線等について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種 別	電気通信サービス
VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）又は国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。）	(1) 電話等サービス (2) 専用サービス (3) VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。） (4) 国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。）
国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。）	(1) 電話等サービス (2) 国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に限ります。）

### 3 IP伝送契約者の地位の承継

- (1) 第28条（VPN利用権の譲渡）に規定するほか、IP伝送契約者（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、4まで同じとします。）について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記3において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのIP伝送契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、当社は、相続又は合併若しくは分割によりIP伝送契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属IP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その接続契約者回線等に係る者と同一の者とします。ただし、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合又はアクセス回線共用を行う場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その複数の契約者のうちの1人とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 IP伝送契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 当社は、IP伝送契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに所属IP伝送サービス取扱所にIP伝送契約者から届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 5 協定事業者

- (1) 当社が別に定める専用等契約（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款

- (2) 当社が別に定める専用等契約（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	専用サービス契約約款及びイーサネット通信網サービス契約約款
株式会社トークネット	専用サービス契約約款及び高速イーサネット通信網サービス契約約款
KDDI株式会社	専用サービス契約約款（旧株式会社パワードコムによるもの）及びパワードイーサネットサービス契約約款

中部テレコミュニケーション株式会社	専用サービス契約約款及びイーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款及びイーサネット通信網サービス契約約款
株式会社オプテージ	専用サービス契約約款
株式会社エネコム	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	専用サービス契約約款及び高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社QNet	専用サービス契約約款
OTNet株式会社	専用サービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	専用サービス契約約款

## 6 IP伝送サービスの提供に係る電気通信サービス

事業者の名称	電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	IP通信網サービス	第2種契約	IP通信網サービス契約約款（OCN）

## 7 IP伝送契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのIP伝送契約者から提供していただきます。  
ただし、IP伝送契約者からの要請があったときは、IP伝送契約者の費用負担において、IP伝送契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がIP伝送契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、IP伝送契約者から提供していただきます。
- (3) 当社がIP伝送契約に基づき契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応はIP伝送契約者の負担により行っていただきます。
- (4) IP伝送契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 8 契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続

- (1) 当社は、IP伝送契約者とその契約者回線又は加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術

基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 伝送契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) I P 伝送契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 当社は、I P 伝送契約者がその契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 伝送契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、I P 伝送契約者にその検査を受けることを同意していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、当社は、I P 伝送契約者にその自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

#### 10 契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) 当社は、I P 伝送契約者がその契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 伝送契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) I P 伝送契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) 当社は、I P 伝送契約者がその契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9の規定に準じて取り扱います。

#### 12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

#### 13 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、I P 伝送契約者（V P N（イーサアクセス）契約者を含みます。）から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

#### 14 削除

#### 15 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、I P 伝送サービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア I P 伝送契約の申込みの承諾年月日

イ I P 伝送回線番号

ウ I P 伝送契約者（V P N（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、16まで同じとします。I P 伝送契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記3の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所

エ 契約者回線又は加入者回線の終端のある場所

オ 特定相互接続点の所在場所（第10条（I P 伝送サービスの提供区間等）第2項の規定によるものに限り。）

カ そのI P 伝送サービスの種別、種類、通信モード、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目又は契約の区分

キ V P N利用権又は国際V P N利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

ク V P N利用権又は国際V P N利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

ケ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属I P 伝送サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

#### 16 支払証明書の発行

- (1) 当社は、IP伝送契約者から請求があったときは、所属IP伝送サービス取扱所において、そのIP伝送サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) IP伝送契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

#### 17 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP伝送サービスに係る契約の申込みをする者又はIP伝送契約者から要請があったときは、別記5に掲げる協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

#### 18 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

#### 19 削除

## 料金表

### 通則

#### (回線使用料及び通信料金の設定)

- 1 回線使用料（第1種サービス（加入者回線（当社が別に定めるものに限り、及び接続契約者回線に係るものを除きます。）に係るものに限り、）は、当社の提供区間と協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(注1) 通則1に規定する当社が別に定める加入者回線は、VPNサービス（アクセスタイプ1に限ります。）に係る加入者回線とします。

(注2) 通則1に規定する当社が別に定める協定事業者は、回線使用料については別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者とします。

#### (料金の計算方法等)

- 2 当社は、IP伝送契約者（臨時VPN契約者を除きます。以下通則8までにおいて同じとします。）がそのIP伝送契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信料金は料金月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日によりIP伝送サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日によりIP伝送契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日によりIP伝送サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）し、その日にそのIP伝送契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日によりIP伝送サービスの区分若しくは品目の変更又は回線収容部等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき（通則4の規定によるものを除きます。）。
  - (6) 通則9の規定による起算日の変更があったとき。
- 4 通則3に規定するほか、当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用時間に応じて時間数割（1時間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）又は分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）とします。
  - (1) 時間数割に係るもの  
第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定（同表の1欄の規定（アクセス回線共用を行う場合における他社接続共用回線の部分の料金に限ります。）に限ります。）に該当するとき。
  - (2) 分数割に係るもの  
第53条第2項第3号の表の規定（同表の2欄の規定に限ります。）に該当するとき。
- 5 削除
- 6 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 7 通則6に規定するほか、通則4の規定による月額料金の時間数割又は分数割は、次のとおり行います。

(1) 時間数割を行う場合

料金月の日数に24を乗じて得た時間数により行います。この場合、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金及びの算定に当たっては、その時間数計算の単位となる1時間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。

(2) 分数割を行う場合

(1)の規定による時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第53条第2項第3号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。

8 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめIP伝送契約者の同意を得て、通則2の規定にかかわらず、複数の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

9 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

**(端数処理)**

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

**(料金等の支払い)**

11 当社は、料金及び工事に関する費用（第75条（協定事業者によるIP伝送サービスに関する料金等の回収代行）の規定によるもの及び通則14の規定によるもの（外国側でその一括支払いを行う場合に限り）を除きます。以下通則12までにおいて同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP伝送サービス取扱所又は金融機関等においてIP伝送契約者から支払っていただきます。

12 当社は、料金及び工事に関する費用を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

**(料金の一括後払い)**

13 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則11及び12の規定にかかわらず、IP伝送契約者（臨時VPN契約者を除きます。）の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

**(料金等の一括支払い)**

14 料金等の一括支払いの適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、IP伝送契約者（国際VPN契約に係る者に限り）から申出があったときは、次の場合に限り、IP伝送契約者が支払いを要する料金その他の債務及び外国側契約者が支払いを要する料金等について、本邦側又は外国側のいずれか一方における一括支払いの取扱いを行います。

ア 関係する外国の電気通信事業者の合意があるとき。

イ その申出が、第34条（国際VPN契約申込の方法）の規定による国際VPN契約の申込みと同時であるとき。

ウ 一括支払いの開始後において、一括支払いを行う側を変更しないとき。

(2) 当社は、本邦側において(1)の規定による一括支払いを行う場合は、外国側契約者に係る料金等について当社所定の換算率により本邦通貨に換算することとします。

(3) 当社は、IP伝送契約者から申出があったときは、(1)の規定による一括支払いの取扱いを廃止します。

**(前受金)**

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、IP伝送契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 通則15に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

- 16 第53条(基本料金の支払義務)から第57条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金(月額料金(国際VPNサービスに係るもの)に限ります。)を除きます。)又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払を要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

**(料金等の臨時減免)**

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

**(IP伝送サービスの区分等)**

- 18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) VPNサービス

ア VPNサービスの区分

VPNサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
アクセスタイプ1	回線収容部等又は契約者回線とVPNノード装置(VPNサービスを提供するために当社が設置する装置とします。以下同じとします。)との間を、STM方式、ATM方式及びイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの(アクセスタイプ5又はアクセスタイプ7となるものを除きます。)
アクセスタイプ5	IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間をイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。
アクセスタイプ7	IP伝送網と当社のUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスに係る電気通信設備との間において、符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの
備考	VPNサービスの区分を変更することはできません。

イ VPNサービスの品目

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A アクセスタイプ1には、次の品目があります。

品 目	内 容	
S T Mアクセス	64kb/s	64kbit/sの符号伝送が可能なもの
	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
A T Mアクセス	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目	料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの
イーサネットアクセス	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 イーサネットアクセス（第1種サービスに係るものに限ります。）には、次のアクセス速度の区分があります。

品 目	アクセス速度の区分	内 容
10Mb/s	0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	

1000Mb/s	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

- 2 当社は、加入者回線に係るものについては、臨時VPN契約を締結しません。  
3 当社は、STMアクセスに係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。

B アクセスタイプ1（第1種サービス（加入者回線に係るものを除きます。）に係るものに限り。）は、次に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

区 分		内 容
他社接続契約者回線に係るもの	STMアクセス	別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス
	イーサネットアクセス	別記5の(2)に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービス（備考1に掲げるものに限り。）

備考

- 1 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の品目は、当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりとします。

- (1) 他社接続契約者回線に係るもの

ア STMアクセス

高速品目とします。この場合、アクセスタイプ1の品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとしてします。

イ イーサネットアクセス

他社接続契約者回線		対応するVPNサービス
協定事業者	電気通信サービス	
北海道総合通信網株式会社	第1種イーサネット通信網サービス（6Mb/sから1Mb/sごと10Mb/s品目のものに限り。）及び第2種イーサネット通信網サービス（1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまでの品目のものに限り。）	10Mb/s品目のもの

	第1種イーサネット通信網サービス (10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/s までの品目のものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
株式会社トー クネット	第1種高速イーサネット網サービス (接続契約回線に係るものであつ て、0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/s ごとに10Mb/sまでの品目のものに限 ります。)	10Mb/s品目のもの
	第1種高速イーサネット網サービス (接続契約回線に係るものであつ て、10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/s までの品目のものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
KDD I 株式 会社	第1類パワードイーサネットサービ ス (0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/s ごとに10Mb/sまでの品目のものに限 ります。)	10Mb/s品目のもの
	第1類パワードイーサネットサービ ス (20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/s までの品目のものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
	第1類パワードイーサネットサービ ス (200Mb/sから100Mb/sごとに 1000Mb/sまでの品目のものに限ります。 )	1000Mb/s品目のもの
中部テレコミ ュニケーショ ン株式会社	第Ⅲ種イーサネット網サービス (第 1種他社アクセス回線に係るもので あつて0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のもの に限ります。)	10Mb/s品目のもの
	第Ⅲ種イーサネット網サービス (第 1種他社アクセス回線に係るもので あつて、20Mb/sから10Mb/sごとに 100Mb/sまでの品目のものに限ります。 )	100Mb/s品目のもの
	第Ⅲ種イーサネット網サービス (第 1種他社アクセス回線に係るもので あつて、100Mb/sから100Mb/sごとに 1 Gb/sまでの品目のものに限ります。 )	1000Mb/s品目のもの
北陸通信ネッ トワーク株式 会社	イーサネット通信網サービス (接続 契約回線に係るものであつて 0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごと に10Mb/sまでの品目のものに限ります。 )	10Mb/s品目のもの
	イーサネット通信網サービス (接続 契約回線に係るものであつて、	100Mb/s品目のもの

	20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	
株式会社オペ テージ	高速イーサネット専用サービス （0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス （20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	100Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス （1Gb/s品目のものに限りませう。）	1000Mb/s品目のもの
株式会社エネ コム	イーサネット通信網サービス（アクセス回線B又はアクセス回線C （0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限りませう。）に係るものに限りませう。）	10Mb/s品目のもの
	イーサネット通信網サービス（アクセス回線B又はアクセス回線C （10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限りませう。）に係るものに限りませう。）	100Mb/s品目のもの
株式会社S T N e t	高速イーサネット網接続サービス （0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット網接続サービス （20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	100Mb/s品目のもの
株式会 社 QTnet	高速イーサネット専用サービス （0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス （20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限りませう。）	100Mb/s品目のもの
O T N e t 株 式会 社	高速イーサネット専用サービス （1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまで及び10Mb/s品目のものに限りませう。）	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス （20Mb/sから10Mb/sごとに50Mb/sまで及び100Mb/s品目のものに限りませう。）	100Mb/s品目のもの
備考 アクセスタイプ1のアクセス速度は、当社が別に定める場合を除き、他社接続契約者回線の品目と同一のものとしませう。		

(注) この備考に規定する当社が別に定める場合は、他社接続契約者回線に係る電気通信サービスが株式会社オプテージの高速イーサネット専用サービス（1Gb/s品目のものに限ります。）の場合又はO T N e t 株式会社の高速イーサネット専用サービス（100Mb/s品目のものに限ります。）の場合であって、アクセスタイプ1のアクセス速度を60Mb/sから10Mb/sごとに90Mb/sまでのいずれかとするときとします。

- 2 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の契約の種別は、アクセスタイプ1の契約の種別と同一のものとしします。
- 3 別記5の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、アクセスタイプ1に係るVPN契約者にアクセス回線共用を提供します。この場合において、同一のアクセス回線共用を行う他の電気通信サービスの契約約款及び料金表にその他社接続共用回線の通信又は保守の態様による細目について別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- 5 1の規定にかかわらず、アクセス回線共用（他社接続契約者回線（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を行う場合の他社接続共用回線の品目は、アクセスタイプ1の品目にかかわらず別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、高速品目（64kb/s品目のものを除きます。）としします。
- 6 2の規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては臨時（それに相当するものを含みます。）以外のものとしします。
- 7 1の規定にかかわらず、アクセス回線共用回線群の品目に係る符号伝送速度の合計値は、他社接続共用回線の品目に係る符号伝送速度以下としします。
- 8 アクセス回線共用（他社接続契約者回線に係るものに限ります。）を行う場合において、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄及び第64条（責任の制限）第3項に規定する時間については、他社接続共用回線の部分の料金について、その通信又は保守の態様に応じ、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表の規定により適用します。
- 9 当社は、他社接続契約者回線が次に掲げるものに該当する場合はVPN契約を締結しません。
  - (1) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する多重アクセスを利用するものに限ります。）に係るもの
  - (2) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s品目のものであって48kbit/sの符号伝送が可能なものであって契約の区分がプラン1のものに限ります。）に係るもの
- 10 9に規定するほか、当社は、接続契約者回線等がSTMアクセスに係るものとなる場合に限り臨時VPN契約を締結します。

(イ) アクセスタイプ5に係るもの  
アクセスタイプ5には、次の品目があります。

品 目	内 容	
イーサネットアクセス	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考		
1 イーサネットアクセスには、次のアクセス速度の区分があります。		
品 目	アクセス速度の区分	内 容
10Mb/s	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 当社は、アクセスタイプ5に係るものについては、臨時VPN契約を締結しません。		

(ウ) 削除

ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目

VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A 通信の相手先

VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うことを受けることができます。

通信モード	通信の相手先
データモード	その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとしします。）に限ります。） ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

備考

- 1 本欄に規定するほか、VPN契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。
- 2 VPN契約者は、1のVPNサービスによりデータモードによる通信及び備考1による通信を同時に行うことができます。

B ポート速度に係る細目

細 目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考	
1 当社は、イーサネットアクセスについてポート速度に係る細目を定めます。	

2 ポート速度に係る細目は、イーサネットアクセスの品目ごとに次のとおりとします。この場合において、VPN契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。

(1) 10Mb/s品目に係るもの

0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでのものとします。この場合において、イーサネットアクセス（第1種サービスに係るものに限り。）のポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとします。

(2) 100Mb/s品目に係るもの

10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのものとします。この場合において、イーサネットアクセス（第1種サービス（当社が別に定めるものを除きます。）に係るものに限り。）のポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとします。

(3) 1000Mb/s品目に係るもの

100Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでのものとします。

(注) 本欄2の(2)に規定する当社が別に定める第1種サービスは、他社接続契約者回線（別記5の(2)に掲げる協定事業者に係るものに限り。）に係る第1種サービスとします。

#### C 1芯式と2芯式の区別

区 別	内 容
1芯式	端末回線（契約者回線又は加入者回線と回線終端装置又は端末設備とを接続するための線条（端末設備においては、屋内配線とします。）をいいます。以下同じとします。）が1芯のもの
2芯式	端末回線が2芯のもの

#### 備考

1 当社は、1芯式と2芯式の区別をATMアクセスに係るVPN契約者に限り提供します。

2 当社は、45Mb/s及び135Mb/s品目に係るVPNサービスについては2芯式を、その他の品目に係るVPNサービスについては1芯式又は2芯式を、提供します。

ただし、1芯式（ATMアクセスに係るものに限り。）において、その回線終端装置の端末側インタフェースごとに接続可能なVPNサービスの品目は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、1芯式の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(注) 本欄2に規定する当社が別に定める接続可能なVPNサービスの品目は、回線終端装置の端末側インタフェースごとに、次のとおりとします。

端末側インタフェース	品 目
メタリックケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに24Mb/sまでの品目
同軸ケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに40Mb/sまでの品目
光ケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに44Mb/sまでの品目

D 加入者回線等インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	10Mb/s品目のものであって、加入者回線等（加入者回線又は契約者回線（当社が別に定める I P 伝送サービス取扱所内を終端とするものに限り。）に係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）の終端に係るインタフェースが10BASE-Tのもの （注）本欄に規定する当社が別に定める I P 伝送サービス取扱所は、V P N 契約の申込みをする者及びV P N 契約者に開示します。
100BASE-TX	100Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが100BASE-TXのもの
1000BASE-SX	1000Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXのもの
1000BASE-LX	1000Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXのもの
備考	
<p>1 当社は、加入者回線等インタフェースの区別を、イーサネットアクセス（加入者回線等に係るものに限り。）に係るV P N 契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、加入者回線等（イーサネットアクセスに係るものに限り。）の終端の場所に当社のインタフェースケーブルを設置します。</p>	

E V P N ノード装置等の収容パターンに係る区別

区 別	内 容
収容パターン 1	当社が指定する I P 伝送サービス取扱所に設置されたV P N ノード装置に契約者回線等を収容するもの
収容パターン 2	当社が指定する I P 伝送サービス取扱所以外の I P 伝送サービス取扱所に設置されたV P N ノード装置に契約者回線等を収容するもの
備考	
<p>1 当社は、V P N ノード装置等の収容パターンに係る区別を、イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り。）及び加入者回線（登録タイプ 2 に係るもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係るものに限り。）に係るV P N 契約者に限り提供します。</p> <p>2 備考 1 の規定にかかわらず、イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り。）に係るものに限り。）については、収容パターン 1 に限り提供します。</p> <p>3 当社は、収容パターン 1 を利用するV P N 契約者に限り、収容パターン 2 を提供します。</p> <p>4 備考 3 に規定するほか、収容パターン 2 に係る契約者回線等の終端の場所が、収容パターン 1 に係る契約者回線等の終端の場所と同一である場合に限り、収容パターン 2 を提供します。</p>	

5 VPN契約者（収容パターン2に係る者に限りません。）は、収容パターン1に係るVPN契約の数を超過して、収容パターン2に係るVPN契約の申込みをすることはできません。

（注1）備考1に規定する当社が別に定める協定事業者は、KDDI株式会社及び株式会社オプテージとします。

（注2）備考1に規定する当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するVPNサービスとします。

（注3）備考2に規定する当社が別に定める協定事業者は、株式会社オプテージとします。

#### F 利用できる通信プロトコルの細目

細目	内容
IPv4プロトコル	IPv4プロトコルによる通信を行うもの

#### G 登録アドレスによる区別

区別	内容
登録タイプ1	VPNノード装置に登録可能なVPN契約者に係るネットワークアドレスが1以上のものであって登録タイプ2以外のもの
登録タイプ2	VPNノード装置に登録可能なVPN契約者に係るネットワークアドレスが1のもの

#### 備考

- 1 当社は、登録アドレスによる区別を、イーサネットアクセス（加入者回線に係るものに限りません。）に係るVPN契約者に限り提供します。
- 2 備考1の規定にかかわらず、当社は、登録タイプ2については、10Mb/s品目に限り提供します。

#### （イ）アクセスタイプ5に係るもの

##### A 通信可能な区域による細目

細目	内容
プラン1	そのアクセスタイプ5に係る網終端装置（IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間の通信を介するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）が設置されている場所と同一の都道府県内において、IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間の伝送交換が可能なもの  （注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。
プラン2	プラン1以外のもの

##### B 通信の相手先

VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を

行うこと及び利用回線からの着信を受けることができます。

通信モード	通信の相手先
データモード	その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとします。）に限ります。） ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
備考	
<p>1 本欄に規定するほか、VPN契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 VPN契約者は、1のVPNサービスによりデータモードによる通信及び備考1による通信を同時に行うことができます。</p>	

#### C ポート速度に係る細目

細目	内 容
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
<p>備考</p> <p>1 当社は、イーサネットアクセスについてポート速度に係る細目を定めます。</p> <p>2 ポート速度に係る細目は、イーサネットアクセスの品目ごとに次のとおりとします。この場合において、VPN契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。</p> <p>(1) 10Mb/s品目に係るもの 1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでのものとします。</p> <p>(2) 100Mb/s品目に係るもの 10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのものとします。</p> <p>(3) 1000Mb/s品目に係るもの 100Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでのものとします。この場合において、イーサネットアクセスのポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとしてします。</p>	

D 通信可能な相手先による細目

細 目	内 容
タイプ2	<p>IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間をイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるIP通信網は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網(メニュー1、メニュー4及びメニュー5(100Mb/s又は200Mb/sの品目に限ります。))に係るものに限ります。)とします。</p>

(ウ) アクセスタイプ7に係るもの

A 通信の種類

通信の種類	内 容		
コース3	Universal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスと接続するもの		
<p>備考</p> <p>1 VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うことができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">通信モード</td> <td style="width: 50%;">通信の相手先</td> </tr> </table>		通信モード	通信の相手先
通信モード	通信の相手先		

データモード	その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとします。）に限ります。） ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
--------	--

2 VPN契約者は、通信の種類の変更は、行うことができません。

- B 削除
- C 削除
- D 削除

(2) 国際VPNサービス

ア 国際VPNサービスの区分

国際VPNサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
アクセスタイプ1	アクセスタイプ2及び3以外のもの。
アクセスタイプ2	サービス接続点と国際VPNノード装置（国際VPNサービスを提供するために当社が設置する装置とします。）との間をインターネットプロトコルにより符号又は影像の伝送交換を行うもの
アクセスタイプ3	VPNサービスを利用するもの

備考

- 1 当社は、VPNグループ代表者に限り、アクセスタイプ3を提供します。
- 2 アクセスタイプ1（STMアクセスに限ります。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
通常クラス	回線収容部と国際VPNノード装置との間を専用サービス契約約款に規定するエコノミークラス及びシンプルクラス以外のものに相当する電気通信設備を使用して提供するもの
シンプルクラス	回線収容部と国際VPNノード装置との間を専用サービス契約約款に規定するシンプルクラスに相当する電気通信設備を使用して提供するもの

- 3 国際VPN契約者は、その所属国際VPNグループを構成する契約者回線等から外国側契約者回線への通信又は外国側契約者回線から契約者回線等への通信に限り行うことができます。

イ 国際VPNサービスの品目

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A アクセスタイプ1には、次の品目があります。

品 目	内 容
STMアクセス   64kb/s	64kbit/sの符号伝送が可能なもの

	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの
	256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの
	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの
	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの
	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1. 5Mb/s	1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4. 5Mb/s	4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの
A T Mアクセス	0. 5Mb/s 及び 1 Mb/sから 1 Mb/s ごとに 135Mb/s までの品目	料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの
イーサネットアクセス	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考 1 当社は、S T Mアクセス及びA T Mアクセスは第1種サービスに限り提供します。 2 当社は、イーサネットアクセスは第2種サービスに限り提供します。		

B アクセスタイプ1（第1種サービスに係るものに限ります。）は、次に掲げる他社接続契約者回線と接続して提供します。

区 分	内 容
S T Mアクセス	別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者（当社が別に定める協定事業者を除きます。）の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス （注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者は、C o l tテクノロジーサービス株式会社とします。
A T Mアクセス	別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者（当社が別に定める協定事業者を除きます。）の契約約款及び料金表に規定するA T M専用サービス （注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者は、C o l tテクノロジーサービス株式会社とします。
備考 1 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の品目は、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりと	

します。

(1) S T Mアクセス

高速品目とします。この場合、アクセスタイプ1の品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。

(2) A T Mアクセス

0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/s までの品目のものとします。

この場合、アクセスタイプ1の品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。

2 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の契約の種別は、臨時専用契約以外のものとします。

3 別記5の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 アクセス回線共用を行う場合において、同一のアクセス回線共用を行う他の電気通信サービスの契約約款及び料金表にその他社接続共用回線の通信又は保守の態様による細目について別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

5 1の規定にかかわらず、アクセス回線共用(S T Mアクセスに限ります。)を行う場合の他社接続共用回線の品目は、アクセスタイプ1の品目にかかわらず別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速品目(64kb/s品目のものを除きます。)とします。

6 1及び5の規定において、アクセス回線共用回線群の品目に係る符号伝送速度の合計値は、他社接続共用回線の品目に係る符号伝送速度以下とします。

7 アクセス回線共用を行う場合において、第53条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄及び第64条(責任の制限)第3項に規定する時間については、他社接続共用回線の部分の料金について、その通信又は保守の態様に応じ、別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表の規定により適用します。

8 当社は、他社接続契約者回線が次に掲げるものに該当する場合は国際V P N契約を締結しません。

(1) S T Mアクセス(他社接続契約者回線が、別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する多重アクセスを利用するものに限ります。)に係るもの

(2) S T Mアクセス(他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s品目のものであって48kbit/sの符号伝送が可能なもの、1.5Mb/s品目のもの(サービスクラスによる区別がエコノミークラスとなるものに限ります。)であって契約の区分がプラン1のもの又は6 Mb/s品目のもの(サービスクラスによる区別がエコノミークラスとなるものに限ります。)に限ります。)に係るもの

(3) S T Mアクセス(他社接続契約者回線が、別記5の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s及び128kb/s品目のものに限ります。)に係るもの

(4) S T Mアクセス(他社接続契約者回線が、別記5の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービスクラスによる区別がシンプルクラスとなるものに限ります。)に係るもの

(5) A T Mアクセス(他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービスクラスによる区別がセカンドクラスとなるものに限ります。)に係るもの

(イ) アクセスタイプ2に係るもの

A アクセスタイプ2には、次の品目があります。

品 目	内 容	
インターネット アクセス	64kb/s	64kbit/sの符号伝送が可能なもの
	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの
	256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの
	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの
	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの
	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4.5Mb/s	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの
0.5Mb/s 及び 1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに10Mb/sまでの品目	料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの	

B アクセスタイプ2は、次に掲げる電気通信サービスに係る接続契約者回線と接続して提供します。

区 分	内 容
インターネットアクセス	別記6に定める電気通信サービス

(ウ) アクセスタイプ3に係るもの

アクセスタイプ3には、次の品目があります。

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

ウ 国際VPNサービスの通信又は保守の態様による細目  
ポート速度に係る細目

品 目	内 容
128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
256kb/s	256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
512kb/s	512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	10 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 当社は、イーサネットアクセスについてポート速度に係る細目を定めます。この場合において、国際VPN契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。	

19 削除

(長期利用割引)

20 長期利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

- (1) 当社は、IP伝送契約者（臨時VPN契約者、アクセスタイプ5及びアクセスタイプ7に係るVPN契約者を除きます。以下この通則20において同じとします。）から、そのIP伝送契約について、次表に規定する期間の継続利用（以下「長期利用」といいます。）の申出があった場合には、国際VPN契約者についてはその期間（以下「長期利用期間」といいます。）、VPN契約者（アクセスタイプ1に係る者に限ります。）については長期利用期間及びその満了後において、料金表第1表（料金）に規定する回線使用料（基本料を除きます。以下この通則20において同じとします。）の額（料金表第1表第1（基本料金）の1-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用又は料金表第1表第1の2-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の1-1（適用）の(1)から(2)欄の適用による場合又は料金表第1表第2の2-1（適用）の適用による場合は、適用した後の額とします。）から同表に規定する額の割引（以下「長期利用割引」といいます。）を行います。この場合、長期利用割引の種類は、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。
- ア VPN契約に係るもの

割引額 (月額)	回線使用料及び定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額			
	長期利用割引の種類	長期利用期間	割引率	
	(ア) 3年利用型	3年間	回線使用料	7%
			定額通信料金	10%
	(イ) 6年利用型	6年間	回線使用料	11%
定額通信料金			11%	

イ 国際VPN契約に係るもの

割引額 (月額)	回線使用料及び定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額		
	長期利用割引の種類	長期利用期間	割引率
	(ア) 2年利用型	2年間	5%

(イ) 3年利用型	3年間	10%
(ウ) 4年利用型	4年間	15%
(エ) 5年利用型	5年間	20%

- (2) 当社は、長期利用の申出を当社が承諾した日（IP伝送契約の申込みと同時に長期利用の申出があった場合においては、そのIP伝送サービス（臨時VPN契約に係るものを除きます。以下この通則20において同じとします。）の提供を開始した日）を起算開始日として、長期利用割引を適用します。
- (3) 長期利用期間には、IP伝送サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- (4) 当社は、長期利用に係るIP伝送契約の解除があった場合又は長期利用期間の満了後において長期利用割引の適用を受けているVPN契約のVPNサービスの区分の変更があった場合には、長期利用割引を廃止します。
- (5) (4)に規定するほか、当社は、長期利用に係るIP伝送契約者から申出があったときは、長期利用割引を廃止します。
- (6) 当社は、長期利用に係る国際VPN契約者が長期利用期間の満了後も長期利用割引を継続しようとするときは、長期利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期利用を当社に申し出ていただきます。
- (7) 長期利用割引の種類の変更については、次のとおりとします。
- ア 長期利用期間の中途における変更  
変更後の種類に係る長期利用期間が変更前の種類に係る長期利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- イ 長期利用期間の満了後における変更  
変更を行うことができません。
- (8) (7)の規定により長期利用割引の種類を変更した場合は、変更後の種類に係る長期利用割引については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類に係る長期利用期間の満了日は、変更前の種類に係る長期利用割引の適用を開始した日を起算開始日として算出します。
- (9) (1)から(8)の規定において、当社は、回線使用料及び定額通信料金を通則3から7までの規定に準じて取り扱います。
- (10) 当社は、長期利用期間の満了前にIP伝送契約の解除、接続事業者変更又は区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは1芯式と2芯式の区別の変更又は通信モード若しくは通信の態様による細目の廃止（以下この通則20において「細目の廃止等」といいます。）によりそのIP伝送契約に係る回線使用料及び定額通信料金の合計額（以下「長期利用適用料金」といいます。）が減少した場合又は長期利用割引の廃止があった場合には、それぞれ次表に規定する額（以下この通則20において「長期利用違約金」といいます。）を当社が定める期日までに一括してIP伝送契約者から支払っていただきます。

区 分		長 期 利 用 違 約 金
VPN契約に係るも	(ア) 長期利用適用料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額の差額（減少前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額から減少後の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
	(イ) 長期利用割	残余の期間に対応する廃止前の長期利用適用料金に長期利

の	引の廃止があった場合（(ア)の適用による場合を除きます。）	用割引を適用した額に0.35を乗じて得た額
国際VPN契約に係るもの	(ア) 長期利用適用料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額の差額（減少前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額から減少後の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額を控除して得た額をいいます。）に0.5を乗じて得た額
	(イ) 長期利用割引の廃止があった場合（(ア)の適用による場合を除きます。）	残余の期間に対応する廃止前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額に0.5を乗じて得た額

(11) (10)の規定にかかわらず、料金表第1表第1の1-1の(5)欄、料金表第1表第1の2-1の(5)欄、料金表第1表第2の1-1の(2)欄又は料金表第1表第2の2-1の(2)欄に規定する最低利用期間内にIP伝送契約の解除又は細目の廃止等があった場合の支払いを要する額の適用については、次のとおりとします。

ア IP伝送契約の解除があった場合

長期利用違約金と料金表第1表第1の1-1の(5)及び料金表第1表第2の1-1の(3)又は料金表第1表第1の2-1の(5)及び料金表第1表第2の2-1の(2)の規定（以下この通則20において「最低利用期間に係る規定」といいます。）により支払いを要する額の合計額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

イ 細目の廃止等があった場合（ウ又はエの規定によるものを除きます。）

長期利用違約金と最低利用期間に係る規定により支払いを要する額の合計額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

ウ 長期利用割引の廃止（IP伝送契約の解除に伴うものを除きます。）と同時に接続事業者変更があった場合（エの規定によるものを除きます。）

長期利用違約金と最低利用期間に係る規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

**（高額利用割引）**

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この通則21において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ただし、料金表別表3の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

ア IP伝送契約（臨時VPN契約、アクセスタイプ5及びアクセスタイプ7（コース3に係るものに限り））に係るVPN契約を除きます。以下この通則21において同じとします。）に係る次のA及びBに掲げる料金の合計額が100万円（110万円）を超える場合（イに該当する場合を除きます。）。

イ IP伝送契約者（臨時VPN契約者、アクセスタイプ5に係るVPN契約者を除きます。以下この通則21において同じとします。）からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（IP伝送契約者が指定する2以上のIP伝送契約（そのIP伝送契約者と同一名義のものに限り））又はIP伝送契約及び当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約（そのIP伝送契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限り）

す。以下この通則21において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下この通則21において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群に係るIP伝送契約の次のA及びBに掲げる料金、又はIP伝送契約の次のA及びBに掲げる料金と当社が別に定める他の電気通信サービスに係る料金(その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下この通則21において同じとします。)の合計額をいいます。以下この通則21において同じとします。)が100万円(110万円)を超える場合。

- A 回線使用料(基本料を除き、料金表第1表(料金)第1(基本料金)の1-1(適用)の(1)から(5)欄までの適用又は料金表第1表第1の2-1(適用)の(1)から(5)欄までの適用及び通則19から20までの規定による場合は、適用した後の額とします。ただし、当社が別に定めるVPNサービスについては、この限りではありません。)
- B 通信料金(料金表第1表第2(通信料金)の1-1(適用)の(1)から(3)欄までの適用又は料金表第1表第2の2-1(適用)の(1)から(3)欄までの適用及び通則19から20までの規定による場合は、適用した後の額とします。以下この通則21において同じとします。)

割引額 (月額)	ア イ以外の 場合	1の高額利用指定回線群の料金額(アに規定する1のIP伝送契約の回線使用料等(A及びBに規定する料金の合計額をいいます。以下この通則21において同じとします)を含みます。)に、次表に規定する割引率を乗じて得た額							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>高額利用指定回線群の料金額</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円(110万円)を超え500万円(550万円)までの部分</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>500万円(550万円)を超え3,000万円(3,300万円)までの部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円(3,300万円)を超える部分</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	100万円(110万円)を超え500万円(550万円)までの部分	3%	500万円(550万円)を超え3,000万円(3,300万円)までの部分	5%	3,000万円(3,300万円)を超える部分
高額利用指定回線群の料金額	割引率								
100万円(110万円)を超え500万円(550万円)までの部分	3%								
500万円(550万円)を超え3,000万円(3,300万円)までの部分	5%								
3,000万円(3,300万円)を超える部分	7%								
	イ 高額利用 指定回線群 に他の電気 通信サービ スに係る契 約を含む場 合	<p>次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額(I P伝送契約に係る料金に限ります。)}} \times \text{その高額利用指定回線群の料金額}$							

(2) (1)の表のイ欄の割引額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、この通則21又は当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約約款に規定する高額利用割引のうち、IP伝送契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その高額利用指定回線群にVPN契約が含まれない場合は、当社は、その端数を、この通則21に規定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

(3) 当社は、割引率の計算を料金月単位で行います。

- (4) 当社は、I P 伝送契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について、高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引を適用します。
- (5) 当社は、I P 伝送契約者から、その高額利用指定回線群に新たに I P 伝送契約（当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この(5)において同じとします。）を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している I P 伝送契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する I P 伝送契約として取り扱います。
- (6) (4)又は(5)の場合において、当社は、高額利用割引の対象となるその I P 伝送契約の回線使用料等を通則 3 から 7 の規定に準じて取り扱います。
- (7) 当社は、料金返還その他の場合においてその I P 伝送契約 1 契約当たりの回線使用料等を確定する必要があるときは、その回線使用料等は次の算式により算出します。

	高額利用割引適用後 の高額利用指定回線 群の料金額（I P 伝 送契約に係る回線使 用料等に限りま	高 額 利 用 割 引 適 用 前 の そ の I P 伝 送 契 約 の 回 線 使 用 料 等
I P 伝送契約 1 契約 当たりの回線使用料 等	=	×
		高 額 利 用 割 引 適 用 前 の 高 額 利 用 指 定 回 線 群 の 料 金 額 （ I P 伝 送 契 約 に 係 る 回 線 使 用 料 等 に 限 り ま す 。）

- (8) (7)の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用割引に係る全ての I P 伝送契約について(7)の算式により算出した I P 伝送契約 1 契約当たりの回線使用料等を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を I P 伝送契約者が指定する 1 の I P 伝送契約（その高額利用指定回線群を構成するものに限りま

す。）の回線使用料等に加算するものとします。  
ただし、その高額利用指定回線群が V P N 契約と国際 V P N 契約により構成されている場合は、当社は、V P N 契約の中から 1 の I P 伝送契約を指定していただきます。

- (注) (1)、(2)及び(5)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス及び株式会社 N T T ドコモの I P 通信網サービス契約約款（O C N）に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

**(サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の扱い)**

- 22 V P N サービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。
- (1) 当社は、第 17 条（V P N 契約申込の承諾）の規定により V P N サービス（アクセスタイプ 1 及びアクセスタイプ 5 に限りま

VPN契約に係る料金（以下「VPN開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。

ア VPNノード装置相互間

イ 回線収容部等又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

ウ 他社接続契約者回線（別記5の(1)に掲げる協定事業者に係る電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る区間

エ 他社接続契約者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る区間

オ 加入者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る区間

カ 契約者回線に係る区間

キ 端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間

(2) VPN開通遅延返還料金額は、そのVPNサービスの提供を開始した日における、次のアからウまでに掲げる月額料金（そのVPNサービスに係るものに限ります。）の合計額（以下「VPN開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定する回線使用料（1-1（適用）の(1)から(4)欄までの適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。）のアクセス回線料（次の(ア)から(ウ)までのものを除きます。）

(ア) アクセスタイプ5に係るもの

(イ) アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものを除きます。）に係るものに限ります。）に係るもの

(ウ) アクセスタイプ1（ATMアクセス（加入者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るもの

イ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1-1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。）

ウ 料金表第1表第1に規定する回線終端装置使用料、屋内配線使用料及び機器使用料（第2種サービスに係るものに限ります。）並びにインタフェースケーブル使用料及び構内インタフェースケーブル使用料

エ 料金表第1表第1に規定する加算料

開通遅延日数	料 金 返 還 率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

(3) (1)及び(2)の場合において、返還するVPN開通遅延返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「VPN開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

そのVPNサービスの提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金（VPN開通遅延返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合は生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ 料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合

そのVPNサービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(4) 通則22に規定する料金の返還と通則23から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN開通遅延返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

(注1) (1)に規定する当社が別に定める別記5の(1)に掲げる協定事業者に係る電気通信サービスは、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービスとします。

(注2) (1)及び(2)に規定する当社が別に定めるイーサネットアクセスは、1000Mb/s品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社オペテージとなるものに限り。）に係るものとします。

(注3) (1)に規定する当社が別に定める端末設備は、その契約者回線等に係る電気通信事業者がレンタル提供する屋内配線又は回線接続装置（それに相当するものを含みます。）とします。

**（サービス品質（故障回復時間）に係る料金の扱い）**

23 VPNサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態（そのVPN契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下通則27までにおいて同じとします。）が次のアからキまでに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻（第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN故障返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPN契約者に通知したとき又は第49条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄又は4欄に係るものに限り。）を適用します。

ア VPNノード装置相互間

イ 回線収容部等又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

ウ 他社接続契約者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものに限り。）に係るものに限り。）に係るものに限り。）に係る区間

エ 加入者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限り。）に係るものに限り。）に係る区間

オ 契約者回線に係る区間

カ 端末回線に係る区間

- キ 端末設備（当社が別に定めるものに限り。）に係る区間
- (2) (1)の規定によりVPN故障返還料金額を返還する場合は、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り。）は適用しません。
- ただし、(4)に掲げる月額料金以外のそのVPNサービスに係る月額料金については、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り。）を適用します。
- (3) (1)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのVPNサービスの全部が利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限り。）が生じたときは、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限り。）を適用します。
- (4) 当社は、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、次に掲げる月額料金（そのVPNサービスに係るものに限り。）の合計額（以下「VPN故障返還基準額」といいます。）を元に故障返還料金額を算出します。
- ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定する回線使用料（1-1（適用）の(1)から(4)欄までの適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。以下この通則23において同じとします。）のアクセス回線料（次の(ア)から(ウ)までのものを除きます。）
- (ア) アクセスタイプ5に係るもの
- (イ) アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものを除きます。）に係るものに限り。）に係るもの
- (ウ) アクセスタイプ1（ATMアクセス（加入者回線に係るものに限り。）に係るものに限り。）に係るもの
- イ 料金表第1表第1に規定する回線使用料の端末回線使用料
- ウ 料金表第1表第1に規定する回線終端装置使用料、屋内配線使用料及び機器使用料（第2種サービスに係るものに限り。）並びにインタフェースケーブル使用料及び構内インタフェースケーブル使用料
- エ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1-1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。以下この通則23において同じとします。）の基本額
- オ 料金表第1表第1に規定する加算料
- (5) (1)の場合において、そのVPNサービスの全部が利用できない状態が連続した場合におけるVPN故障返還料金額は、VPN故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(1)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

- (6) (1)及び(5)の場合において、返還するVPN故障返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「VPN故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。
- ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（VPN故障返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第53条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ その料金月がVPNサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(7) (1)の場合において、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した場合が1の料金月（(6)のイに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれのVPN故障返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのVPN故障返還料金額の合計額がVPN故障返還上限額を超える場合においては、当社は、VPN故障返還上限額を返還します。

(8) 通則23に規定する料金の返還と通則22又は通則24から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN故障返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

(注1) (1)及び(4)に規定する当社が別に定めるイーサネットアクセスは、1000Mb/s品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社オプテージとなるものに限ります。）とします。

(注2) (1)に規定する当社が別に定める端末設備は、その契約者回線等に係る電気通信事業者がレンタル提供する屋内配線又は回線接続装置（それに相当するものを含みます。）とします。

#### （サービス品質（故障通知時間）に係る料金の扱い）

24 VPNサービスの故障通知時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が次のアからエまでに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをVPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。

ア 回線収容部等（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

イ VPNノード装置相互間

ウ 契約者回線（1芯式と2芯式の区別が1芯式のものに限ります。）に係る区間

エ 加入者回線に係る区間

(2) 当社は、次のアからウまでに掲げる場合には、(1)の規定を適用しません。

ア 第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をしたことにより当社がそのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知ったとき

イ そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをVPN契約者に通知したときに限ります。）、利用停止若しくは接続休止としているとき

ウ 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき

- (3) V P N故障通知返還料金額は、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻における、料金表第1表（料金）第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1－1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。）の基本額（以下「V P N故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。
- (4) (1)及び(3)までの場合において、返還するV P N故障通知返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「V P N故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（V P N故障通知返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ その料金月がV P Nサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

- (5) (1)の場合において、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障をV P N契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかった場合が1の料金月（(4)のイの規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この通則24において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれのV P N故障通知返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのV P N故障通知時間返還料金額の合計額がV P N故障通知時間返還上限額を超える場合は、V P N故障通知返還上限額を返還します。

- (6) 通則24に規定する料金の返還と通則22、通則23、通則25から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N故障通知返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

**（サービス品質（伝送遅延時間）に係る料金の扱い）**

- 25 V P Nサービスの伝送遅延時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、V P N契約者にV P Nサービスを提供する場合において、V P Nサービスに係る網内の1の提供区間の一端から送信されたI Pパケットのその提供区間の往復に要する時間（そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。）を伝送遅延時間とし、その伝送遅延時間の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたときは、そのV P N契約に係る料金（以下「V P N伝送遅延時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、そのV P Nサービスについて、その料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。

- (2) V P N伝送遅延時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、料金表第1表（料金）第2（通信料金）に規定する定額通信料金（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とし、1－1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。）の基本額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「V P N伝送遅延時間返還基準額」といいます。）に10%を乗じて得た額とします。

- (3) 通則25に規定する料金の返還と通則22から通則24まで、通則26又は通則27の規

定による料金の返還を同時に行う場合のVPN伝送遅延時間返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

**(サービス品質(全体累積故障時間)に係る料金の扱い)**

26 VPNサービスの全体累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、次のア及びイに規定する全ての区間において、次表に規定する稼働率が99.99%を下回った場合に限り、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN全体累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

区 分	稼 働 率
アクセスタイプ1又はアクセスタイプ5に係るもの	その料金月における日数に24を乗じて得た時間にVPNサービスの回線数(その料金月の末日において当社がVPN契約者に対して提供している回線の数とします。以下この欄において同じとします。)を乗じて得た時間(「全体累積稼働時間」といいます。以下、この表において同じとします。)から、VPN契約者の責めによらない理由によりVPNサービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第62条(IP伝送契約者の切分責任)の規定により、VPN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPNサービス契約者に通知したとき、又は第49条(接続休止)の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。以下この表において同じとします。)を1の料金月ごとに合算して得た時間を減じて得た時間を、全体累積稼働時間で除して得た割合

ア 通則23の(1)に規定するアからキまでに係る区間

イ 当社が別に定める契約約款及び料金表に定めるVPNサービスに係る区間

- (2) VPN全体累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、通則23の(4)のアからオまでに係る月額料金(そのVPNサービスに係るものに限り、通則3、4及び7に規定する場合は生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。)の合計額(第53条(基本料金の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたもの)とします。以下「VPN全体累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼 働 率	料 金 返 還 率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

- (3) 通則26に規定する料金の返還と通則22から通則25まで又は通則27の規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN全体累積故障時間返還料金額の取扱いにつ

いては、通則27の(3)に定めるところによります。

(注) (1)に規定する当社が別に定めるVPNサービスは、Universal Oneサービス契約約款(第3編)及び料金表に規定するVPNサービスとします。

**(サービス品質(回線累積故障時間)に係る料金の扱い)**

27 VPNサービスの回線累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスが全く利用できない状態が通則23の(1)に規定するアからキまでに係る区間において生じたときであって、次表に規定する稼働率が99.9%を下回った場合に限り、そのVPN契約に係る料金(以下「VPN回線累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPN契約者に通知したとき、又は第49条(接続休止)の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

区分	稼働率
アクセスタイプ1 又はアクセスタイプ5に係るもの	そのVPNサービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第62条(IP伝送契約者の切実責任)の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。以下この表において同じとします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表において同じとします。)を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間(そのVPNサービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表において同じとします。)から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合

(2) VPN回線累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、通則23の(4)のアからオまでに係る月額料金(そのVPNサービスに係るものに限り、通則3、4及び7に規定する場合は生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。)の合計額(第53条(基本料金の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたもの)とします。以下「VPN回線累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

(3) (1)及び(2)に規定するほか、通則22から通則26までの規定及びこの通則27(1)及び(2)に限り、(1)の規定のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、当社は、VPN開通遅延返還料金額、VPN故障回復時間返還料金額、VPN故障通知返還料金額、VPN伝送遅延時間返還料金額、VPN全体累積故障時間返還料金額

及びV P N回線累積故障時間返還料金額（そのV P N契約に係るものに限り、以下この通則27において「V P N返還料金額」といいます。）の合計額を返還します。

ただし、そのV P N返還料金額の合計額が、V P N開通遅延返還上限額、V P N故障回復返還上限額、V P N故障通知返還上限額又は次のアからウまでに掲げる額（そのV P N契約に係るものに限り、以下「V P N返還上限額」といいます。）を超える場合は、V P N返還上限額を返還します。

ア 通則25の規定による返還を行う場合

V P N伝送遅延時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ 通則26の規定による返還を行う場合

V P N全体累積故障時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

ウ (1)及び(2)の規定による返還を行う場合

V P N回線累積故障時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

#### （サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の扱い）

28 国際V P Nサービスの開通遅延期間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、第35条（国際V P N契約申込の承諾）の規定により国際V P Nサービスに係る国際V P N契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその国際V P Nサービスに係る国際V P N契約者とその国際V P Nサービスの提供の開始を合意した日（以下この通則28において「開通予定日」といいます。）に、国際V P N契約者の責めによらない理由によりその国際V P Nサービスの提供を開始できなかった場合は、開通予定日から国際V P Nサービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その国際V P N契約者の請求があったときに限り、その国際V P N契約に係る料金（以下「国際V P N開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次のア及びイに規定する国際V P Nサービスについては、この限りではありません。

ア その国際V P Nサービスに係る他社接続契約者回線が、当社が別に定める協定事業者に係るものとなるもの

イ その国際V P Nサービスに係る他社接続契約者回線が、当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス（サービスクラスによる区別がエコノミークラスのものに限り、以下「国際V P N開通遅延返還基準額」といいます。）を元に算出します。

- (2) 国際V P N開通遅延返還料金額は、その国際V P Nサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月における、次に掲げる月額料金（その国際V P Nサービスに係るものに限り、以下「国際V P N開通遅延返還基準額」といいます。）を元に算出します。

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定するアクセス回線料（2-1（適用）の(1)欄、(4)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）の基本額

- イ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（2-1（適用）の(1)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）
- (3) (2)の場合において、当社は、月額料金を通則3から7の規定に準じて取扱います。
- (4) (1)の場合において、その国際VPNサービスに係る国際VPN開通遅延返還料金額は、国際VPN開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料 金 返 還 率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

- (5) 通則28に規定するほか、国際VPN故障返還料金額の取扱いについては、通則32の(5)に定めるところによります。

(注1) (1)のアに規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オペテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet及び株式会社QTnet以外の協定事業者とします。

(注2) (1)のイに規定する当社が別に定める協定事業者は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オペテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet及び株式会社QTnetとします。

**(サービス品質（故障回復時間）に係る料金の扱い)**

29 国際VPNサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

- (1) 当社は、国際VPNサービスに係る国際VPN契約者に国際VPNサービスを提供する場合において、国際VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その国際VPNサービスが全く利用できない状態（その国際VPN契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この通則29において同じとします。）であることを当社が知った時刻（第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、その国際VPN契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときであって、その国際VPN契約者の請求があったときに限り、その国際VPN契約に係る料金（以下「国際VPN故障返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が国際VPNサービスの利用の中止をあらかじめその国際VPN契約者に通知したとき、又は第49条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。この場合において、その国際VPN契約に係る料金については、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄又は4欄に係るもの）に限ります。

を適用します。

(2) (1)の規定により国際VPN故障返還料金額を返還する場合は、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）は適用しません。

ただし、(5)に掲げる月額料金以外のその国際VPNサービスに係る月額料金については、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りません。）を適用します。

(3) (1)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその国際VPNサービスの全部が利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限りません。）が生じたときは、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限りません。）を適用します。

(4) (1)の場合において、当社は、国際VPN契約者の責めによらない理由によりその国際VPNサービスが全くが利用できない状態が別記1に定める区間（その国際VPN契約に係るものに限りません。）において生じたときに限り、その国際VPN契約者に国際VPN故障返還料金額を返還します。

(5) 当社は、(1)の状態が生じた料金月における、次に掲げる月額料金（その国際VPNサービスに係るものに限りません。）の合計額（以下「国際VPN故障返還基準額」といいます。）を元に故障返還料金額を算出します。

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定するアクセス回線料（2-1（適用）の(1)欄、(4)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）の基本額

イ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（2-1（適用）の(1)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）

(6) (5)の場合において、当社は、月額料金を通則3から7の規定に準じて取扱います。

(7) (1)の場合において、その国際VPNサービスの全部が利用できない状態が連続した場合における国際VPN故障返還料金額は、国際VPN故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

上記に規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上3時間未満	1/90
3時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1/2

(8) (1)の場合において、その国際VPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となる場合は、当社は、それぞれの国際VPN故障返還料金額の合計額を返還します。

(9) 通則28に規定するほか、国際VPN故障返還料金額の取扱いについては、通則32の(5)に定めるところによります。

**（サービス品質（故障通知時間）に係る料金の扱い）**

30 国際VPNサービスの故障通知時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、国際VPNサービスに係る国際VPN契約者に国際VPNサービスを提供する場合において、国際VPN契約者の責めによらない理由により、その国際VPNサービスが全く利用できない状態（その国際VPN契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合

を含みます。以下この通則30において同じとします。)であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障を国際VPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときであって、その国際VPN契約者の請求があった場合に限り、その国際VPN契約に係る料金(以下「国際VPN故障通知返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、その国際VPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社が国際VPNサービスの利用の中止をあらかじめその国際VPN契約者に通知したとき、又は第49条(接続休止)の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。

(2) (1)の場合において、当社は、国際VPN契約者の責めによらない理由によりその国際VPNサービスが全く利用できない状態が別記1に定める区間(その国際VPN契約に係るものに限り)において生じたときに限り、その国際VPN契約者に国際VPN故障通知返還料金額を返還します。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、連絡先に係る電気通信設備の状況等により、当社からその連絡先に通知できないときは、当社は国際VPN故障通知返還料金額を返還しません。

(4) 国際VPN遅延時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、次に掲げる月額料金(その国際VPNサービスに係るものに限り)の合計額に1/30を乗じて得た額とします。

ア 料金表第1表(料金)第1(基本料金)に規定するアクセス回線料(2-1(適用)の(1)欄、(4)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。)の基本額

イ 料金表第1表第2(通信料金)に規定する定額通信料金(2-1(適用)の(1)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。)

(5) (4)の場合において、当社は、月額料金を通則3から7の規定に準じて取扱います。

(6) (1)の場合において、その国際VPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障を国際VPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの国際VPN故障返還料金額の合計額を返還します。

(7) 通則30に規定するほか、国際VPN故障返還料金額の取扱いについては、通則32の(5)に定めるところによります。

#### (サービス品質(伝送遅延時間)に係る料金の扱い)

31 国際VPNサービスの伝送遅延時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、国際VPNサービスに係る国際VPN契約者に国際VPNサービスを提供する場合において、国際VPNサービスに係る網内の1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間を伝送遅延時間とし、その伝送遅延時間の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して当社が別に定める基準を超えたときであって、その国際VPN契約者の請求があったときに限り、その国際VPN契約に係る料金(以下「国際VPN遅延時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、その国際VPNサービスについて、その2の料金月を連続して第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社が国際VPNサービスの利用の中止をあらかじめその国際VPN契約者に通知したとき、又は第49条(接続休止)の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

(2) 国際VPN遅延時間返還料金額は、(1)の状態が生じた連続する2の料金月のうちの最終料金月における、料金表第1表(料金)第2(通信料金)に規定する定額

通信料金（2-1（適用）の(1)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額に1/30を乗じて得た額とします。

(3) (2)の場合において、当社は、月額料金を通則3から7の規定に準じて取扱います。

(4) 通則31に規定するほか、国際VPN遅延時間返還料金額の取扱いについては、通則32の(5)に定めるところによります。

(注) (1)に規定する当社が別に定める基準は、国際VPN契約の申込みをする者及び国際VPN契約者に開示します。

**(サービス品質（累積故障時間）に係る料金の扱い)**

32 国際VPNサービスの累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、国際VPNサービスに係る国際VPN契約者に国際VPNサービスを提供する場合において、国際VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その国際VPNサービスが全く利用できない状態（その国際VPN契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この通則32において同じとします。）が生じた場合において、その利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、その国際VPN契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、当社がその国際VPNサービスを利用できることを確認した時刻までをいいます。）を、1の料金月ごとに合算した時間（以下「国際VPN累積故障時間」といいます。）が45分以上となるときであって、その国際VPN契約者の請求があったときに限り、その国際VPN契約に係る料金（以下「国際VPN累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が国際VPNサービスの利用の中止をあらかじめその国際VPN契約者に通知したとき、又は第49条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

(2) (1)の場合において、当社は、国際VPN契約者の責めによらない理由によりその国際VPNサービスが全く利用できない状態が別記1に定める区間（その国際VPN契約に係るものに限ります。）において生じたときに限り、その国際VPN累積故障時間の対象とします。

(3) 当社は、(1)の状態が生じた料金月における、次に掲げる月額料金（その国際VPNサービスに係るものに限ります。）の合計額（以下「国際VPN累積故障時間基準額」といいます。）を元に国際VPN累積故障時間返還料金額を算出します。

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定するアクセス回線料（2-1（適用）の(1)欄、(4)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）の基本額

イ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（2-1（適用）の(1)欄又は通則20若しくは通則21の適用による場合は、適用した後の額とします。）

(4) (1)の場合において、そのVPNサービスの全部が利用できない状態が連続した場合における国際VPN累積故障時間返還料金額は、国際VPN累積故障時間基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

国際VPN累積故障時間	料金返還率
45分以上120分未満	10%
120分以上360分未満	20%
360分以上600分未満	35%

600分以上	50%
--------	-----

(5) (1)から(4)及び通則28から31までに規定するほか、1の料金月(国際VPN開通遅延返還料金額に係るものについては、その国際VPNサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。以下この通則32において同じとします。)において国際VPN開通遅延返還料金額、国際VPN故障返還料金額、国際VPN故障通知返還料金額、国際VPN遅延時間返還料金額及び国際VPN累積故障時間返還料金額の合計額が、その料金月における国際VPN累積故障時間基準額の2分の1を超えるときは、当社はその料金月における国際VPN累積故障時間基準額の2分の1の額を返還します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容				
(1) 基本料金の適用	当社は、VPNサービスについて、基本料金を適用します。				
(2) IP伝送サービス区域の設定	当社は、IP伝送サービスの需要と供給の見込み、技術的な条件等を考慮してIP伝送サービス区域を設定します。				
(3) 回線使用料の適用	<p>ア 当社は、第1種サービス（接続契約者回線に係るもの、アクセスタイプ5に係るもの又はアクセスタイプ7に係るものを除きます。）については、1-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料のうち、アクセス回線料を適用します。</p> <p>イ 当社は、第1種サービス（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）については、1-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料のうち、基本料を適用します。</p>				
(4) アクセス回線料の適用	<p>ア 第1種サービス（アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るアクセス回線料については、1-2-1-1（アクセス回線料）に規定する額から1のVPN契約ごとに次表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1122 1281 1227"> <thead> <tr> <th>他社接続契約者回線の品目</th> <th>減額となる料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s又は128kb/s</td> <td>70円（77円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アクセス回線共用回線群に臨時VPN契約に係るVPNサービスが含まれている場合のアクセス回線料については、臨時VPN契約以外に係るVPNサービスのアクセス回線料として適用します。</p> <p>ウ アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の部分の料金については、アクセス回線料を適用します。</p> <p>エ アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、協定事業者及び接続する他社接続契約者回線の種類ごとに、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する場合と、それぞれ同一とします。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合のアクセス回線料については、同一のアクセス回線共用を行うVPN契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1のVPN契約を除く他のVPN契約についてはアクセス回線料（当社の他の電気通信サービスについてはアクセス回線料に相当する料金とします。）を適用しません。</p>	他社接続契約者回線の品目	減額となる料金額（月額）	64kb/s又は128kb/s	70円（77円）
他社接続契約者回線の品目	減額となる料金額（月額）				
64kb/s又は128kb/s	70円（77円）				
(5) 最低利用期間内にVPN契	ア VPNサービスには、臨時VPN契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。				

約の解除等があった場合の料金の適用

イ 第18条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、VPNサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の提供の開始に係るもの（以下この欄において「基本最低利用期間」といいます。）は回線使用料及び加算料について適用します。

ウ 第18条に規定する最低利用期間のうち、VPNサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の接続事業者変更に係るもの（以下この欄において「接続最低利用期間」といいます。）はアクセス回線料及び加算料について適用します。

ただし、他社接続契約者回線が異経路となるものにおいて、接続事業者変更（接続事業者変更後において、他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）があった場合は、変更後のVPNサービスのアクセス回線料について接続最低利用期間を適用します。

エ 当社は、最低利用期間内にVPN契約の解除又は接続事業者変更があった場合は、第53条（基本料金の支払義務）、第54条（通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20の規定を除きます。）にかかわらず、VPN契約の解除又は接続事業者変更があった日の前日の回線使用料（通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。）、加算料及び定額通信料金（通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。）に相当する額（以下「最低利用基準額」といいます。）に残余の期間（VPN契約の解除又は接続事業者変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を当社が定める期日までに、VPN契約者から一括して支払っていただきます。

オ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の移転又は他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、1芯式と2芯式の区別の変更又は通信モード若しくは通信の態様による細目の廃止（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を当社が定める期日までに、VPN契約者から一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する額
(ア) (イ)以外のとき	変更前の回線使用料、加算料及び定額通信料金に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下オにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の回線使用料、加算料及び定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(イ) 接続事業者	次の額を合算して得た額

	<table border="1" data-bbox="555 264 1278 546"> <tr> <td data-bbox="555 264 799 546"> <p>変更と同時に品目等の変更があったとき</p> </td> <td data-bbox="799 264 1278 546"> <p>ア 接続事業者変更があった日の前日のアクセス回線料及び加算料に残余の期間を乗じて得た額</p> <p>イ 変更前の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p> </td> </tr> </table> <p>カ オの場合において、当社は、品目等の変更（加入者回線の移転及び他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時に契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等に係る終端の場所において、VPNサービスに係る契約者回線、加入者回線若しくは接続契約者回線等の新設又はVPN契約の解除若しくは接続事業者変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の回線使用料等を合算して行います。</p> <p>キ エ、オ及びカの規定にかかわらず、長期利用に係るVPN契約者について、最低利用期間内にVPN契約の解除又は品目等の変更若しくは接続事業者変更があった場合の支払いを要する額の適用については、料金表通則20に定めるところによります。</p>	<p>変更と同時に品目等の変更があったとき</p>	<p>ア 接続事業者変更があった日の前日のアクセス回線料及び加算料に残余の期間を乗じて得た額</p> <p>イ 変更前の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>
<p>変更と同時に品目等の変更があったとき</p>	<p>ア 接続事業者変更があった日の前日のアクセス回線料及び加算料に残余の期間を乗じて得た額</p> <p>イ 変更前の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>		
(6) 削除	削除		
(7) 加算料の適用	<p>ア 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ1のSTMアクセスに限ります。）について、1-2-3（加算料）に規定する加算料を適用します。</p> <p>イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続契約者回線（別記2の(1)のイに掲げる協定事業者に係るものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う額とします。以下同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとし、</p> <p>エ IP伝送契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合の加算料については、同一のアクセス回線共用を行うVPN契約（当社の専用サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1のVPN契約を除く他のVPN契約については加算料を適用しません。</p>		

<p>(8) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者が専用サービス取扱所等を変更した場合の回線使用料の適用</p>	<p>当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス取扱所等（その他社接続契約者回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所等に限り、以下同じとします。）を変更した場合のアクセス回線料については、1-2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
<p>(9) 屋内配線使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種サービス（加入者回線（1芯式と2芯式の区別が2芯式のものに限り、以下同じとします。）については、1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する屋内配線使用料を適用します。</p> <p>イ 屋内配線使用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>（ア） 契約者回線又は加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は端末設備とします。以下この欄において同じとします。）間での配線</p> <p>（イ） 1のジャックから他のジャックまでの配線</p>
<p>(10) 回線終端装置使用料の適用</p>	<p>当社は、第1種サービス（ATMアクセスであって加入者回線に係るもの（1芯式と2芯式の区別が1芯式のものに限り、以下同じとします。）については、1-2-4（回線終端装置に係るもの）に規定する回線終端装置使用料を適用します。</p>
<p>(11) インタフェースケーブル使用料の適用</p>	<p>当社は、第1種サービス（加入者回線等（イーサネットアクセスであって、そのインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-SX及び1000BASE-LXのものに限り、以下同じとします。）に係るもの）については、1-2-4（回線終端装置に係るもの）に規定するインタフェースケーブル使用料を適用します。</p>
<p>(12) 構内インタフェースケーブル使用料の適用</p>	<p>当社は、第2種サービス（加入者回線（イーサネットアクセスであって、そのインタフェースインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-SX及び1000BASE-LXのものに限り、以下同じとします。）に係るもの）については、1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する構内インタフェースケーブル使用料を適用します。</p>
<p>(13) 機器使用料の適用</p>	<p>当社は、次のアからウまでに係るものについては1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する機器使用料を適用します。</p> <p>ア 回線接続装置（第1種サービス（ATMアクセスであって、加入者回線に係るもの（1芯式と2芯式の区別が2芯式のものに限り、以下同じとします。）に係るもの）に限り、以下同じとします。）</p> <p>イ 回線接続装置（第2種サービス（STMアクセスに係るもの）に係るもの）に限り、以下同じとします。）</p> <p>ウ 回線接続装置（第2種サービス（ATMアクセスに係るもの）に係るもの）に限り、以下同じとします。）</p>

1-2 料金額

1-2-1 回線使用料

1-2-1-1 アクセス回線料

1-2-1-1-1 他社接続契約者回線に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア アクセスタイプ1 (S T Mアクセスに係るものに限りません。) に  
係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、東日本電信電話株  
式会社又は西日本電信電話株式会社となるもの

A B以外のもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額	
	エコノミークラス	
	タイプ1-1	タイプ2
64kb/s	19,000円 (20,900円)	21,000円 (23,100円)
128kb/s	28,000円 (30,800円)	30,000円 (33,000円)

B アクセス回線共用に係るもの（アクセス回線共用回線群にV P Nサービス以外の当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線が含まれている場合に限ります。）

(A) 他社接続共用回線の品目が128kb/sのもの

1のV P N契約ごとに（月額）

回線距離区分	料 金 額	
	エコノミークラス	
	タイプ1-1	タイプ2
15kmまでのもの	30,000円 (33,000円)	33,000円 (36,300円)
30kmまでのもの	44,000円 (48,400円)	47,000円 (51,700円)
40kmまでのもの	50,000円 (55,000円)	53,000円 (58,300円)
50kmまでのもの	53,000円 (58,300円)	56,000円 (61,600円)
60kmまでのもの	56,000円 (61,600円)	59,000円 (64,900円)
70kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	63,000円 (69,300円)
80kmまでのもの	63,000円 (69,300円)	66,000円 (72,600円)
90kmまでのもの	66,000円 (72,600円)	69,000円 (75,900円)
90kmを超えるもの	69,000円 (75,900円)	73,000円 (80,300円)

イ アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限り）に係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の単位料金区域（北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/s	56,500円（62,150円）	56,500円（62,150円）
2 Mb/s	65,900円（72,490円）	65,900円（72,490円）
3 Mb/s	82,400円（90,640円）	82,400円（90,640円）
4 Mb/s	96,500円（106,150円）	96,500円（106,150円）
5 Mb/s	109,400円（120,340円）	109,400円（120,340円）
6 Mb/s	115,300円（126,830円）	141,200円（155,320円）
7 Mb/s	121,200円（133,320円）	172,900円（190,190円）
8 Mb/s	127,100円（139,810円）	204,700円（225,170円）
9 Mb/s	132,900円（146,190円）	236,500円（260,150円）
10Mb/s	138,800円（152,680円）	263,500円（289,850円）
20Mb/s	167,100円（183,810円）	316,500円（348,150円）
30Mb/s	195,300円（214,830円）	369,400円（406,340円）
40Mb/s	223,500円（245,850円）	422,400円（464,640円）
50Mb/s	251,800円（276,980円）	475,300円（522,830円）
60Mb/s	280,000円（308,000円）	528,200円（581,020円）
70Mb/s	308,200円（339,020円）	581,200円（639,320円）
80Mb/s	336,500円（370,150円）	634,100円（697,510円）
90Mb/s	364,700円（401,170円）	687,100円（755,810円）
100Mb/s	391,800円（430,980円）	732,900円（806,190円）

(イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社トークネットとなるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	49,500円(54,450円)	63,500円(69,850円)
1Mb/s	55,300円(60,830円)	74,100円(81,510円)
2Mb/s	71,800円(78,980円)	109,400円(120,340円)
3Mb/s	89,400円(98,340円)	147,100円(161,810円)
4Mb/s	107,100円(117,810円)	180,000円(198,000円)
5Mb/s	125,900円(138,490円)	211,800円(232,980円)
6Mb/s	140,000円(154,000円)	240,000円(264,000円)
7Mb/s	154,100円(169,510円)	268,200円(295,020円)
8Mb/s	168,200円(185,020円)	297,600円(327,360円)
9Mb/s	182,400円(200,640円)	327,100円(359,810円)
10Mb/s	197,600円(217,360円)	356,500円(392,150円)
20Mb/s	208,200円(229,020円)	401,200円(441,320円)
30Mb/s	218,800円(240,680円)	445,900円(490,490円)
40Mb/s	229,400円(252,340円)	490,600円(539,660円)
50Mb/s	240,000円(264,000円)	535,300円(588,830円)
60Mb/s	250,600円(275,660円)	581,200円(639,320円)
70Mb/s	261,200円(287,320円)	627,100円(689,810円)
80Mb/s	271,800円(298,980円)	672,900円(740,190円)
90Mb/s	282,400円(310,640円)	718,800円(790,680円)
100Mb/s	294,100円(323,510円)	764,700円(841,170円)

(ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、KDDI株式会社となるもの

A 他社接続契約者回線の品目が1 Mb/sから100Mb/sのもの

a 収容パターン1に係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額	
	同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	50,000円(55,000円)	70,000円(77,000円)
1Mb/s	54,100円(59,510円)	74,100円(81,510円)
2Mb/s	76,800円(84,480円)	100,300円(110,330円)
3Mb/s	88,500円(97,350円)	123,800円(136,180円)
4Mb/s	112,100円(123,310円)	147,400円(162,140円)
5Mb/s	135,600円(149,160円)	170,900円(187,990円)
6Mb/s	147,400円(162,140円)	194,400円(213,840円)
7Mb/s	159,100円(175,010円)	218,000円(239,800円)
8Mb/s	170,900円(187,990円)	241,500円(265,650円)
9Mb/s	182,700円(200,970円)	253,300円(278,630円)
10Mb/s	194,400円(213,840円)	265,000円(291,500円)
20Mb/s	232,100円(255,310円)	338,000円(371,800円)
30Mb/s	255,600円(281,160円)	396,800円(436,480円)
40Mb/s	267,400円(294,140円)	443,900円(488,290円)
50Mb/s	279,100円(307,010円)	490,900円(539,990円)
60Mb/s	290,900円(319,990円)	538,000円(591,800円)
70Mb/s	302,700円(332,970円)	585,000円(643,500円)
80Mb/s	314,400円(345,840円)	632,100円(695,310円)
90Mb/s	326,200円(358,820円)	679,100円(747,010円)
100Mb/s	338,000円(371,800円)	726,200円(798,820円)

b 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の終端の場所が当社が指定する地域にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに9Mb/sまでのもの及び10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの	1-2-1-1-1の(1)のウの(ウ)のaの、同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するものに規定する料金額(他社接続契約者回線の品目が同一のもの)と同額	1-2-1-1-1の(1)のウの(ウ)のaの、左欄以外のものに規定する料金額(他社接続契約者回線の品目が同一のもの)と同額

B 他社接続契約者回線の品目が200Mb/sから1000Mb/sまでのもの

a 収容パターン1に係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額		
	当社が指定する地域において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のものであって、同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左の二欄以外のもの
200Mb/s	1,404,000円 (1,544,400円)	1,722,000円 (1,894,200円)	2,204,000円 (2,424,400円)
300Mb/s	1,439,000円 (1,582,900円)	1,981,000円 (2,179,100円)	2,710,000円 (2,981,000円)
400Mb/s	1,487,000円 (1,635,700円)	2,251,000円 (2,476,100円)	3,216,000円 (3,537,600円)
500Mb/s	1,522,000円 (1,674,200円)	2,510,000円 (2,761,000円)	3,722,000円 (4,094,200円)
600Mb/s	1,557,000円 (1,712,700円)	2,769,000円 (3,045,900円)	4,228,000円 (4,650,800円)
700Mb/s	1,592,000円 (1,751,200円)	3,039,000円 (3,342,900円)	4,722,000円 (5,194,200円)
800Mb/s	1,628,000円 (1,790,800円)	3,298,000円 (3,627,800円)	5,228,000円 (5,750,800円)
900Mb/s	1,651,000円 (1,816,100円)	3,557,000円 (3,912,700円)	5,734,000円 (6,307,400円)
1000Mb/s	1,687,000円 (1,855,700円)	3,828,000円 (4,210,800円)	6,239,000円 (6,862,900円)

b 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額		
	当社が指定する地域 において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のものであ って、同一の都県内 において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左の二欄以外のもの
200Mb/s	1,404,000円 (1,544,400円)	1,722,000円 (1,894,200円)	2,204,000円 (2,424,400円)
300Mb/s	1,439,000円 (1,582,900円)	1,981,000円 (2,179,100円)	2,710,000円 (2,981,000円)
400Mb/s	1,487,000円 (1,635,700円)	2,251,000円 (2,476,100円)	3,216,000円 (3,537,600円)
500Mb/s	1,522,000円 (1,674,200円)	2,510,000円 (2,761,000円)	3,722,000円 (4,094,200円)
600Mb/s	1,557,000円 (1,712,700円)	2,769,000円 (3,045,900円)	4,228,000円 (4,650,800円)
700Mb/s	1,592,000円 (1,751,200円)	3,039,000円 (3,342,900円)	4,722,000円 (5,194,200円)
800Mb/s	1,628,000円 (1,790,800円)	3,298,000円 (3,627,800円)	5,228,000円 (5,750,800円)
900Mb/s	1,651,000円 (1,816,100円)	3,557,000円 (3,912,700円)	5,734,000円 (6,307,400円)
1000Mb/s	1,687,000円 (1,855,700円)	3,828,000円 (4,210,800円)	6,239,000円 (6,862,900円)

(エ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、中部テレコミュニケーション株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の回線 距離測定局が、同一の県内に あるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	52,900円(58,190円)	76,500円(84,150円)
1Mb/s	54,100円(59,510円)	77,600円(85,360円)
2Mb/s	77,600円(85,360円)	112,900円(124,190円)
3Mb/s	101,200円(111,320円)	148,200円(163,020円)
4Mb/s	124,700円(137,170円)	183,500円(201,850円)
5Mb/s	148,200円(163,020円)	218,800円(240,680円)
6Mb/s	152,900円(168,190円)	235,300円(258,830円)
7Mb/s	157,600円(173,360円)	251,800円(276,980円)
8Mb/s	162,400円(178,640円)	268,200円(295,020円)
9Mb/s	167,100円(183,810円)	284,700円(313,170円)
10Mb/s	171,800円(188,980円)	301,200円(331,320円)
20Mb/s	215,300円(236,830円)	375,300円(412,830円)
30Mb/s	262,400円(288,640円)	452,900円(498,190円)
40Mb/s	309,400円(340,340円)	530,600円(583,660円)
50Mb/s	356,500円(392,150円)	608,200円(669,020円)
60Mb/s	365,900円(402,490円)	644,700円(709,170円)
70Mb/s	375,300円(412,830円)	681,200円(749,320円)
80Mb/s	384,700円(423,170円)	717,600円(789,360円)
90Mb/s	394,100円(433,510円)	754,100円(829,510円)
100Mb/s	403,500円(443,850円)	791,800円(870,980円)
200Mb/s	894,000円(983,400円)	1,329,000円(1,461,900円)
300Mb/s	951,000円(1,046,100円)	1,576,000円(1,733,600円)
400Mb/s	1,007,000円(1,107,700円)	1,824,000円(2,006,400円)
500Mb/s	1,064,000円(1,170,400円)	2,071,000円(2,278,100円)
600Mb/s	1,120,000円(1,232,000円)	2,318,000円(2,549,800円)
700Mb/s	1,176,000円(1,293,600円)	2,565,000円(2,821,500円)
800Mb/s	1,235,000円(1,358,500円)	2,812,000円(3,093,200円)

900Mb/s	1,294,000円 (1,423,400円)	3,059,000円 (3,364,900円)
1000Mb/s	1,341,000円 (1,475,100円)	3,294,000円 (3,623,400円)

(オ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北陸通信ネットワーク株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	47,500円(52,250円)	61,200円(67,320円)
1 Mb/s	52,900円(58,190円)	74,100円(81,510円)
2 Mb/s	71,800円(78,980円)	109,400円(120,340円)
3 Mb/s	89,400円(98,340円)	147,100円(161,810円)
4 Mb/s	110,600円(121,660円)	182,400円(200,640円)
5 Mb/s	130,600円(143,660円)	215,300円(236,830円)
6 Mb/s	137,600円(151,360円)	242,400円(266,640円)
7 Mb/s	144,700円(159,170円)	269,400円(296,340円)
8 Mb/s	151,800円(166,980円)	296,500円(326,150円)
9 Mb/s	158,800円(174,680円)	323,500円(355,850円)
10Mb/s	163,500円(179,850円)	349,400円(384,340円)
20Mb/s	181,200円(199,320円)	392,900円(432,190円)
30Mb/s	198,800円(218,680円)	436,500円(480,150円)
40Mb/s	216,500円(238,150円)	480,000円(528,000円)
50Mb/s	234,100円(257,510円)	523,500円(575,850円)
60Mb/s	251,800円(276,980円)	565,900円(622,490円)
70Mb/s	269,400円(296,340円)	608,200円(669,020円)
80Mb/s	285,900円(314,490円)	650,600円(715,660円)
90Mb/s	302,400円(332,640円)	692,900円(762,190円)
100Mb/s	317,600円(349,360円)	732,900円(806,190円)

(カ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社オペレーターとなるもの

A 収容パターン1に係るもの

a 他社接続契約者回線の品目が1Mb/sから100Mb/sのもの  
1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の回線距離測定局が、同一の府県内にあるもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	42,500円(46,750円)	60,000円(66,000円)
1Mb/s	50,600円(55,660円)	70,600円(77,660円)
2Mb/s	62,400円(68,640円)	87,100円(95,810円)
3Mb/s	80,000円(88,000円)	110,600円(121,660円)
4Mb/s	97,600円(107,360円)	134,100円(147,510円)
5Mb/s	127,100円(139,810円)	174,100円(191,510円)
6Mb/s	144,700円(159,170円)	229,400円(252,340円)
7Mb/s	161,200円(177,320円)	284,700円(313,170円)
8Mb/s	178,800円(196,680円)	341,200円(375,320円)
9Mb/s	195,300円(214,830円)	396,500円(436,150円)
10Mb/s	212,900円(234,190円)	451,800円(496,980円)
20Mb/s	228,200円(251,020円)	489,400円(538,340円)
30Mb/s	243,500円(267,850円)	527,100円(579,810円)
40Mb/s	260,000円(286,000円)	564,700円(621,170円)
50Mb/s	275,300円(302,830円)	602,400円(662,640円)
60Mb/s	290,600円(319,660円)	640,000円(704,000円)
70Mb/s	305,900円(336,490円)	677,600円(745,360円)
80Mb/s	322,400円(354,640円)	715,300円(786,830円)
90Mb/s	337,600円(371,360円)	752,900円(828,190円)
100Mb/s	352,900円(388,190円)	790,600円(869,660円)

b 他社接続契約者回線の品目が1Gb/sのもの

1のVPN契約ごとに(月額)

回線距離区分	料 金 額
15kmまでのもの	1,365,000円(1,501,500円)
30kmまでのもの	2,534,000円(2,787,400円)
40kmまでのもの	2,799,000円(3,078,900円)

50kmまでのもの	3,033,000円 (3,336,300円)
60kmまでのもの	3,219,000円 (3,540,900円)
70kmまでのもの	3,369,000円 (3,705,900円)
80kmまでのもの	3,499,000円 (3,848,900円)
90kmまでのもの	3,624,000円 (3,986,400円)
100kmまでのもの	3,745,000円 (4,119,500円)
120kmまでのもの	3,863,000円 (4,249,300円)
120kmを超えるもの	3,977,000円 (4,374,700円)

(キ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社エネコムとなるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	アクセス回線Bに係るもの	アクセス回線Cに係るもの
0.5Mb/s	42,500円(46,750円)	54,500円(59,950円)
1Mb/s	49,400円(54,340円)	74,100円(81,510円)
2Mb/s	67,100円(73,810円)	109,400円(120,340円)
3Mb/s	83,500円(91,850円)	147,100円(161,810円)
4Mb/s	103,500円(113,850円)	180,000円(198,000円)
5Mb/s	122,400円(134,640円)	211,800円(232,980円)
6Mb/s	130,600円(143,660円)	228,200円(251,020円)
7Mb/s	138,800円(152,680円)	244,700円(269,170円)
8Mb/s	147,100円(161,810円)	261,200円(287,320円)
9Mb/s	155,300円(170,830円)	277,600円(305,360円)
10Mb/s	162,400円(178,640円)	294,100円(323,510円)
20Mb/s	182,400円(200,640円)	340,000円(374,000円)
30Mb/s	202,400円(222,640円)	385,900円(424,490円)
40Mb/s	222,400円(244,640円)	431,800円(474,980円)
50Mb/s	242,400円(266,640円)	477,600円(525,360円)
60Mb/s	262,400円(288,640円)	523,500円(575,850円)
70Mb/s	282,400円(310,640円)	569,400円(626,340円)
80Mb/s	302,400円(332,640円)	615,300円(676,830円)
90Mb/s	322,400円(354,640円)	661,200円(727,320円)
100Mb/s	341,200円(375,320円)	705,900円(776,490円)

(ク) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社S T N e  
tとなるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	45,900円(50,490円)	64,700円(71,170円)
1Mb/s	52,900円(58,190円)	74,100円(81,510円)
2Mb/s	74,100円(81,510円)	109,400円(120,340円)
3Mb/s	90,600円(99,660円)	147,100円(161,810円)
4Mb/s	109,400円(120,340円)	180,000円(198,000円)
5Mb/s	128,200円(141,020円)	211,800円(232,980円)
6Mb/s	141,200円(155,320円)	240,000円(264,000円)
7Mb/s	150,600円(165,660円)	263,500円(289,850円)
8Mb/s	156,500円(172,150円)	281,200円(309,320円)
9Mb/s	161,200円(177,320円)	291,800円(320,980円)
10Mb/s	164,700円(181,170円)	300,000円(330,000円)
20Mb/s	201,200円(221,320円)	371,800円(408,980円)
30Mb/s	232,900円(256,190円)	438,800円(482,680円)
40Mb/s	261,200円(287,320円)	497,600円(547,360円)
50Mb/s	285,900円(314,490円)	549,400円(604,340円)
60Mb/s	307,100円(337,810円)	594,100円(653,510円)
70Mb/s	325,900円(358,490円)	634,100円(697,510円)
80Mb/s	341,200円(375,320円)	665,900円(732,490円)
90Mb/s	354,100円(389,510円)	692,900円(762,190円)
100Mb/s	364,700円(401,170円)	715,300円(786,830円)

(ケ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社QTnetとなるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社 接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	42,500円(46,750円)	69,500円(76,450円)
1Mb/s	51,800円(56,980円)	78,800円(86,680円)
2Mb/s	74,100円(81,510円)	111,800円(122,980円)
3Mb/s	90,600円(99,660円)	147,100円(161,810円)
4Mb/s	109,400円(120,340円)	182,400円(200,640円)
5Mb/s	129,400円(142,340円)	211,800円(232,980円)
6Mb/s	147,100円(161,810円)	235,300円(258,830円)
7Mb/s	158,800円(174,680円)	258,800円(284,680円)
8Mb/s	170,600円(187,660円)	282,400円(310,640円)
9Mb/s	182,400円(200,640円)	300,000円(330,000円)
10Mb/s	194,100円(213,510円)	314,100円(345,510円)
20Mb/s	223,500円(245,850円)	370,600円(407,660円)
30Mb/s	252,900円(278,190円)	427,100円(469,810円)
40Mb/s	278,800円(306,680円)	482,400円(530,640円)
50Mb/s	304,700円(335,170円)	535,300円(588,830円)
60Mb/s	328,200円(361,020円)	588,200円(647,020円)
70Mb/s	351,800円(386,980円)	638,800円(702,680円)
80Mb/s	367,100円(403,810円)	689,400円(758,340円)
90Mb/s	382,400円(420,640円)	725,900円(798,490円)
100Mb/s	397,600円(437,360円)	762,400円(838,640円)

(コ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、OTNet株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに(月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
1 Mb/s	52,900円 (58,190円)
2 Mb/s	67,100円 (73,810円)
3 Mb/s	80,000円 (88,000円)
4 Mb/s	96,500円 (106,150円)
5 Mb/s	109,400円 (120,340円)
10Mb/s	123,500円 (135,850円)
20Mb/s	157,600円 (173,360円)
30Mb/s	190,600円 (209,660円)
40Mb/s	223,500円 (245,850円)
50Mb/s	256,500円 (282,150円)
100Mb/s	305,900円 (336,490円)

(2) 臨時VPN契約に係るもの

1のVPN契約ごとに(日額)

区 分	料 金 額
アクセスタイプ1 (STMアクセスに係るものに限り、)に係るもの	臨時VPN契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

1-2-1-1-2 加入者回線に係るもの

(1) アクセスタイプ1 (ATMアクセスに係るものに限り)に係るもの

1のVPN契約ごとに(月額)

品 目	料 金 額
0.5Mb/s	80,000円(88,000円)
1Mb/s	82,000円(90,200円)
2Mb/s	85,000円(93,500円)
3Mb/s	88,000円(96,800円)
4Mb/s	91,000円(100,100円)
5Mb/s	94,000円(103,400円)
6Mb/s	97,000円(106,700円)
7Mb/s	99,000円(108,900円)
8Mb/s	101,000円(111,100円)
9Mb/s	103,000円(113,300円)
10Mb/s	105,000円(115,500円)
11Mb/sから44Mb/sまでのもの	そのVPNサービスを10Mb/s品目のものとみなした場合に適用されるアクセス回線料に、10Mb/sを超える1Mb/sまでごとに3,500円(3,850円)を加えた額
45Mb/s	227,500円(250,250円)
46Mb/sから135Mb/sまでのもの	そのVPNサービスを45Mb/s品目のものとみなした場合に適用されるアクセス回線料に、45Mb/sを超える1Mb/sまでごとに2,000円(2,200円)を加えた額

(2) アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

ア 収容パターン1に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額
10Mb/s	アクセス速度が0.5Mb/sのもの	33,000円（36,300円）
	アクセス速度が1Mb/sのもの	48,000円（52,800円）
	アクセス速度が2Mb/sのもの	80,000円（88,000円）
	アクセス速度が3Mb/sのもの	88,000円（96,800円）
	アクセス速度が4Mb/sのもの	91,000円（100,100円）
	アクセス速度が5Mb/sのもの	94,000円（103,400円）
	アクセス速度が6Mb/sのもの	97,000円（106,700円）
	アクセス速度が7Mb/sのもの	99,000円（108,900円）
	アクセス速度が8Mb/sのもの	101,000円（111,100円）
	アクセス速度が9Mb/sのもの	103,000円（113,300円）
	アクセス速度が10Mb/sのもの	105,000円（115,500円）
100Mb/s	アクセス速度が10Mb/sのもの	105,000円（115,500円）
	アクセス速度が20Mb/sのもの	125,000円（137,500円）
	アクセス速度が30Mb/sのもの	148,000円（162,800円）
	アクセス速度が40Mb/sのもの	169,000円（185,900円）
	アクセス速度が50Mb/sのもの	187,000円（205,700円）
	アクセス速度が60Mb/sのもの	202,000円（222,200円）
	アクセス速度が70Mb/sのもの	215,000円（236,500円）
	アクセス速度が80Mb/sのもの	225,000円（247,500円）
	アクセス速度が90Mb/sのもの	233,000円（256,300円）
	アクセス速度が100Mb/sのもの	240,000円（264,000円）
1000Mb/s	アクセス速度が1000Mb/sのもの	830,000円（913,000円）

イ 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額
10Mb/s	アクセス速度が0.5Mb/sのもの	53,000円（58,300円）
	アクセス速度が1Mb/sのもの	68,000円（74,800円）
	アクセス速度が2Mb/sのもの	100,000円（110,000円）
	アクセス速度が3Mb/sのもの	110,000円（121,000円）

	アクセス速度が4Mb/sのもの	127,000円 (139,700円)
	アクセス速度が5Mb/sのもの	130,000円 (143,000円)
	アクセス速度が6Mb/sのもの	144,000円 (158,400円)
	アクセス速度が7Mb/sのもの	158,000円 (173,800円)
	アクセス速度が8Mb/sのもの	172,000円 (189,200円)
	アクセス速度が9Mb/sのもの	174,000円 (191,400円)
	アクセス速度が10Mb/sのもの	176,000円 (193,600円)
100Mb/s	アクセス速度が10Mb/sのもの	176,000円 (193,600円)
	アクセス速度が20Mb/sのもの	231,000円 (254,100円)
	アクセス速度が30Mb/sのもの	290,000円 (319,000円)
	アクセス速度が40Mb/sのもの	346,000円 (380,600円)
	アクセス速度が50Mb/sのもの	400,000円 (440,000円)
	アクセス速度が60Mb/sのもの	450,000円 (495,000円)
	アクセス速度が70Mb/sのもの	498,000円 (547,800円)
	アクセス速度が80Mb/sのもの	543,000円 (597,300円)
	アクセス速度が90Mb/sのもの	586,000円 (644,600円)
	アクセス速度が100Mb/sのもの	629,000円 (691,900円)
1000Mb/s	アクセス速度が100Mb/sのもの	1,219,000円 (1,340,900円)
	アクセス速度が200Mb/sのもの	1,312,000円 (1,443,200円)
	アクセス速度が300Mb/sのもの	1,559,000円 (1,714,900円)
	アクセス速度が400Mb/sのもの	1,795,000円 (1,974,500円)
	アクセス速度が500Mb/sのもの	2,042,000円 (2,246,200円)
	アクセス速度が600Mb/sのもの	2,289,000円 (2,517,900円)
	アクセス速度が700Mb/sのもの	2,513,000円 (2,764,300円)
	アクセス速度が800Mb/sのもの	2,760,000円 (3,036,000円)
	アクセス速度が900Mb/sのもの	3,007,000円 (3,307,700円)
	アクセス速度が1000Mb/sのもの	3,241,000円 (3,565,100円)

1-2-1-2 削除

1-2-1-3 基本料

1-2-1-3-1 アクセスタイプ5に係るもの

(1) IP通信網（東日本電信電話株式会社に係るものに限り。）との接続に係るもの

A プラン1に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目			料 金 額
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの	106,000円 (116,600円)
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	740,000円 (814,000円)
	1000Mb/s	アクセス速度が200Mbit/sのもの	806,000円 (886,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	872,000円 (959,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	938,000円 (1,031,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	1,004,000円 (1,104,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	1,070,000円 (1,177,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	1,136,000円 (1,249,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	1,202,000円 (1,322,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	1,268,000円 (1,394,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	1,334,000円 (1,467,400円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限り、  
との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットア クセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの 91,000円 (100,100円)	
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの 550,000円 (605,000円)	
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	616,000円 (677,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	682,000円 (750,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	748,000円 (822,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	814,000円 (895,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	880,000円 (968,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	946,000円 (1,040,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	1,012,000円 (1,113,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	1,078,000円 (1,185,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	1,144,000円 (1,258,400円)

B プラン2に係るもの  
 a b以外のもの

1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの 326,000円 (358,600円)	
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの 1,720,000円 (1,892,000円)	
	1000Mb/s	アクセス速度が200Mbit/sのもの	2,086,000円 (2,294,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	2,452,000円 (2,697,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	2,818,000円 (3,099,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	3,184,000円 (3,502,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	3,550,000円 (3,905,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	3,916,000円 (4,307,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	4,282,000円 (4,710,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	4,648,000円 (5,112,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	5,014,000円 (5,515,400円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限り。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの 311,000円 (342,100円)	
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの 1,530,000円 (1,683,000円)	
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	1,530,000円 (1,683,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	1,896,000円 (2,085,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	2,262,000円 (2,488,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	2,628,000円 (2,890,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	2,994,000円 (3,293,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	3,360,000円 (3,696,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	3,726,000円 (4,098,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	4,092,000円 (4,501,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	4,458,000円 (4,903,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	4,824,000円 (5,306,400円)

(2) IP通信網（西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）との接続に係るもの

A プラン1に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目			料 金 額
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの	106,000円 (116,600円)
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	740,000円 (814,000円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目			料 金 額
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの	91,000円 (100,100円)
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	616,000円 (677,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	682,000円 (750,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	748,000円 (822,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	814,000円 (895,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	880,000円 (968,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	946,000円 (1,040,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	1,012,000円 (1,113,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	1,078,000円 (1,185,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	1,144,000円 (1,258,400円)

B プラン2に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの 326,000円 (358,600円)	
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの 1,720,000円 (1,892,000円)	
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	1,720,000円 (1,892,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	2,766,000円 (3,042,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	3,812,000円 (4,193,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	4,858,000円 (5,343,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	5,904,000円 (6,494,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	6,950,000円 (7,645,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	7,996,000円 (8,795,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	9,042,000円 (9,946,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	10,088,000円 (11,096,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	11,134,000円 (12,247,400円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限り。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの 311,000円 (342,100円)	
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの 1,530,000円 (1,683,000円)	
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	1,530,000円 (1,683,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	2,576,000円 (2,833,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	3,622,000円 (3,984,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	4,668,000円 (5,134,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	5,714,000円 (6,285,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	6,760,000円 (7,436,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	7,806,000円 (8,586,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	8,852,000円 (9,737,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	9,898,000円 (10,887,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	10,944,000円 (12,038,400円)

1-2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外のもの

区 分			単 位	料 金 額		
				臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
優先制御機能	I P パケットを、I P パケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって網 (V P N ノード装置相互間) に限りま す)。内で転送する機能	アクセスタイプ1 (S T M アクセス又は A T M アクセスに 限ります。)に係 るもの	64kb/s品目のもの	1 の V P N 契約ごとに	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
			128kb/s品目のもの		3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
			0.5Mb/s品目のもの		5,000円 (5,500円)	500円 (550円)
			1 Mb/s品目のもの		10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
			2 Mb/s品目のもの		20,000円 (22,000円)	—
			3 Mb/s品目のもの		30,000円 (33,000円)	3,000円 (3,300円)
			4 Mb/s品目のもの		40,000円 (44,000円)	—
			5 Mb/s品目のもの		50,000円 (55,000円)	—
			6 Mb/s品目のもの		60,000円 (66,000円)	6,000円 (6,600円)
			7 Mb/s品目のもの		70,000円 (77,000円)	—
			8 Mb/s品目のもの		80,000円 (88,000円)	—
			9 Mb/s品目のもの		90,000円 (99,000円)	—
			10Mb/s品目のもの		100,000円 (110,000円)	—
			11Mb/s品目のもの		105,000円 (115,500円)	—
12Mb/s品目のもの		110,000円 (121,000円)	—			
13Mb/s品目のもの		115,000円 (126,500円)	—			
14Mb/s品目のもの		120,000円 (132,000円)	—			

15Mb/s 品目のもの	125,000円 (137,500円)	——
16Mb/s 品目のもの	130,000円 (143,000円)	——
17Mb/s 品目のもの	135,000円 (148,500円)	——
18Mb/s 品目のもの	140,000円 (154,000円)	——
19Mb/s 品目のもの	145,000円 (159,500円)	——
20Mb/s 品目のもの	150,000円 (165,000円)	——
21Mb/s 品目のもの	155,000円 (170,500円)	——
22Mb/s 品目のもの	160,000円 (176,000円)	——
23Mb/s 品目のもの	165,000円 (181,500円)	——
24Mb/s 品目のもの	170,000円 (187,000円)	——
25Mb/s 品目のもの	175,000円 (192,500円)	——
26Mb/s 品目のもの	180,000円 (198,000円)	——
27Mb/s 品目のもの	185,000円 (203,500円)	——
28Mb/s 品目のもの	190,000円 (209,000円)	——
29Mb/s 品目のもの	195,000円 (214,500円)	——
30Mb/s 品目のもの	200,000円 (220,000円)	——
31Mb/s 品目のもの	201,500円 (221,650円)	——
32Mb/s 品目のもの	203,000円 (223,300円)	——
33Mb/s 品目のもの	204,500円 (224,950円)	——

	34Mb/s品目のもの		206,000円 (226,600円)	—
	35Mb/s品目のもの		207,500円 (228,250円)	—
	36Mb/s品目のもの		209,000円 (229,900円)	—
	37Mb/s品目のもの		210,500円 (231,550円)	—
	38Mb/s品目のもの		212,000円 (233,200円)	—
	39Mb/s品目のもの		213,500円 (234,850円)	—
	40Mb/s品目のもの		215,000円 (236,500円)	—
	41Mb/s品目のもの		216,500円 (238,150円)	—
	42Mb/s品目のもの		218,000円 (239,800円)	—
	43Mb/s品目のもの		219,500円 (241,450円)	—
	44Mb/s品目のもの		221,000円 (243,100円)	—
	45Mb/s品目のもの		222,500円 (244,750円)	—
	46Mb/s品目のもの		224,000円 (246,400円)	—
	47Mb/s品目のもの		225,500円 (248,050円)	—
	48Mb/s品目のもの		227,000円 (249,700円)	—
	49Mb/s品目のもの		228,500円 (251,350円)	—
	50Mb/s品目のもの		230,000円 (253,000円)	—
アクセ スタイ プ1(イ ーサネ	ポート速度が 0.5Mb/sのもの	1のV PN契 約ごと に	5,000円 (5,500円)	—
	ポート速度が1 Mb/sのもの		10,000円 (11,000円)	—

ットア クセス に限り ます。) 又はア クセス タイプ 5 (イー サネッ トアク セスに 限りま す。)に 係るも の	ポート速度が 2 Mb/sのもの	20,000円 (22,000円)	—
	ポート速度が 3 Mb/sのもの	30,000円 (33,000円)	—
	ポート速度が 4 Mb/sのもの	40,000円 (44,000円)	—
	ポート速度が 5 Mb/sのもの	50,000円 (55,000円)	—
	ポート速度が 6 Mb/sのもの	60,000円 (66,000円)	—
	ポート速度が 7 Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)	—
	ポート速度が 8 Mb/sのもの	80,000円 (88,000円)	—
	ポート速度が 9 Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)	—
	ポート速度が 10Mb/sのもの	100,000円 (110,000円)	—
	ポート速度が 20Mb/sのもの	150,000円 (165,000円)	—
	ポート速度が 30Mb/sのもの	200,000円 (220,000円)	—
	ポート速度が 40Mb/sのもの	215,000円 (236,500円)	—
	ポート速度が 50Mb/sのもの	230,000円 (253,000円)	—
	ポート速度が 60Mb/sのもの	245,000円 (269,500円)	—
	ポート速度が 70Mb/sのもの	260,000円 (286,000円)	—
	ポート速度が 80Mb/sのもの	275,000円 (302,500円)	—
	ポート速度が 90Mb/sのもの	290,000円 (319,000円)	—
	ポート速度が 100Mb/sのもの	300,000円 (330,000円)	—
ポート速度が 200Mb/sのもの	430,000円 (473,000円)	—	

		ポート速度が 300Mb/sのもの	560,000円 (616,000円)	——
		ポート速度が 400Mb/sのもの	690,000円 (759,000円)	——
		ポート速度が 500Mb/sのもの	800,000円 (880,000円)	——
		ポート速度が 600Mb/sのもの	910,000円 (1,001,000 円)	——
		ポート速度が 700Mb/sのもの	1,020,000円 (1,122,000 円)	——
		ポート速度が 800Mb/sのもの	1,130,000円 (1,243,000 円)	——
		ポート速度が 900Mb/sのもの	1,240,000円 (1,364,000 円)	——
		ポート速度が 1000Mb/sのもの	1,350,000円 (1,485,000 円)	——
備考				
1 優先制御機能には次のクラスの種類があります。				
クラスの種類		内 容		
3クラス		3つの優先順位にしたがって網内で転送するもの		
4クラス		4つの優先順位にしたがって網内で転送するもの		
2 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（ポート速度が600Mb/s以上のもの、他社接続契約者回線（別記5の(2)に係るものに限ります。）に係るポート速度が0.5Mb/sのもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの及びATMアクセス（51Mb/s以上の品目のものに限ります。）に係るものに限ります。）、アクセスタイプ5（イーサネットアクセス（ポート速度が600Mb/s以上のものに限ります。）に係るものに限ります。）及びアクセスタイプ7に係るものを除きます。）に係るVPN契約者に限り、この機能（クラスの種類が3クラスに係るものに限ります。）を提供します。				

3 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（別記5の(2)に係るものに限ります。）に係るポート速度が0.5Mb/sのもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの、及びATMアクセス（11Mb/s以上の品目のものに限ります。）に係るものに限ります。）及びアクセスタイプ7に係るものを除きます。）に係るVPN契約者に限り、この機能（クラスの種類が4クラスに係るものに限ります。）を提供します。

（注）本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、Univesal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するVPNサービス（コース2（速度の区分が0.5Mb/sのものに限ります。）に係るものに限ります。）とします。

VPNグループ間通信機能	この機能を利用するVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能を利用するものに限ります。）を構成するVPNグループ回線との間又は当社が必要により設置する電気通信設備との間の通信（データモードに係るものに限ります。）を行うことができるようにする機能	下記以外のもの	1のVPNグループごとに	15,000円 (16,500円)	1,500円 (1,650円)
		パケットフィルタリング（VPN契約者があらかじめ指定する条件によりIPパケットの伝送を制限することをいいます。以下同じとします。）の設定が可能なもの	1のVPNグループごとに	9,000円 (9,900円)	900円 (990円)
			1のVPNグループごとに （10までのパケットフィルタリングの条件を含みます。）	6,000円 (6,600円)	600円 (660円)
			1のVPNグループにつき設定する10のパケットフィルタリングの条件を超える他のパケットフィルタリングの条件ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

備考

1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限ります。）に限り、この機能を提供します。

2 この機能（パケットフィルタリングの設定が可能なものに限ります。以下備考3までにおいて同じとします。）については、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとして、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者がこの機能に相当する付加機能を利用するものを含むものとします。

3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。

削除

アプリケーションサービス接続機能	アプリケーションサービスゲートウェイ（この機能及びアプリケーションサービス利用機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を介して、この機能を利用してアプリケーションサービスを提供するVPN契約者のVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、アプリケーションサービス利用機能を利用するものに限ります。）を構成するVPNグループ回線との間の通信を行うことができるようにする機能	—	—	—
------------------	---	---	---	---

備考

- 1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申込みにあたっては、アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。
- 3 パケットフィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。
- 4 VPN契約者は、この機能を利用するVPNサービス（所属VPNグループを構成するVPNグループ回線を含みます。）については、この機能以外の付加機能を利用することができません。
- 5 当社は、この機能を利用してアプリケーションサービスを提供することに伴い発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

アプリケーションサービス利用機能		アプリケーションサービスゲートウェイを介して、この機能を利用してアプリケーションサービスを利用するVPN契約者のVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、アプリケーションサービス接続機能を利用するものに限り、）を構成するVPNグループ回線との間又は当社が必要により設置する電気通信設備との間の通信を行うことができるようにする機能	接続先となる他のVPNグループ又は当社が必要により設置する電気通信設備ごとに	20,000円 (22,000円)	2,000円 (2,200円)
			アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件ごとに	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)
備考					
<p>1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限り、）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みにあたっては、アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 パケットフィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。</p> <p>4 当社は、この機能を利用してアプリケーションサービスを利用することに伴い発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p>					
フィルタリング機能	BGP経路制御型	VPNノード装置から配信する経路情報（当社が指定するものに限り、）について、経路情報配信フィルタリング（VPN契約者があらかじめ指定する条件にしたがって配信する経路情報を制御することをいいます。以下同じとします。）の設定を可能とする機能	1のVPN契約ごとに	3,000円 (3,300円)	—
		備考			
<p>1 当社は、次に掲げるVPN契約者を除き、この機能を提供します。</p> <p>(1) VPNサービス（アクセスタイプ1（登録タイプ1に係るものを除きます。）に係るものに限り、）に係るVPN契約者</p> <p>(2) VPNサービス（アクセスタイプ5に係るものに限り、）に係るVPN契約者</p>					



<p>者回線 番 号 (当社 が別に 定める ものに 限ります。) を受信す ることが できる機能</p>	<p>ます。)との接 続に係 るもの</p>	100 0Mb /s 品 目 の もの	ア ク セ ス 速 度 が 200Mb it/s の も の	19,600円 (21,560円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 300Mb it/s の も の	29,400円 (32,340円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 400Mb it/s の も の	39,200円 (43,120円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 500Mb it/s の も の	49,000円 (53,900円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 600Mb it/s の も の	58,800円 (64,680円)	—

				ア ク セ ス 速 度 が 700Mb it/s の も の	68,600円 (75,460円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 800Mb it/s の も の	78,400円 (86,240円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 900Mb it/s の も の	88,200円 (97,020円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 1000M bit/s の も の	98,000円 (107,800円)	—
			料 金 表 第 1 表 第 1 の 1 — 2 — 1 — 3 — 1 (1) A の b の ii 及	10Mb/s品目 のもの	9,800円 (10,780円)	—
				100Mb/s品 目のもの	9,800円 (10,780円)	—
				100Mb it/s の も の	9,800円 (10,780円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 100Mb it/s の も の	9,800円 (10,780円)	—



			ア ク セ ス 速 度 が 700Mb it/s の も の	68,600円 (75,460円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 800Mb it/s の も の	78,400円 (86,240円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 900Mb it/s の も の	88,200円 (97,020円)	—
			ア ク セ ス 速 度 が 1000M bit/s の も の	98,000円 (107,800円)	—
I P 通 信網(西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 に 係 る も の に 限 り ま す 。 ) と の 接 続 に 係 る も の	下 記 以 外 の も の	10Mb/s 品 目 の も の	19,600円 (21,560円)	—	
		100Mb/s 品 目 の も の	19,600円 (21,560円)	—	
	料 金 表 第 1 表 第 1 1 2 —	10Mb/s 品 目 の も の	9,800円 (10,780円)	—	
		100Mb/s 品 目 の も の	9,800円 (10,780円)	—	

1 3 1 (2) の A の b の ii 及び B の b  の ii に係 るも の	100	ア ク セ ス 速 度 が 100Mb it/s の も の	9,800円 (10,780円)	—
		ア ク セ ス 速 度 が 200Mb it/s の も の	19,600円 (21,560円)	—
		ア ク セ ス 速 度 が 300Mb it/s の も の	29,400円 (32,340円)	—
		ア ク セ ス 速 度 が 400Mb it/s の も の	39,200円 (43,120円)	—
		ア ク セ ス 速 度 が 500Mb it/s の も の	49,000円 (53,900円)	—

				ア ク セ ス 速 度 が 600Mb it/s の も の	58,800円 (64,680円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 700Mb it/s の も の	68,600円 (75,460円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 800Mb it/s の も の	78,400円 (86,240円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 900Mb it/s の も の	88,200円 (97,020円)	—
				ア ク セ ス 速 度 が 1000M bit/s の も の	98,000円 (107,800円)	—
<p>備考 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ5（タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るVPN契約者に関し、この機能を提供します。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線番号は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する発信に係る契約者回線番号とします。</p>						

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
セッション解除機能	—	—	—
<p>VPNグループ回線と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網に係る電気通信回線（当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線等に限り、）との通信について、VPN契約者からの申し出により、その通信に係るセッションを解除する機能</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。</p>			
<p>備考</p> <p>1 当社は、VPN契約者（アクセスタイプ5に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p>			

1-2-3 加算料

(1) (2)以外の場合

アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り、）に係るもの  
1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
64kb/sのもの	28,000円（30,800円）
128kb/sのもの	45,000円（49,500円）
<p>備考</p> <p>1 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。</p> <p>2 当社は、令和8年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。</p>	

(2) 臨時VPN契約に係るもの

1のVPN契約ごとに（日額）

区 分	料 金 額

アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り、）に係るもの	臨時VPN契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
---------------------------------	---

1-2-4 回線終端装置に係るもの

1-2-4-1 回線終端装置使用料

区 分		単 位	料 金 額		
			VPN契約に係るもの (月額)		
1.5Mb/s品目に係るもの		1台ごとに	9,500円 (10,260円)		
上記以外のもの	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	1台ごとに	8,000円 (8,800円)		
	端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの	1台ごとに	9,000円 (9,900円)		
	端末側インタフェースが光ケーブルのもの	I型	1台ごとに	10,000円 (11,000円)	
		II型	1台ごとに	10,000円 (11,000円)	
備考 I型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。					

1-2-4-2 インタフェースケーブル使用料

区 分		単 位	料 金 額	
			VPN契約に係るもの (月額)	
加入者回線等インタフェースが10BASE-Tのもの		1台ごとに	5,000円 (5,500円)	
加入者回線等インタフェースが100BASE-TXのもの		1台ごとに	10,000円 (11,000円)	
加入者回線等インタフェースが1000BASE-SXのもの		1台ごとに	35,000円 (38,500円)	
加入者回線等インタフェースが1000BASE-LXのもの		1台ごとに	50,000円 (55,000円)	

1-2-5 端末設備に係るもの

1-2-5-1 屋内配線使用料

区 分			単 位	料 金 額	
				VPN契約に係るもの (月額)	
料) 配線使用	配線(屋内)	契約者回線又は加入者回線の終端と端末設備との間に	1配線ごとに	60円 (66円)	
		64kb/s又は128kb/s用のもの			

設置する線条 (ジャックを 含みます。)	上記以外のもの	1 配線 ごとに	2,000円 (2,200円)
----------------------------	---------	-------------	--------------------

1-2-5-2 機器使用料

区 分				単 位	料 金 額		
					VPN契約に係るもの (月額)		
回 線 接 続 装 置	交換等 設備と の間で 信号の 送受及 び変換 の機能 を有す るもの	第1種サービ ス(加入者回 線に係るもの に限ります。) に係るもの	0.5Mb/ s、1 Mb /sから	I 型	1台ごとに	12,000円(13,200円)	
			1 Mb/s ごとに 45Mb/s まで又 は135M b/s 用 のもの	II 型	1台ごとに	12,000円(13,200円)	
		第2種サービス(STMア クセスに係るものに限ります。 )に係るもの				1台ごとに	23,000円(25,300円)
		第2種サービ ス(ATMア クセスに係る ものに限ります。 )に係るもの	1 芯式と 2 芯式 の区 別が 1 芯式 のもの	光 フ ァ イ バ ー に 係 る もの	A T M フ ォ ー ラム 準 拠 のもの	1台ごとに	14,000円(15,400円)
T T C 準 拠 のもの	1台ごとに				14,000円(15,400円)		

			同軸ケーブルに係るもの	1台ごとに	13,000円 (14,300円)
			UTPケーブルに係るもの	1台ごとに	12,000円 (13,200円)
		1芯式と2芯式の区別が2芯式のもの	光ファイバーに係るもの A T M Forum 準拠のもの	1台ごとに	16,000円 (17,600円)
			T T C 準拠のもの	1台ごとに	16,000円 (17,600円)

備考

- 1 I型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATMForum準拠のものをいいます。
- 2 ATMForum準拠のもの及びTTC準拠のものは、それぞれATMForum準拠及びTTC標準JT-G957準拠のものをいいます。

1-2-5-3 構内インタフェースケーブル使用料

区 分	単 位	料 金 額
		VPN契約に係るもの (月額)
加入者回線等インタフェースが10BASE-Tのもの	1台ごとに	8,000円 (8,800円)
加入者回線等インタフェースが100BASE-TXのもの	1台ごとに	12,000円 (13,200円)
加入者回線等インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	1台ごとに	4,000円 (4,400円)

## 2 国際VPN契約に係るもの

### 2-1 適用

区 分	内 容						
(1) 基本料金の適用	当社は、国際VPNサービスについて、基本料金を適用します。						
(2) IP伝送サービス区域の設定	当社は、IP伝送サービスの需要と供給の見込み、技術的な条件等を考慮してIP伝送サービス区域を設定します。						
(3) 回線使用料の適用	当社は、第1種サービス（アクセスタイプ1に限ります。）について、回線使用料を適用します。						
(4) アクセス回線料の適用	<p>ア 他社接続契約者回線の品目及び通信又は保守の態様による細目については、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に準じて取り扱います。</p> <p>イ 第1種サービス（アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）に係るアクセス回線料については、2-2-1（回線使用料）に規定する額から1のVPN契約ごとに次表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 947 1281 1099"> <thead> <tr> <th>他社接続契約者回線の品目</th> <th>減額となる料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s又は128kb/s</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>その他の品目</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 第1種サービス（アクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）に係る他社接続契約者回線について、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する1芯式と2芯式の区別が1芯式の場合は、その国際VPN契約に係るアクセス回線料については、2-2-1に規定する額から1の国際VPN契約ごとに2,000円（月額）を減額して適用します。</p> <p>ただし、エの規定による減額を行う場合は、この限りではありません。</p> <p>エ ATMアクセスに係るアクセス回線共用を行う場合において、他社接続共用回線が別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末回線多重を利用するときのアクセス回線料については、その他社接続共用回線を他社接続契約者回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとし、）とみなした場合に適用されるアクセス回線料の減額に係る規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の部分の料金については、アクセス回線料（加算額に限ります。）を適用します。</p>	他社接続契約者回線の品目	減額となる料金額（月額）	64kb/s又は128kb/s	70円	その他の品目	2,000円
他社接続契約者回線の品目	減額となる料金額（月額）						
64kb/s又は128kb/s	70円						
その他の品目	2,000円						

	<p>カ アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、協定事業者及び接続する他社接続契約者回線の種類ごとに、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス又はA TM専用サービスの場合と、それぞれ同一とします。</p> <p>キ アからカの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合のアクセス回線料については、同一のアクセス回線共用を行う国際VPN契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1の国際VPN契約を除く他の国際VPN契約についてはアクセス回線料（加算額（当社の他の電気通信サービスについてはアクセス回線料（加算額）に相当する料金とします。）に限ります。）を適用しません。</p>		
<p>(5) 最低利用期間内に国際VPN契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 国際VPNサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第36条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、国際VPNサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の基本最低利用期間はアクセス回線料（国際VPNサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものに限ります。）については、基本額に限ります。）について適用します。</p> <p>ウ 第36条に規定する最低利用期間のうち、国際VPNサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の接続最低利用期間はアクセス回線料（加算額に限ります。）について適用します。</p> <p>ただし、他社接続契約者回線が異経路となるものにおいて、接続事業者変更（接続事業者変更後において、他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）があった場合は、変更後の国際VPNサービスのアクセス回線料（加算額に限ります。）について接続最低利用期間を適用します。</p> <p>エ 当社は、最低利用期間内に国際VPN契約の解除又は接続事業者変更があった場合は、第53条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20の規定を除きます。）にかかわらず、残余の期間（国際VPN契約の解除又は接続事業者変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応するアクセス回線料（通則20の規定による場合は適用した後の額とし、接続事業者変更があった場合は加算額に限ります。）に相当する額を当社が定める期日までに、国際VPN契約者から一括して支払っていただきます。</p> <p>オ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別若しくは1芯式と2芯式の区別の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を当社が定める期日までに、国際VPN契約者から一括して支払っていただきます。</p>		
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> </tr> </table>	区 分	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">支払を要する額</td> </tr> </table>	支払を要する額
区 分			
支払を要する額			

(ア) (イ)以外のとき	<p>変更前のアクセス回線料（通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。）及び定額通信料金（通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。）の合計額（以下この(5)欄において「アクセス回線料等」といいます。）に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下オにおいて同じとします。）を乗じて得た額（基本最低利用期間と接続最低利用期間の双方を適用する場合は、各々適用して得た額を合算した額とします。以下この(5)欄において同じとします。）から変更後のアクセス回線料等に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>
(イ) 接続事業者変更と同時に品目等の変更があったとき	<p>次の額を合算して得た額</p> <p>ア 残余の期間に対応するアクセス回線料（加算額に限りません。）</p> <p>イ 変更前のアクセス回線料（加算額を除きます。）及び定額通信料金の合計額に残余の期間を乗じて得た額から変更後のアクセス回線料（加算額を除きます。）及び定額通信料金の合計額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</p>
<p>カ オの場合において、当社は、品目等の変更（他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時に契約者回線又は接続契約者回線等に係る終端の場所において、国際V P Nサービスに係る契約者回線若しくは接続契約者回線等の新設又は国際V P N契約の解除若しくは接続事業者変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のアクセス回線料等を合算して行います。</p> <p>キ エ、オ及びカの規定にかかわらず、長期利用に係る国際V P N契約者について、最低利用期間内に国際V P N契約の解除又は品目等の変更若しくは接続事業者変更があった場合の支払いを要する額の適用については、料金表通則20に定めるところによります。</p>	

(6) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者が専用サービス取扱所等を変更した場合の回線使用料の適用	当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の専用サービス取扱所等を変更した場合のアクセス回線料については、2-2(料金額)の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。
---	--

2-2 料金額

2-2-1 回線使用料

アクセス回線料

(1) 基本額

ア アクセスタイプ1 (STMアクセスに限ります。)に係るもの

1の国際VPN契約ごとに(月額)

品 目	料 金 額	
	通常クラスのものであって他社接続契約者回線がエコノミークラス以外のもの	シンプルクラスのものであって他社接続契約者回線がエコノミークラスのもの
64kb/s	20,000円	13,000円
128kb/s	25,000円	16,000円
192kb/s	90,000円	—
256kb/s	92,000円	—
384kb/s	96,000円	—
512kb/s	101,000円	—
768kb/s	111,000円	—
1 Mb/s	122,000円	—
1.5Mb/s	142,000円	142,000円
3 Mb/s	282,000円	—
4.5Mb/s	423,000円	—
6 Mb/s	564,000円	—

イ アクセスタイプ1 (ATMアクセスに限ります。)に係るもの

1の国際VPN契約ごとに(月額)

区 分	料 金 額	
	他社接続契約者回線がエコノミークラス以外のもの	他社接続契約者回線がエコノミークラスのもの
0.5Mb/s	60,000円	53,000円

1 Mb/s	88,000円	74,000円
2 Mb/s	129,000円	106,000円
3 Mb/s	168,000円	134,000円
4 Mb/s	194,000円	156,000円
5 Mb/s	216,000円	173,000円
6 Mb/s	233,000円	183,000円
7 Mb/s	243,000円	190,000円
8 Mb/s	252,000円	197,000円
9 Mb/s	264,000円	206,000円
10Mb/s	268,000円	210,000円
11Mb/sから15Mb/s	273,000円	213,000円
16Mb/sから20Mb/s	300,000円	234,000円
21Mb/sから25Mb/s	370,000円	287,000円
26Mb/sから30Mb/s	385,000円	299,000円
31Mb/sから35Mb/s	402,000円	311,000円
36Mb/sから40Mb/s	414,000円	321,000円
41Mb/sから45Mb/s	434,000円	337,000円
46Mb/sから50Mb/s	458,000円	355,000円
51Mb/sから60Mb/s	596,000円	459,000円
61Mb/sから70Mb/s	715,000円	508,000円
71Mb/sから80Mb/s	676,000円	519,000円
81Mb/sから90Mb/s	691,000円	530,000円
91Mb/sから100Mb/s	707,000円	542,000円
101Mb/sから110Mb/s	728,000円	558,000円
111Mb/sから120Mb/s	758,000円	580,000円
121Mb/sから130Mb/s	799,000円	612,000円
131Mb/sから135Mb/s	836,000円	642,000円

(2) 加算額

ア アクセスタイプ1 (STMアクセスに限ります。)に係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社となるもの

A B以外のもの

a 他社接続契約者回線の品目が64kb/sのもの

1の国際VPN契約ごとに (月額)

回線距離区分	料 金 額		
	通常クラス	エコノミークラス	
		タイプ1-1	タイプ2
15kmまでのもの	54,000円 (59,400円)	19,000円 (20,900円)	22,000円 (24,200円)
30kmまでのもの	67,000円 (73,700円)	27,000円 (29,700円)	30,000円 (33,000円)
40kmまでのもの	68,000円 (74,800円)	28,500円 (31,350円)	31,500円 (34,650円)
50kmまでのもの	70,000円 (77,000円)	30,000円 (33,000円)	33,000円 (36,300円)
60kmまでのもの	71,000円 (78,100円)	31,500円 (34,650円)	34,500円 (37,950円)
70kmまでのもの	73,000円 (80,300円)	33,000円 (36,300円)	36,000円 (39,600円)
80kmまでのもの	74,000円 (81,400円)	35,000円 (38,500円)	38,000円 (41,800円)
90kmまでのもの	76,000円 (83,600円)	37,000円 (40,700円)	40,000円 (44,000円)
90kmを超えるもの	77,000円 (84,700円)	38,000円 (41,800円)	41,000円 (45,100円)

b a 以外のもの

1の国際VPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/s	その他社接続契約者回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

B アクセス回線共用に係るもの（アクセス回線共用回線群に国際VPNサービス以外の当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線が含まれている場合に限り。）

1の国際VPN契約ごとに（月額）

他社接続共用回線の品目	料 金 額

128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sのもの	その他社接続共用回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
--	--

(イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社、KDDI株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オブテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet又は株式会社QTnetとなるもの

1の国際VPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目		料 金 額
下記以外のもの	64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sのもの	その他社接続契約者回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
アクセス回線共用に係るもの	128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sのもの	その他社接続共用回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

(ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、OTNet株式会社となるもの

A B以外のもの

a 他社接続契約者回線の品目が64kb/sのもの

1の国際VPN契約ごとに（月額）

回線距離区分	料 金 額		
	通常クラス	エコノミークラス	
		タイプ1-1	タイプ2
15kmまでのもの	53,000円 (58,300円)	18,000円 (19,800円)	21,000円 (23,100円)
30kmまでのもの	66,000円 (72,600円)	26,000円 (28,600円)	29,000円 (31,900円)
40kmまでのもの	67,000円 (73,700円)	27,000円 (29,700円)	30,000円 (33,000円)

50kmまでのもの	69,000円 (75,900円)	29,000円 (31,900円)	32,000円 (35,200円)
60kmまでのもの	70,000円 (77,000円)	30,000円 (33,000円)	33,000円 (36,300円)
70kmまでのもの	72,000円 (79,200円)	32,000円 (35,200円)	35,000円 (38,500円)
80kmまでのもの	73,000円 (80,300円)	34,000円 (37,400円)	37,000円 (40,700円)
90kmまでのもの	75,000円 (82,500円)	36,000円 (39,600円)	39,000円 (42,900円)
90kmを超えるもの	77,000円 (84,700円)	38,000円 (41,800円)	41,000円 (45,100円)

b a 以外のもの

1の国際VPN契約ごとに (月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/s	その他社接続契約者回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

B アクセス回線共用に係るもの（アクセス回線共用回線群に国際VPNサービス以外の当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線が含まれている場合に限り。）

1の国際VPN契約ごとに (月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/sのもの	その他社接続共用回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

イ アクセスタイプ1（ATMアクセスに限ります。）に係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社となるもの

A B 以外のもの

a 他社接続契約者回線の品目が0.5Mb/sのもの

(A) (B) 以外のもの

(a) 基本料

1の国際VPN契約ごとに (月額)

区 分	料 金 額
-----	-------

	1 芯式	2 芯式
タイプ 1	61,000円 (67,100円)	125,000円 (137,500円)
タイプ 1 以外	65,000円 (71,500円)	133,000円 (146,300円)

(b) 加算料

1 の国際 V P N 契約ごとに (月額)

回線距離区分	料 金 額		
	通常クラス	エコノミークラス	
		タイプ 1 - 1	タイプ 2
15kmまでのもの	41,000円 (45,100円)	24,000円 (26,400円)	26,000円 (28,600円)
30kmまでのもの	79,000円 (86,900円)	45,000円 (49,500円)	48,000円 (52,800円)
40kmまでのもの	103,000円 (113,300円)	58,000円 (63,800円)	62,000円 (68,200円)
50kmまでのもの	122,000円 (134,200円)	68,000円 (74,800円)	73,000円 (80,300円)
60kmまでのもの	140,000円 (154,000円)	79,000円 (86,900円)	84,000円 (92,400円)
70kmまでのもの	159,000円 (174,900円)	89,000円 (97,900円)	94,000円 (103,400円)
80kmまでのもの	178,000円 (195,800円)	99,000円 (108,900円)	105,000円 (115,500円)
90kmまでのもの	196,000円 (215,600円)	109,000円 (119,900円)	116,000円 (127,600円)
90kmを超えるもの	215,000円 (236,500円)	120,000円 (132,000円)	127,000円 (139,700円)

(B) 他社接続契約者回線が協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線内速度設定を利用する場合のアクセス回線料の加算額

1 の国際 V P N 契約ごとに (月額)

区 分	料 金 額
A T Mアクセスに係るもの	1,000円 (1,080円)

b a 以外のもの

1 の国際 V P N 契約ごとに (月額)

他社接続契約者回線の品目	料 金 額

1 Mb/sから 1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線を他社接続契約者回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
--------------------------------	--

B アクセス回線共用に係るもの（アクセス回線共用回線群にVPNサービス以外の当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線が含まれている場合に限ります。）

1の国際VPN契約ごとに（月額）

他社接続共用回線の品目	料 金 額
1 Mb/sから 1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続共用回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

(イ) (ア)以外のもの

1の国際VPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目		料 金 額
下記以外のもの	0.5Mb/s及び1 Mb/sから 1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線を他社接続契約者回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
アクセス回線共用に係るもの	1 Mb/sから 1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続共用回線を他社接続共用回線（VPNサービスのアクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

2-2-2 付加機能使用料

1の国際VPN契約ごとに(月額)

区 分		料 金 額	
優先制御機能	IPパケットを、IPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって網(国際VPNノード装置相互間に限りません。)内で転送する機能	アクセスタイプ1に係るもの 64kb/s品目のもの	4,000円
		128kb/s品目のもの	8,000円
		192kb/s品目のもの	12,000円
		256kb/s品目のもの	16,000円
		384kb/s品目のもの	24,000円
		0.5Mb/s又は512kb/s品目のもの	31,000円
		768kb/s品目のもの	44,000円
		1Mb/s品目のもの	56,000円
		1.5Mb/s品目のもの	80,000円
		2Mb/s品目のもの	97,000円
		3Mb/s品目のもの	128,000円
		4Mb/s品目のもの	152,000円
		4.5Mb/s品目のもの	160,000円
		5Mb/s品目のもの	174,000円
		6Mb/s品目のもの	209,000円
		7Mb/s品目のもの	243,000円
		8Mb/s品目のもの	278,000円
		9Mb/s品目のもの	313,000円
		10Mb/s品目のもの	348,000円
	アクセスタイプ3に係るもの	1Mb/s品目のもの	18,400円
		2Mb/s品目のもの	34,500円
		3Mb/s品目のもの	46,000円
		4Mb/s品目のもの	57,500円
		5Mb/s品目のもの	69,000円
		6Mb/s品目のもの	80,900円
		7Mb/s品目のもの	92,200円
		8Mb/s品目のもの	113,900円
9Mb/s品目のもの	124,300円		
10Mb/s品目のもの	128,800円		
20Mb/s品目のもの	316,600円		

		30Mb/s品目のもの	466,600円
		40Mb/s品目のもの	616,200円
		50Mb/s品目のもの	800,013円
		60Mb/s品目のもの	956,635円
		70Mb/s品目のもの	1,113,258円
		80Mb/s品目のもの	1,269,880円
		90Mb/s品目のもの	1,426,502円
		100Mb/s品目のもの	1,583,125円
		200Mb/s品目のもの	3,154,255円
		300Mb/s品目のもの	4,731,383円
		400Mb/s品目のもの	6,308,510円
		500Mb/s品目のもの	7,885,638円
	<p>備考</p> <p>当社は、国際VPNサービス（次の(1)及び(2)に掲げるものに限ります。）に係る国際VPN契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(1) アクセスタイプ1に係るもの</p> <p>ア STMアクセス（64kb/sから1.5Mb/s品目までのものに限ります。）</p> <p>イ ATMアクセス（0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/s品目までのものに限ります。）</p> <p>(2) アクセスタイプ3に係るもの</p> <p>1Mb/s品目から500Mb/s品目までのものに限ります。</p>		
国際VPNグループ間通信機能	この機能を利用する国際VPNサービスに係る所属国際VPNグループを構成する国際VPNグループ回線と、国際VPN契約者があらかじめ指定する他の国際VPNグループ（その国際VPNグループに係る国際VPNグループ代表者が、この機能を利用するものに限ります。）を構成する国際VPNグループ回線との間の通信を行うことができるようにする機能		15,000円
	<p>備考</p> <p>当社は、国際VPN契約者（国際VPNグループ代表者となる者に限り。）に限り、この機能を提供します。</p>		

## 第2 通信料金

### 1 VPN契約に係るもの

#### 1-1 適用

区 分	内 容
(1) VPNサービスに係る通信料金の適用	ア VPNサービス（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係る定額通信料金については、1-2-1に規定する基本額を適用します。 イ VPNサービス（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）に係る定額通信料金については、1-2-2に規定する基本額を適用します。 ウ 削除 エ 削除
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア VPNサービス（アクセスタイプ7に係るものを除きます。）には、臨時VPN契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。 イ 第18条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、定額通信料金については、基本最低利用期間を適用します。 ウ 当社は、最低利用期間内にVPN契約の解除があった場合は、第54条（通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20の規定を除きます。）にかかわらず、第1（基本料金）の1-1（適用）の(5)欄の適用によるものとします。 エ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は通信の態様による細目の廃止があった場合の取扱いは、第1の1-1の(5)欄の適用によるものとします。

1-2 料金額

1-2-1 アクセスタイプ1に係るもの

定額通信料金（基本額）

(1) S T Mアクセスのもの

1のV P N契約ごとに

品 目	料 金 額	
	V P N契約に係るもの (月額)	臨時V P N契約に係るもの (日額)
64kb/s	12,000円 (13,200円)	1,200円 (1,320円)
128kb/s	14,000円 (15,400円)	1,400円 (1,540円)

(2) A T Mアクセスのもの

1のV P N契約ごとに (月額)

品 目	料 金 額
0.5Mb/s	74,000円 (81,400円)
1 Mb/s	105,000円 (115,500円)
2 Mb/s	157,000円 (172,700円)
3 Mb/s	186,000円 (204,600円)
4 Mb/s	225,000円 (247,500円)
5 Mb/s	254,000円 (279,400円)
6 Mb/s	283,000円 (311,300円)
7 Mb/s	326,000円 (358,600円)
8 Mb/s	368,000円 (404,800円)
9 Mb/s	411,000円 (452,100円)
10Mb/s	454,000円 (499,400円)
11Mb/s	476,000円 (523,600円)
12Mb/s	497,000円 (546,700円)
13Mb/s	519,000円 (570,900円)
14Mb/s	540,000円 (594,000円)
15Mb/s	561,000円 (617,100円)
16Mb/s	583,000円 (641,300円)
17Mb/s	604,000円 (664,400円)
18Mb/s	626,000円 (688,600円)
19Mb/s	647,000円 (711,700円)
20Mb/s	669,000円 (735,900円)
21Mb/s	690,000円 (759,000円)

22Mb/s	712,000円 (783,200円)
23Mb/s	733,000円 (806,300円)
24Mb/s	755,000円 (830,500円)
25Mb/s	776,000円 (853,600円)
26Mb/s	797,000円 (876,700円)
27Mb/s	819,000円 (900,900円)
28Mb/s	840,000円 (924,000円)
29Mb/s	862,000円 (948,200円)
30Mb/s	883,000円 (971,300円)
31Mb/s	904,000円 (994,400円)
32Mb/s	925,000円 (1,017,500円)
33Mb/s	946,000円 (1,040,600円)
34Mb/s	967,000円 (1,063,700円)
35Mb/s	988,000円 (1,086,800円)
36Mb/s	1,009,000円 (1,109,900円)
37Mb/s	1,030,000円 (1,133,000円)
38Mb/s	1,051,000円 (1,156,100円)
39Mb/s	1,072,000円 (1,179,200円)
40Mb/s	1,093,000円 (1,202,300円)
41Mb/s	1,114,000円 (1,225,400円)
42Mb/s	1,135,000円 (1,248,500円)
43Mb/s	1,156,000円 (1,271,600円)
44Mb/s	1,177,000円 (1,294,700円)
45Mb/s	1,198,000円 (1,317,800円)
46Mb/s	1,219,000円 (1,340,900円)
47Mb/s	1,240,000円 (1,364,000円)
48Mb/s	1,261,000円 (1,387,100円)
49Mb/s	1,282,000円 (1,410,200円)
50Mb/s	1,303,000円 (1,433,300円)
51Mb/s	1,324,000円 (1,456,400円)
52Mb/s	1,345,000円 (1,479,500円)
53Mb/s	1,366,000円 (1,502,600円)
54Mb/s	1,387,000円 (1,525,700円)

55Mb/s	1,408,000円 (1,548,800円)
56Mb/s	1,429,000円 (1,571,900円)
57Mb/s	1,450,000円 (1,595,000円)
58Mb/s	1,471,000円 (1,618,100円)
59Mb/s	1,492,000円 (1,641,200円)
60Mb/s	1,513,000円 (1,664,300円)
61Mb/s	1,534,000円 (1,687,400円)
62Mb/s	1,555,000円 (1,710,500円)
63Mb/s	1,576,000円 (1,733,600円)
64Mb/s	1,597,000円 (1,756,700円)
65Mb/s	1,618,000円 (1,779,800円)
66Mb/s	1,639,000円 (1,802,900円)
67Mb/s	1,660,000円 (1,826,000円)
68Mb/s	1,681,000円 (1,849,100円)
69Mb/s	1,702,000円 (1,872,200円)
70Mb/s	1,723,000円 (1,895,300円)
71Mb/s	1,744,000円 (1,918,400円)
72Mb/s	1,765,000円 (1,941,500円)
73Mb/s	1,786,000円 (1,964,600円)
74Mb/s	1,807,000円 (1,987,700円)
75Mb/s	1,828,000円 (2,010,800円)
76Mb/s	1,849,000円 (2,033,900円)
77Mb/s	1,870,000円 (2,057,000円)
78Mb/s	1,891,000円 (2,080,100円)
79Mb/s	1,912,000円 (2,103,200円)
80Mb/s	1,933,000円 (2,126,300円)
81Mb/s	1,954,000円 (2,149,400円)
82Mb/s	1,975,000円 (2,172,500円)
83Mb/s	1,996,000円 (2,195,600円)
84Mb/s	2,017,000円 (2,218,700円)
85Mb/s	2,038,000円 (2,241,800円)
86Mb/s	2,059,000円 (2,264,900円)
87Mb/s	2,080,000円 (2,288,000円)

88Mb/s	2, 101, 000円 (2, 311, 100円)
89Mb/s	2, 122, 000円 (2, 334, 200円)
90Mb/s	2, 143, 000円 (2, 357, 300円)
91Mb/s	2, 164, 000円 (2, 380, 400円)
92Mb/s	2, 185, 000円 (2, 403, 500円)
93Mb/s	2, 206, 000円 (2, 426, 600円)
94Mb/s	2, 227, 000円 (2, 449, 700円)
95Mb/s	2, 248, 000円 (2, 472, 800円)
96Mb/s	2, 269, 000円 (2, 495, 900円)
97Mb/s	2, 290, 000円 (2, 519, 000円)
98Mb/s	2, 311, 000円 (2, 542, 100円)
99Mb/s	2, 332, 000円 (2, 565, 200円)
100Mb/s	2, 353, 000円 (2, 588, 300円)
101Mb/s	2, 374, 000円 (2, 611, 400円)
102Mb/s	2, 395, 000円 (2, 634, 500円)
103Mb/s	2, 416, 000円 (2, 657, 600円)
104Mb/s	2, 437, 000円 (2, 680, 700円)
105Mb/s	2, 458, 000円 (2, 703, 800円)
106Mb/s	2, 479, 000円 (2, 726, 900円)
107Mb/s	2, 500, 000円 (2, 750, 000円)
108Mb/s	2, 521, 000円 (2, 773, 100円)
109Mb/s	2, 542, 000円 (2, 796, 200円)
110Mb/s	2, 563, 000円 (2, 819, 300円)
111Mb/s	2, 584, 000円 (2, 842, 400円)
112Mb/s	2, 605, 000円 (2, 865, 500円)
113Mb/s	2, 626, 000円 (2, 888, 600円)
114Mb/s	2, 647, 000円 (2, 911, 700円)
115Mb/s	2, 668, 000円 (2, 934, 800円)
116Mb/s	2, 689, 000円 (2, 957, 900円)
117Mb/s	2, 710, 000円 (2, 981, 000円)
118Mb/s	2, 731, 000円 (3, 004, 100円)
119Mb/s	2, 752, 000円 (3, 027, 200円)
120Mb/s	2, 773, 000円 (3, 050, 300円)

121Mb/s	2,794,000円 (3,073,400円)
122Mb/s	2,815,000円 (3,096,500円)
123Mb/s	2,836,000円 (3,119,600円)
124Mb/s	2,857,000円 (3,142,700円)
125Mb/s	2,878,000円 (3,165,800円)
126Mb/s	2,899,000円 (3,188,900円)
127Mb/s	2,920,000円 (3,212,000円)
128Mb/s	2,941,000円 (3,235,100円)
129Mb/s	2,962,000円 (3,258,200円)
130Mb/s	2,983,000円 (3,281,300円)
131Mb/s	3,004,000円 (3,304,400円)
132Mb/s	3,025,000円 (3,327,500円)
133Mb/s	3,046,000円 (3,350,600円)
134Mb/s	3,067,000円 (3,373,700円)
135Mb/s	3,088,000円 (3,396,800円)

- (3) イーサネットアクセスのもの  
 ア イ以外のもの  
 (ア) 登録タイプ1のもの

1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	ポート速度が0.5Mb/sのもの	42,000円 (46,200円)
	ポート速度が1Mb/sのもの	52,000円 (57,200円)
	ポート速度が2Mb/sのもの	65,000円 (71,500円)
	ポート速度が3Mb/sのもの	80,000円 (88,000円)
	ポート速度が4Mb/sのもの	100,000円 (110,000円)
	ポート速度が5Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
	ポート速度が6Mb/sのもの	180,000円 (198,000円)
	ポート速度が7Mb/sのもの	205,000円 (225,500円)
	ポート速度が8Mb/sのもの	220,000円 (242,000円)
	ポート速度が9Mb/sのもの	235,000円 (258,500円)
100Mb/s	ポート速度が10Mb/sのもの	250,000円 (275,000円)
	ポート速度が20Mb/sのもの	300,000円 (330,000円)
	ポート速度が30Mb/sのもの	390,000円 (429,000円)
	ポート速度が30Mb/sのもの	452,000円 (497,200円)

	ポート速度が40Mb/sのもの	540,000円 (594,000円)
	ポート速度が50Mb/sのもの	635,000円 (698,500円)
	ポート速度が60Mb/sのもの	720,000円 (792,000円)
	ポート速度が70Mb/sのもの	760,000円 (836,000円)
	ポート速度が80Mb/sのもの	840,000円 (924,000円)
	ポート速度が90Mb/sのもの	920,000円 (1,012,000円)
	ポート速度が100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
1000Mb/s	ポート速度が100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
	ポート速度が200Mb/sのもの	1,350,000円 (1,485,000円)
	ポート速度が300Mb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
	ポート速度が400Mb/sのもの	2,650,000円 (2,915,000円)
	ポート速度が500Mb/sのもの	3,300,000円 (3,630,000円)
	ポート速度が600Mb/sのもの	3,950,000円 (4,345,000円)
	ポート速度が700Mb/sのもの	4,600,000円 (5,060,000円)
	ポート速度が800Mb/sのもの	5,250,000円 (5,775,000円)
	ポート速度が900Mb/sのもの	5,900,000円 (6,490,000円)
	ポート速度が1000Mb/sのもの	6,500,000円 (7,150,000円)

(イ) 登録タイプ2のもの

1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	ポート速度が0.5Mb/sのもの	32,000円 (35,200円)
	ポート速度が1Mb/sのもの	42,000円 (46,200円)
	ポート速度が2Mb/sのもの	55,000円 (60,500円)
	ポート速度が3Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)
	ポート速度が4Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
	ポート速度が5Mb/sのもの	110,000円 (121,000円)
	ポート速度が6Mb/sのもの	170,000円 (187,000円)
	ポート速度が7Mb/sのもの	195,000円 (214,500円)
	ポート速度が8Mb/sのもの	210,000円 (231,000円)
	ポート速度が9Mb/sのもの	225,000円 (247,500円)
	ポート速度が10Mb/sのもの	240,000円 (264,000円)

イ 契約者回線が、当社が別に定めるIP伝送サービス取扱所内を終端の場所とするもの

## 1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	ポート速度が0.5Mb/sのもの	74,000円(81,400円)
	ポート速度が1Mb/sのもの	99,000円(108,900円)
	ポート速度が2Mb/sのもの	122,000円(134,200円)
	ポート速度が3Mb/sのもの	139,000円(152,900円)
	ポート速度が4Mb/sのもの	161,000円(177,100円)
	ポート速度が5Mb/sのもの	183,000円(201,300円)
	ポート速度が6Mb/sのもの	245,000円(269,500円)
	ポート速度が7Mb/sのもの	280,000円(308,000円)
	ポート速度が8Mb/sのもの	315,000円(346,500円)
	ポート速度が9Mb/sのもの	336,000円(369,600円)
	ポート速度が10Mb/sのもの	357,000円(392,700円)
100Mb/s	ポート速度が10Mb/sのもの	407,000円(447,700円)
	ポート速度が20Mb/sのもの	473,000円(520,300円)
	ポート速度が30Mb/sのもの	541,000円(595,100円)
	ポート速度が40Mb/sのもの	635,000円(698,500円)
	ポート速度が50Mb/sのもの	736,000円(809,600円)
	ポート速度が60Mb/sのもの	827,000円(909,700円)
	ポート速度が70Mb/sのもの	873,000円(960,300円)
	ポート速度が80Mb/sのもの	957,000円(1,052,700円)
	ポート速度が90Mb/sのもの	1,041,000円(1,145,100円)
	ポート速度が100Mb/sのもの	1,125,000円(1,237,500円)

(注) イに規定する当社が別に定めるIP伝送サービス取扱所は、VPN契約の申込みをする者及びVPN契約者に開示します。

1-2-2 アクセスタイプ5に係るもの  
定額通信料金(基本額)

## 1のVPN契約ごとに(月額)

品 目		料 金 額
10Mb/s	ポート速度が1Mb/sのもの	52,000円(57,200円)
	ポート速度が2Mb/sのもの	65,000円(71,500円)
	ポート速度が3Mb/sのもの	80,000円(88,000円)
	ポート速度が4Mb/sのもの	100,000円(110,000円)

	ポート速度が5 Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
	ポート速度が6 Mb/sのもの	180,000円 (198,000円)
	ポート速度が7 Mb/sのもの	205,000円 (225,500円)
	ポート速度が8 Mb/sのもの	220,000円 (242,000円)
	ポート速度が9 Mb/sのもの	235,000円 (258,500円)
	ポート速度が10Mb/sのもの	250,000円 (275,000円)
100Mb/s	ポート速度が10Mb/sのもの	300,000円 (330,000円)
	ポート速度が20Mb/sのもの	390,000円 (429,000円)
	ポート速度が30Mb/sのもの	452,000円 (497,200円)
	ポート速度が40Mb/sのもの	540,000円 (594,000円)
	ポート速度が50Mb/sのもの	635,000円 (698,500円)
	ポート速度が60Mb/sのもの	720,000円 (792,000円)
	ポート速度が70Mb/sのもの	760,000円 (836,000円)
	ポート速度が80Mb/sのもの	840,000円 (924,000円)
	ポート速度が90Mb/sのもの	920,000円 (1,012,000円)
	ポート速度が100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
1000Mb/s	ポート速度が100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
	ポート速度が200Mb/sのもの	1,350,000円 (1,485,000円)
	ポート速度が300Mb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
	ポート速度が400Mb/sのもの	2,650,000円 (2,915,000円)
	ポート速度が500Mb/sのもの	3,300,000円 (3,630,000円)
	ポート速度が600Mb/sのもの	3,950,000円 (4,345,000円)
	ポート速度が700Mb/sのもの	4,600,000円 (5,060,000円)
	ポート速度が800Mb/sのもの	5,250,000円 (5,775,000円)
	ポート速度が900Mb/sのもの	5,900,000円 (6,490,000円)
	ポート速度が1000Mb/sのもの	6,500,000円 (7,150,000円)

1 - 2 - 3 削除

## 2 国際VPN契約に係るもの

### 2-1 適用

区 分	内 容
(1) 国際VPNサービスに係る通信料金の適用	当社は、国際VPNサービスについて、定額通信料金を適用します。
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 国際VPNサービスには、最低利用期間があります。 イ 第36条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、定額通信料金については、基本最低利用期間を適用します。 ウ 当社は、最低利用期間内に国際VPN契約の解除があった場合は、第54条（通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20の規定を除きます。）にかかわらず、残余の期間に対応する定額通信料金に相当する額を当社が定める期日までに、国際VPN契約者から一括して支払っていただきます。 エ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更があった場合の取扱いは、第1（基本料金）の2-1（適用）の(5)欄の適用によるものとします。

2-2 料金額

2-2-1 第1種サービスに係るもの(定額通信料金)

2-2-1-1 アクセスタイプ1又はアクセスタイプ2に係るもの

1の国際VPN契約ごとに(月額)

品 目	料 金 額
64kb/s	128,000円
128kb/s	195,000円
192kb/s	262,000円
256kb/s	317,000円
384kb/s	405,000円
0.5Mb/s又は 512kb/s	497,000円
768kb/s	593,000円
1 Mb/s	681,000円
1.5Mb/s	865,000円
2 Mb/s	1,047,000円
3 Mb/s	1,537,000円
4 Mb/s	1,918,000円
4.5Mb/s	2,108,000円
5 Mb/s	2,299,000円
6 Mb/s	2,679,000円
7 Mb/s	3,060,000円
8 Mb/s	3,441,000円
9 Mb/s	3,822,000円
10Mb/s	4,202,000円
11Mb/s	4,583,000円
12Mb/s	4,964,000円
13Mb/s	5,345,000円
14Mb/s	5,726,000円
15Mb/s	6,106,000円
16Mb/s	6,487,000円
17Mb/s	6,868,000円
18Mb/s	7,249,000円
19Mb/s	7,629,000円

20Mb/s	8,010,000円
21Mb/s	8,391,000円
22Mb/s	8,772,000円
23Mb/s	9,153,000円
24Mb/s	9,533,000円
25Mb/s	9,914,000円
26Mb/s	10,295,000円
27Mb/s	10,676,000円
28Mb/s	11,056,000円
29Mb/s	11,437,000円
30Mb/s	11,818,000円
31Mb/s	12,199,000円
32Mb/s	12,579,000円
33Mb/s	12,960,000円
34Mb/s	13,341,000円
35Mb/s	13,722,000円
36Mb/s	14,103,000円
37Mb/s	14,483,000円
38Mb/s	14,864,000円
39Mb/s	15,245,000円
40Mb/s	15,626,000円
41Mb/s	16,006,000円
42Mb/s	16,387,000円
43Mb/s	16,768,000円
44Mb/s	17,149,000円
45Mb/s	17,634,000円
46Mb/s	18,015,000円
47Mb/s	18,395,000円
48Mb/s	18,776,000円
49Mb/s	19,157,000円
50Mb/s	19,538,000円
51Mb/s	19,918,000円
52Mb/s	20,299,000円

53Mb/s	20,680,000円
54Mb/s	21,061,000円
55Mb/s	21,441,000円
56Mb/s	21,822,000円
57Mb/s	22,203,000円
58Mb/s	22,584,000円
59Mb/s	22,965,000円
60Mb/s	23,345,000円
61Mb/s	23,726,000円
62Mb/s	24,107,000円
63Mb/s	24,488,000円
64Mb/s	24,868,000円
65Mb/s	25,249,000円
66Mb/s	25,630,000円
67Mb/s	26,011,000円
68Mb/s	26,392,000円
69Mb/s	26,772,000円
70Mb/s	27,153,000円
71Mb/s	27,534,000円
72Mb/s	27,915,000円
73Mb/s	28,295,000円
74Mb/s	28,676,000円
75Mb/s	29,057,000円
76Mb/s	29,438,000円
77Mb/s	29,818,000円
78Mb/s	30,199,000円
79Mb/s	30,580,000円
80Mb/s	30,961,000円
81Mb/s	31,342,000円
82Mb/s	31,722,000円
83Mb/s	32,103,000円
84Mb/s	32,484,000円
85Mb/s	32,865,000円

86Mb/s	33,245,000円
87Mb/s	33,626,000円
88Mb/s	34,007,000円
89Mb/s	34,388,000円
90Mb/s	34,769,000円
91Mb/s	35,149,000円
92Mb/s	35,530,000円
93Mb/s	35,911,000円
94Mb/s	36,292,000円
95Mb/s	36,672,000円
96Mb/s	37,053,000円
97Mb/s	37,434,000円
98Mb/s	37,815,000円
99Mb/s	38,196,000円
100Mb/s	38,576,000円
101Mb/s	38,957,000円
102Mb/s	39,338,000円
103Mb/s	39,719,000円
104Mb/s	40,099,000円
105Mb/s	40,480,000円
106Mb/s	40,861,000円
107Mb/s	41,242,000円
108Mb/s	41,622,000円
109Mb/s	42,003,000円
110Mb/s	42,384,000円
111Mb/s	42,765,000円
112Mb/s	43,146,000円
113Mb/s	43,526,000円
114Mb/s	43,907,000円
115Mb/s	44,288,000円
116Mb/s	44,669,000円
117Mb/s	45,049,000円
118Mb/s	45,430,000円

119Mb/s	45,811,000円
120Mb/s	46,192,000円
121Mb/s	46,573,000円
122Mb/s	46,953,000円
123Mb/s	47,334,000円
124Mb/s	47,715,000円
125Mb/s	48,096,000円
126Mb/s	48,476,000円
127Mb/s	48,857,000円
128Mb/s	49,238,000円
129Mb/s	49,619,000円
130Mb/s	49,999,000円
131Mb/s	50,380,000円
132Mb/s	50,761,000円
133Mb/s	51,142,000円
134Mb/s	51,523,000円
135Mb/s	51,903,000円

2-2-1-2 アクセスタイプ3に係るもの

品 目	料 金 額
0.5Mb/s	193,100円
1 Mb/s	253,400円
2 Mb/s	437,900円
3 Mb/s	450,400円
4 Mb/s	462,900円
5 Mb/s	475,400円
6 Mb/s	487,800円
7 Mb/s	500,300円
8 Mb/s	512,800円
9 Mb/s	525,300円
10Mb/s	537,800円
20Mb/s	1,075,427円
30Mb/s	1,613,141円
40Mb/s	2,150,854円

50Mb/s	2,688,568円
60Mb/s	3,226,282円
70Mb/s	3,763,995円
80Mb/s	4,301,709円
90Mb/s	4,839,422円
100Mb/s	5,377,136円
200Mb/s	10,754,272円
300Mb/s	16,131,408円
400Mb/s	21,508,544円
500Mb/s	26,885,680円
600Mb/s	32,262,815円
700Mb/s	37,639,951円
800Mb/s	43,017,087円
900Mb/s	48,394,223円
1000Mb/s	53,771,359円

2-2-2 第2種サービスに係るもの（定額通信料金）

1の国際VPN契約ごとに月額

品	目	料 金 額
10Mb/s	ポート速度が128kb/sのもの	263,000円
	ポート速度が256kb/sのもの	385,000円
	ポート速度が512kb/sのもの	565,000円
	ポート速度が1 Mb/sのもの	749,000円
	ポート速度が1.5Mb/sのもの	933,000円
	ポート速度が2 Mb/sのもの	1,115,000円
	ポート速度が3 Mb/sのもの	1,605,000円
	ポート速度が4 Mb/sのもの	1,986,000円
	ポート速度が5 Mb/sのもの	2,367,000円
	ポート速度が6 Mb/sのもの	2,747,000円
	ポート速度が7 Mb/sのもの	3,128,000円
	ポート速度が8 Mb/sのもの	3,509,000円
	ポート速度が9 Mb/sのもの	3,890,000円
ポート速度が10Mb/sのもの	4,270,000円	

### 第3 手続きに関する料金

#### 1 適用

区 分	内 容			
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料
種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金			
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。			

#### 2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 の I P 伝送契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	<p>ア ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 607 1283 1184"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 607 772 654">区 分</th> <th data-bbox="772 607 1283 654">工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 654 772 779">(ア) ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="772 654 1283 779">I P 伝送サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 779 772 1184">(イ) アクセス回線工事費</td> <td data-bbox="772 779 1283 1184">                     回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が設置する端末設備又は次の配線の工事を要する場合に適用します。                     <p>A 契約者回線又は加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。）までの配線</p> <p>B 1 のジャックから他のジャックまでの間の配線</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ I P 伝送契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(7) 欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>(ア) V P Nサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であって、イーサネットアクセスに係るものに限り。）に係る加入者回線の工事</p> <p>(イ) V P Nサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であって、品目がS T Mタイプの128kb/sに係るものに限り。）に係る他社接続契約者回線の工事</p>	区 分	工事費の適用	(ア) ネットワーク工事費	I P 伝送サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。	(イ) アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が設置する端末設備又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 <p>A 契約者回線又は加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。）までの配線</p> <p>B 1 のジャックから他のジャックまでの間の配線</p>
区 分	工事費の適用						
(ア) ネットワーク工事費	I P 伝送サービス取扱所の交換等設備（集線装置を含みます。）において工事を要する場合に適用します。						
(イ) アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が設置する端末設備又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 <p>A 契約者回線又は加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は、端末設備とします。）までの配線</p> <p>B 1 のジャックから他のジャックまでの間の配線</p>						
(3) 区分、品目又は通信の態様による細目の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 区分、品目又は通信の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の区分、品目又は通信の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部等、アクセス回線共用の利用又は接続契約者回線等の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部等、アクセス回線共用の利用又は接続契約者回線等の接続に関する工事について適用します。</p> <p>イ 加入者回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p> <p>ウ 第21条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更の場合の工事費は、変更後の加入者回線の設置又</p>						

	は接続契約者回線等の接続に関する工事について適用しません。						
(4) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。						
(5) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 現地調査報告には次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td> <td>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</td> </tr> <tr> <td>現地調査報告兼お客様工事依頼報告</td> <td>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、次に掲げる I P 伝送契約者に限り、現地調査報告を提供します。 V P N サービス（第 1 種サービスのアクセスタイプ 1 であって、イーサネットアクセスに係るものに限り）に係る者</p> <p>ウ 当社は、I P 伝送契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社の V P N サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p> <p>エ I P 伝送契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。 （ア）当社が現地調査報告を行ったとき。 （イ）I P 伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、I P 伝送契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備</p>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。	現地調査報告兼お客様工事依頼報告	I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
区 分	内 容						
写真付き現地調査報告	I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。						
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。						

	等に要した費用を請求することがあります。				
(6) 割増工事費の適用	<p>当社は、IP伝送契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIP伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP伝送契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(7) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、VPNサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であってイーサネットアクセス（加入者回線に係るものに限ります。）に係るもの又は第1種サービスのアクセスタイプ1であってSTMアクセス（品目が128kb/sのものに限ります。）に係るものに限ります。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、IP伝送契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのIP伝送契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社又は協定事業者（STMアクセスに係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事</p> <p>(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）</p> <p>(ウ) 協定事業者が実施する工事（STMアクセスに係るものに限ります。）</p> <p>ウ IP伝送契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ IP伝送契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、IP伝送契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のVPNサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ IP伝送契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費</p>				

	<p>の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) IP伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、IP伝送契約者は、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。</p> <p>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
(8) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(7)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とIP伝送契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。
(9) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

## 2 工事費の額

2-1 IP伝送サービスの提供の開始、区分、品目、アクセス速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、通信モードの設定、回線収容部等の変更、アクセス回線共用の利用、付加機能の利用開始若しくは利用内容の変更、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、回線相互接続、接続契約者回線等の接続の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区		分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	ア VPN契約に関する工事の場合	A 契約者回線又は回線収容部等单位で実施する工事(B、C及びDに関する工事の場合を除きま	1のVPN契約ごとに	3,000円 (3,300円)

		区分等の変更に関する工事の場合	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
		VPNグループに係るIPアドレスの変更に関する工事の場合	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	B 回線収容部（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）単位で実施する工事の場合		1のVPN契約ごとに	別に算定する実費
C 付加機能に関する工事の場合	優先制御機能	a この機能の利用開始に関する工事の場合	1のVPN契約につき1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
		b クラスの種類の変更に関する工事の場合	1のVPN契約につき1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
	VPNグループ間通信機能	a b以外に関する工事の場合	1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
		b パケットフィルタリングの設定が可能なものに関する工事の場合	1のVPNグループごとに	10,000円 (11,000円)
	グループ設定機能		1のVPN契約ごとに	別に算定する実費
	発信者識別符号認証代行機能		1のVPN契約ごとに	別に算定する実費
	アプリケーションサービス接続機能	アプリケーションサービスゲートウェイの設定変更に関する工事の場合	接続先となる他のVPNグループごとに	20,000円 (22,000円)

		a b以外に関する工事の場合	接続先となる他のVPNグループ又は当社が必要により設置する電気通信設備ごとに	20,000円 (22,000円)
		b アプリケーションサービスゲートウェイの設定変更に関する工事の場合	接続先となる他のVPNグループ又は当社が必要により設置する電気通信設備ごとに	20,000円 (22,000円)
		フィルタリング機能	BGP経路制御型	1のVPN契約ごとに 2,000円 (2,200円)
			IPアドレス制御型	1のVPN契約ごとに 6,000円 (6,600円)
		セッション解除機能	1のVPN契約ごとに	別に算定する実費
イ 国際VPN契約に係るもの	(ア) 国際VPNグループの設定等に関する工事	品目が64kb/s又は128kb/sの場合	1の国際VPN契約ごとに	48,000円 (52,800円)
		品目が192kb/sから1.5Mb/sまでの場合	1の国際VPN契約ごとに	60,000円 (66,000円)
		品目が2Mb/s以上の場合	1の国際VPN契約ごとに	140,000円 (154,000円)
	(イ) 国際VPNグループの設定等に関する工事	A 国際VPNグループの設定に関する工事の場合	1の国際VPNグループごとに	1,000円 (1,100円)
		B 国際VPNグループに係るIPアドレスの変更に関する工事の場合	1の国際VPNグループごとに	1,000円 (1,100円)
	(ウ) 付加機能に関する工事	優先制御機能	1の国際VPN契約ごとに	1,000円 (1,100円)
		国際VPNグループ間通信機能	1の国際VPN契約ごとに	1,000円 (1,100円)
(2) アクセス回線工事費				別に算定する実費

(3) 現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(4) 訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(5) 開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ネットワーク工事費	1のIP伝送契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(2) 再利用の工事			2-1の工事費の額と同額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 削除

第2 削除

第3 削除

第4 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料 金 額
証明手数料	1のIP伝送契約ごとに	300円(330円)

第5 支払証明書の発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円(440円)

備考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

料金表別表

1 国際VPNサービスに係る取扱地域

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国  
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）

2 IP伝送サービスの品目及び通信の態様による細目に係る伝送速度

区 分	伝送速度	区 分	伝送速度	区 分	伝送速度
0.5Mb/s	0.5 Mbit/s	46Mb/s	46.0 Mbit/s	92Mb/s	92.0 Mbit/s
1 Mb/s	1.0 Mbit/s	47Mb/s	47.0 Mbit/s	93Mb/s	93.0 Mbit/s
2 Mb/s	2.0 Mbit/s	48Mb/s	48.0 Mbit/s	94Mb/s	94.0 Mbit/s
3 Mb/s	3.0 Mbit/s	49Mb/s	49.0 Mbit/s	95Mb/s	95.0 Mbit/s
4 Mb/s	4.0 Mbit/s	50Mb/s	50.0 Mbit/s	96Mb/s	96.0 Mbit/s
5 Mb/s	5.0 Mbit/s	51Mb/s	51.0 Mbit/s	97Mb/s	97.0 Mbit/s
6 Mb/s	6.0 Mbit/s	52Mb/s	52.0 Mbit/s	98Mb/s	98.0 Mbit/s
7 Mb/s	7.0 Mbit/s	53Mb/s	53.0 Mbit/s	99Mb/s	99.0 Mbit/s
8 Mb/s	8.0 Mbit/s	54Mb/s	54.0 Mbit/s	100Mb/s	100.0 Mbit/s
9 Mb/s	9.0 Mbit/s	55Mb/s	55.0 Mbit/s	101Mb/s	101.0 Mbit/s
10Mb/s	10.0 Mbit/s	56Mb/s	56.0 Mbit/s	102Mb/s	102.0 Mbit/s
11Mb/s	11.0 Mbit/s	57Mb/s	57.0 Mbit/s	103Mb/s	103.0 Mbit/s
12Mb/s	12.0 Mbit/s	58Mb/s	58.0 Mbit/s	104Mb/s	104.0 Mbit/s
13Mb/s	13.0 Mbit/s	59Mb/s	59.0 Mbit/s	105Mb/s	105.0 Mbit/s
14Mb/s	14.0 Mbit/s	60Mb/s	60.0 Mbit/s	106Mb/s	106.0 Mbit/s
15Mb/s	15.0 Mbit/s	61Mb/s	61.0 Mbit/s	107Mb/s	107.0 Mbit/s
16Mb/s	16.0 Mbit/s	62Mb/s	62.0 Mbit/s	108Mb/s	108.0 Mbit/s
17Mb/s	17.0 Mbit/s	63Mb/s	63.0 Mbit/s	109Mb/s	109.0 Mbit/s
18Mb/s	18.0 Mbit/s	64Mb/s	64.0 Mbit/s	110Mb/s	110.0 Mbit/s
19Mb/s	19.0 Mbit/s	65Mb/s	65.0 Mbit/s	111Mb/s	111.0 Mbit/s
20Mb/s	20.0 Mbit/s	66Mb/s	66.0 Mbit/s	112Mb/s	112.0 Mbit/s
21Mb/s	21.0 Mbit/s	67Mb/s	67.0 Mbit/s	113Mb/s	113.0 Mbit/s
22Mb/s	22.0 Mbit/s	68Mb/s	68.0 Mbit/s	114Mb/s	114.0 Mbit/s
23Mb/s	23.0 Mbit/s	69Mb/s	69.0 Mbit/s	115Mb/s	115.0 Mbit/s
24Mb/s	24.0 Mbit/s	70Mb/s	70.0 Mbit/s	116Mb/s	116.0 Mbit/s
25Mb/s	25.0 Mbit/s	71Mb/s	71.0 Mbit/s	117Mb/s	117.0 Mbit/s

26Mb/s	26.0 Mbit/s	72Mb/s	72.0 Mbit/s	118Mb/s	118.0 Mbit/s
27Mb/s	27.0 Mbit/s	73Mb/s	73.0 Mbit/s	119Mb/s	119.0 Mbit/s
28Mb/s	28.0 Mbit/s	74Mb/s	74.0 Mbit/s	120Mb/s	120.0 Mbit/s
29Mb/s	29.0 Mbit/s	75Mb/s	75.0 Mbit/s	121Mb/s	121.0 Mbit/s
30Mb/s	30.0 Mbit/s	76Mb/s	76.0 Mbit/s	122Mb/s	122.0 Mbit/s
31Mb/s	31.0 Mbit/s	77Mb/s	77.0 Mbit/s	123Mb/s	123.0 Mbit/s
32Mb/s	32.0 Mbit/s	78Mb/s	78.0 Mbit/s	124Mb/s	124.0 Mbit/s
33Mb/s	33.0 Mbit/s	79Mb/s	79.0 Mbit/s	125Mb/s	125.0 Mbit/s
34Mb/s	34.0 Mbit/s	80Mb/s	80.0 Mbit/s	126Mb/s	126.0 Mbit/s
35Mb/s	35.0 Mbit/s	81Mb/s	81.0 Mbit/s	127Mb/s	127.0 Mbit/s
36Mb/s	36.0 Mbit/s	82Mb/s	82.0 Mbit/s	128Mb/s	128.0 Mbit/s
37Mb/s	37.0 Mbit/s	83Mb/s	83.0 Mbit/s	129Mb/s	129.0 Mbit/s
38Mb/s	38.0 Mbit/s	84Mb/s	84.0 Mbit/s	130Mb/s	130.0 Mbit/s
39Mb/s	39.0 Mbit/s	85Mb/s	85.0 Mbit/s	131Mb/s	131.0 Mbit/s
40Mb/s	40.0 Mbit/s	86Mb/s	86.0 Mbit/s	132Mb/s	132.0 Mbit/s
41Mb/s	41.0 Mbit/s	87Mb/s	87.0 Mbit/s	133Mb/s	133.0 Mbit/s
42Mb/s	42.0 Mbit/s	88Mb/s	88.0 Mbit/s	134Mb/s	134.0 Mbit/s
43Mb/s	43.0 Mbit/s	89Mb/s	89.0 Mbit/s	135Mb/s	134.7 Mbit/s
44Mb/s	44.0 Mbit/s	90Mb/s	90.0 Mbit/s		
45Mb/s	45.0 Mbit/s	91Mb/s	91.0 Mbit/s		

### 3 複合利用割引

#### (1) 複合利用割引 (タイプ1)

1 複合利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、以下のアからエに定める条件を満たすVPN契約者（VPNグループ代表者（臨時VPN契約者を除きます。）に限ります。以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）から申出があった場合には、そのVPN契約者に係る1の所属VPNグループ（VPN契約者があらかじめ指定した所属VPNグループに限ります。以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）を構成するVPN契約に係る料金表第1表（料金）に規定する回線使用料（基本料を除きます。以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）の額（料金表第1表第1（基本料金）の1-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。）及び定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の1-1（適用）の(1)から(3)欄の適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。）から次表に規定する額の割引（以下この料金表別表3の(1)において「複合利用割引（タイプ1）」といいます。）を行います。

ただし、通則21の規定により高額利用割引を適用される場合又は料金表別表3の(2)の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

ア VPN契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）であって、VPN契約者に係るもの（そのVPN契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が3,000,000,000円（3,300,000,000円）以上であること。

イ 所属VPNグループが、VPNサービス（アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）のみにより構成されていること。

ウ 所属VPNグループが、350以上の契約者回線等により構成されていること。

エ 全ての都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）に、VPNサービス（所属VPNグループに係るものに限ります。）に係る契約者回線他社接続契約者回線の終端の場所があること。

割引額 (月額)	回線使用料及び定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額	
	複合利用割引（タイプ1）の対象となる料金	割引率
	回線使用料	8%
	定額通信料金	25%

(2) 当社は、VPN契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について、回線使用料及び定額通信料金に対する複合利用割引（タイプ1）を適用します。

- (3) 当社は、VPN契約者から、その所属VPNグループに新たにVPN契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、所属VPNグループを構成しているVPN契約をその所属するVPNグループから除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その所属VPNグループを構成するVPN契約として取り扱います。
- (4) 当社は、複合利用割引(タイプ1)に係るVPN契約の解除があった場合には、その解除されたVPN契約に係る複合利用割引(タイプ1)を廃止します。
- (5) 当社は、VPN契約者が(1)のアからエに掲げる条件を満たさなくなった場合又はVPN契約者から複合利用割引(タイプ1)の廃止の申出があった場合には、複合利用割引(タイプ1)を廃止します。
- (6) (1)から(5)の場合において、当社は、複合利用割引(タイプ1)の対象となるそのVPN契約の回線使用料及び定額通信料金を通則3から7の規定に準じて取り扱います。
- (注) 本欄(1)のアに規定する当社が別に定める電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス(イーサネット通信サービスから移行したものに限り)とします。

## (2) 複合利用割引(タイプ2)

- 1 複合利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。
- (1) 当社は、以下のアからウに定める条件を満たすVPN契約者(VPNグループ代表者(臨時VPN契約者を除きます。))に限り、以下この料金表別表3の(2)において同じとします。)から申出があった場合には、そのVPN契約者に係る1の所属VPNグループ(VPN契約者があらかじめ指定した所属VPNグループに限り、以下この料金表別表3の(2)において同じとします。)を構成するVPN契約に係る料金表第1表(料金)に規定する定額通信料金の額(料金表第1表第2(通信料金)の1-1(適用)の(1)から(3)欄の適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。)から次表に規定する額の割引(以下この料金表別表3の(2)において「複合利用割引(タイプ2)」といいます。)を行います。
- ただし、通則19の規定により継続利用に係る料金の減額を適用される場合、通則21の規定により高額利用割引を適用される場合又は料金表別表3の(1)の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。
- ア VPN契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り)であって、VPN契約者に係るもの(そのVPN契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。)の料金額の年間累計額(前12料金月の累計額とします。)が3,000,000,000円(3,300,000,000円)以上であること。
- イ 所属VPNグループが、300以上の契約者回線等により構成されていること。
- ウ 所属VPNグループに係るVPNサービスの品目(アクセスタイプ1(イーサネットアクセスに限り)及びアクセスタイプ5(イーサネットアクセスに限り)についてはポート速度とします。)に係る符号伝送速度の合計値が300Mbit/s以上であること。

割引額 (月額)	定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額	
	複合利用割引（タイプ2）の対象となる料金	割引率
	定額通信料金	42%

(2) 当社は、VPN契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について、定額通信料金に対する複合利用割引（タイプ2）を適用します。

(3) 当社は、VPN契約者から、その所属VPNグループに新たにVPN契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、所属VPNグループを構成しているVPN契約をその所属するVPNグループから除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その所属VPNグループを構成するVPN契約として取り扱います。

(4) 当社は、複合利用割引（タイプ2）に係るVPN契約の解除があった場合には、その解除されたVPN契約に係る複合利用割引（タイプ2）を廃止します。

(5) 当社は、VPN契約者が(1)のアからウに掲げる条件を満たさなくなった場合又はVPN契約者から複合利用割引（タイプ2）の廃止の申出があった場合には、複合利用割引（タイプ2）を廃止します。

(6) (1)から(5)の場合において、当社は、複合利用割引（タイプ2）の対象となるそのVPN契約の定額通信料金を通則3から7の規定に準じて取り扱います。

(注) 本欄(1)のアに規定する当社が別に定める電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス（イーサネット通信サービスから移行したものに限り。）とします。